<参考資料>

杉並区個人情報の保護に関する安全管理措置等基準 自己点検表

対象業務名 保		保育所補助等に関する業務						
E管部課名	子ども家庭部保育課							
点検事項		新規·変更	実施予定年月日	根拠法令等				
個人情報の	保有等		令和 年 月 日					
外部委託			令和 年 月 日					
指定管理			令和 年 月 日					
労働者派遣			令和 年 月 日					
目的外利用			令和 年 月 日					
外部提供		新規	令和6年10月1日					
電算入力		新規	令和6年10月1日					
外部結合			令和 年 月 日					
	管部課名点検事個人情報の外部委指定管労働者目的外科外部提電算入	管部課名 子ども家 点検事項個人情報の保有等 外部委託 指定管理 労働者派遣 目的外利用 外部提供 電算入力	管部課名子ども家庭部保育課点検事項新規・変更個人情報の保有等外部委託指定管理労働者派遣目的外利用外部提供新規電算入力新規	管部課名子ども家庭部保育課点検事項新規・変更実施予定年月日個人情報の保有等令和 年 月 日外部委託令和 年 月 日指定管理令和 年 月 日労働者派遣令和 年 月 日目的外利用令和 年 月 日外部提供新規令和6年10月1日電算入力新規令和6年10月1日				

待機児童解消対策の一環として、令和6年10月1日から杉並区ベビーシッター利用支援事業 (事業者連携型)を実施する。

本件事業は、東京都(以下「都」という。)及び公益財団法人全国保育サービス協会(以下「協会」という。)との三者協定に基づいて実施するものであり、利用料の減額、ベビーシッターが児童の居宅までに要する交通費の補助、多子世帯負担軽減補助の3項目の補助を行う。このうち、利用料の減額については、利用者が協会から発行されるアカウントにより都の専用システムにログインして助成券を発行する必要があり、アカウントの発行手続きは以下の流れで行われる。

- ①利用者が区にアカウント発行申請書を提出する。
- ②区は申請書を審査し、不備がないことを確認したうえで都に申請書を送付する。
- ③都は、区から送付された申請書の内容とベビーシッター事業者から報告を受けた利用契約内容を突合したうえで協会にアカウントの発行を依頼する。
- ④都から依頼を受けた協会は、申請書に記載された利用者の住所宛てにアカウントが記載された書面を郵送する。

上記のとおりアカウント発行手続きでは、区が受理・審査した申請書を都に提供することとなっているため、東京都に対して新たに外部提供を行う。

また、交通費補助、多子世帯負担軽減補助については利用者への償還払いによる交付のため、アカウント発行状況を含めた申請者情報を管理するシステムを新たに設置する。

【外部提供】

件

 \mathcal{O}

概

東京都に対して新たに「氏名」等5項目の外部提供を行う。

【電算入力】

ベビーシッター利用支援事業申請者管理システムを新たに設置する。

	令和 年 月 日	
デジタル・セキュリ ティ部会での	報告了承	
審議結果	以下のとおり	
)
備者		

外部提供記録票

		部課名	子ども	家庭部保	育課		整理番号	
		保育所補助等			記録年月日	2	令和6年10月1日	
	業務の名称						に関する業務	
5	外部提供の相手方	東京都						に関する未分
外部排	是供の相手方の利用目的	ベビーシ 行するた		用支援	事業の	利用者に専用	システムの	アカウントを発
			0	本人同意	意		本人同意	意以外
外部 提供 の根 拠	本人同意以外の根拠							
	外部提供の方法		閲覧	0	文書	磁気媒体	k 0	その他(電子メール)
	1 氏名				16			
	2 住所				17			
	3 電話番号				18			
	4 生年月日				19			
外	5 入所・利用状況				20			
部提供をし	6				21			
をし	7				22			
た 個	8				23			
人情報の	9				24			
かの頃	10				25			
項 目	11				26			
	12				27			
	13				28			
	14				29			
	15				30			
ſi								

自己点検表④-1(□目的外利用・☑外部提供)

業務の名称	保育所補助等に関する業務
主管部課名	子ども家庭部保育課
業務の根拠法令等	
利用目的(全体)	私立保育所・幼稚園等、地域型保育事業・認可外保育施設の利用者に対する給付等のため

	目的外利用を行う業務の名称		
目的外 利用	部課名		
4.47.14	目的外利用を行う理由		
AI -	外部提供先の種別	行政機関	
外部 提供	外部提供先(詳細)	東京都	
IKIN.	外部提供の方法	文書 その他	方法(詳細) 電子メール

	目的外利用又は 外部提供を行う		1.目的外利用・外部提供を行う保有個人情報の範囲及び妥当性(第1号)		目的外利用又は 外部提供を行う	1	. 目的外利用・外部提供を行う保有個人情報の範囲及び妥当性(第1号)
	保有個人情報 <u>※下線は</u> 要配慮個人情報	萝	業務の実施に当たり、当該保有個人情報を目的外 利用又は外部提供する必要があるか。〈第1号〉		保有個人情報 ※下線は 要配慮個人情報		逐務の実施に当たり、当該保有個人情報を目的外利用又は外部提供する必要があるか。〈第1号〉
No		Z	目的外利用又は外部提供が必要な理由	No		Ø	目的外利用又は外部提供が必要な理由
1	氏名	Ø	区が利用者から受理したアカウント発行申 請書を東京都に提出するため。	11			
2	住所	Ø	区が利用者から受理したアカウント発行申 請書を東京都に提出するため。	12			
3	電話番号	Ø	区が利用者から受理したアカウント発行申 請書を東京都に提出するため。	13			
4	生年月日	Ø	区が利用者から受理したアカウント発行申 請書を東京都に提出するため。	14			
5	入所·利用状況	Ø	区が利用者から受理したアカウント発行申 請書を東京都に提出するため。	15			
6				16			
7				17			
8				18			
9				19			
10				20			

自己点検表④-2(□目的外利用・☑外部提供)

業務の名称	保育所補助等に関する業務
主管部課名	子ども家庭部保育課
業務の根拠法令等	
利用目的(全体)	私立保育所・幼稚園等、地域型保育事業・認可外保育施設の利用者に対する給付等のため

		2. 目的外利用·外部提供以	「係るる	確認事項(第2号~第	第7号)			
	・目的外利用又は外部提供を行うに当たり、以下の事項についてどのような措置を施すか。〈第2号~第7号〉							
Z		確認事項	具体的内容·具体的対応等					
				根拠をプルダウン から選択⇒	●【利用目的内の場合】外部提供を行う法令根拠又は相当の理由がある			
Ø	1	・目的外利用又は外部提供を行う根拠は何か。 〈第2号・第3号〉	根拠	【利用目的のための保有個人情報を外るとき。)外部提供】 部提供する法令根拠又は相当の理由があ			
				【根拠法令、本人同意の	ウ方法、相当の理由、特別な理由等について記 載 】			
			具体 的内 容	クセスして助成券を 発行手順として、区	当たって、利用者は都の専用システムにア 発行する必要があり、システムのアカウント が利用者から発行申請書を受理した上で、 提出することが定められているため。			
無	2	法第69条第2項第3号の規定に基づき他の行政機関等に保有個人情報を提供する場合であって、必要があると認めるときは、法第70条の規定に基づき③ 及び④に規定する措置を講ずるか。〈第4号〉						
無	3	法第69条第2項第4号の規定に基づき行政機関等以外の者に保有個人情報を提供する場合にあっては、法第70条の規定に基づき、提供先との間において、原則として、利用目的、利用する業務の根拠法令、利用する記録範囲及び記録項目、利用形態等を記載した書面(電磁的記録を含む。)を取り交わすか。〈第5号〉						
無	4	③のほか、法第69条第2項第4号の規定に基づき行政機関等以外の者に保有個人情報を提供する場合にあっては、法第70条の規定に基づき、保有個人情報の取扱いに係る安全確保の措置を講ずることを求めるとともに、必要があると認めるときは、当該提供をする前又は随時に実地の調査等を行い、当該措置の状況を確認してその結果を記録するとともに、改善要求等の必要な措置を講ずるか。〈第6号〉						
Ø	5	個人情報を提供するに当たり、漏えい等による被害発生のリスクを 低減する観点から、提供先の利用目的、保有個人情報の秘匿性等 その内容その他の事情を考慮し、必要に応じ、特定の個人を識別 することができる記載の全部又は一部を削除し、又は別の記号に置 き換える等の措置を講ずるか。〈第7号〉	提供する個人情報は全て業務に必要であるため、当該措置は実施しない。					
		3. 利用目的以外の目的のための外国にある第3	三者へ	の外部提供に係る研	確認事項(第8号~第10号)			
禾	刊用	目的以外の目的のために保有個人情報を外国にある第三者に提供	キする り	場合、以下の事項につ	いてどのような措置を施すか。〈第8号~第10号〉			
V		確認事項		具体	的内容·具体的対応等			
無	6	法第71条第1項の規定により外国にある第三者に利用目的以外の目的のために保有個人情報を提供する場合にあっては、同項の規定に基づき本人の同意を得るか。〈第8号〉						
無	7	法第71条第1項の規定に基づき本人の同意を得る場合にあって は、同条第2項の規定に基づき当該本人に参考となるべき外国にお ける個人情報の保護に関する制度に係る情報等を提供するか。 〈第9号〉						
無	8	法第71条第3項の規定により外国にある第三者に利用目的以外の目的のために保有個人情報を提供した場合にあっては、同項の規定に基づき必要な措置を講じるか。〈第10号〉						

電算入力記録票

		部課名	子ども家庭部保育課				整理番号	第448号		
業務システム名					記録年月日			令和6年10月1日		
未作	ガン人ナム石	ベビーシッター利用支援事業申請者管理システム								
記		キュリティ部会 手月日	番号	記録年	年月日		た項目番号			
録	令和6年	9月18日	49	令和6年	10月1日	1~1	10記録			
の										
経										
_										
過										
	1 氏名				16					
記	2 住所				17					
	3 電話都	等号			18					
	4 生年月	日			19	9				
録	5 入所・	利用状況			20					
	6 口座				21					
	7 メール	アドレス			22					
の	8 家族構				23					
		斗•利用料納付	状況		24					
_	10 助成金	≩額 —————			25					
項	11				26					
	12				27					
	13				28					
目	14				29					
	15				30					
備考										
考										

報告	30
1 1 1 1	

自己点検表⑤-1(電算入力)

	T = 111 (K) = (1 (E) 1 / 4 (1)
業務の名称	保育所補助等に関する業務
主管部課名	子ども家庭部保育課
業務の根拠法令等	
利用目的(全体)	私立保育所・幼稚園等、地域型保育事業・認可外保育施設の利用者に対する給付等のため

システム名	ベビーシッター利用支援事業申請者管理システム
	ベビーシッター利用支援事業の利用に伴う専用システムのアカウント発行申請処理状況及び補助金交付に係る情報を管理する。

					•		
\			1. 電子計算組織に記録する保有個人情報の	\		1	1. 電子計算組織に記録する保有個人情報 の
$ \setminus $	区の機関が管理 する電子計算組		範囲及び妥当性(第1号)	\	区の機関が管理 する電子計算組		範囲及び妥当性(第1号)
$ \setminus $	織に記録する		終の実施に当たり、当該保有個人情報を区の機 制が管理する電子計算組織に記録する必要がある	\	織に記録する	業態	終の実施に当たり、当該保有個人情報を区の機 引が管理する電子計算組織に記録する必要がある
$ \ $	保有個人情報 ※ <u>下線は要配慮個</u>	カ	,	\	保有個人情報 ※ <u>下線は要配慮個</u>	カ	,
	<u>人情報</u>	<.	第1号〉		<u>人情報</u>	< 3	第1号〉
No		V	電子計算組織への記録が必要な理由	No		V	電子計算組織への記録が必要な理由
1	氏名	V	アカウント発行申請状況管理及び補助金交付に あたり正確で効率的な事務処理を実施するため。	11		Ø	
2	住所	₽	アカウント発行申請状況管理及び補助金交付に あたり正確で効率的な事務処理を実施するため。	12		V	
3	電話番号	₽	アカウント発行申請状況管理及び補助金交付に あたり正確で効率的な事務処理を実施するため。	13		V	
4	生年月日	₽	アカウント発行申請状況管理及び補助金交付に あたり正確で効率的な事務処理を実施するため。	14		V	
5	入所·利用状況	₽	アカウント発行申請状況管理及び補助金交付に あたり正確で効率的な事務処理を実施するため。	15		V	
6	口座	₽	アカウント発行申請状況管理及び補助金交付に あたり正確で効率的な事務処理を実施するため。	16		Ŋ	
7	メールアドレス	V	アカウント発行申請状況管理及び補助金交付に あたり正確で効率的な事務処理を実施するため。	17		Ŋ	
8	家族構成	V	アカウント発行申請状況管理及び補助金交付に あたり正確で効率的な事務処理を実施するため。	18		V	
9	保育料·利用料 納付状況	₽	アカウント発行申請状況管理及び補助金交付に あたり正確で効率的な事務処理を実施するため。	19		Ŋ	
10	助成金額	Z	アカウント発行申請状況管理及び補助金交付に あたり正確で効率的な事務処理を実施するため。	20		V	

自己点検表⑤-2(電算入力)

業務の名称	保育所補助等に関する業務
主管部課名	子ども家庭部保育課
業務の根拠法令等	
利用目的(全体)	私立保育所・幼稚園等、地域型保育事業・認可外保育施設の利用者に対する給付等のため

2. 電子計算組織に係る確認事項(第2号~第5号)											
		•保有	有個人情報	を区の機関	が管理する	電子	計算約	且織に記録	するに当	たっての確認	事項〈第2号〉
V	1	対象者数 (第2号ア) 39	人 🗷 ②	操作員数 〈第2号イ〉	3	人区		操作員種別 〈第2号ウ〉	区職員	操作員の詳細 〈第2号ウ関連〉	
Z	4	データ処 理件数 〈第2号エ 〉	件 🗷 ⑤	操作端末 種別 〈第2号オ〉	内部情報 端末 (switchPC		操作端	也の場合) まの詳細 みオ関連〉			
		•区の機関が管理	里する電子	計算組織へ	の記録に当	たり、	以下	の事項につ	ついてどの	うな措置を加	施すか。〈第3号~第5号〉
₽			確認事項	頁				吞	在認事項·	への具体的対応	応•代替措置等
						V	1 バ	ックアップ	自動で	日次バックアップ	を行う。
							1 デー	-タの暗号化	データに	は全て暗号化され	にいる。
							ログ	の取得管理		テンフトにより、随い 定期的に確認を行	時自動で取得されたアクセスログを、 テっている。
		保有個人情報の秘匿性等その内容(※)に応じて必要な措置を 行うか。〈第3号〉 ※特定の個人の識別の容易性の程度、要配慮個人情報の有 無、漏えい等が発生した場合に生じ得る被害の性質・程度など				Z	1 パフ	ママス マップ マップ マップ スタック マップ スタック スタック スタック スタック スタック スタック スタック マイス			áたっては、個人のIDとパスワード認 ドは90日に1度変更を行う。
						量を無	IC:	カード認証			
₽	6						ŧ <u>/</u>	生体認証			
								タ持ち出し管 ノフトの導入	で 区職員I	PCにはデータ持	ち出し管理ソフトを導入している。
								νス対策ソフ の導入	区職員I	PCにはウイルス対	対策ソフトを導入している。
								電電源装置 PS)の導入	サーバ	こ無停電電源装	置を導入している。
								(その他)			
Z	7	アクセスする権限を有 業務を行う上で必要					アクセス	権限を有する	る職員は事	孫を担当する保	育料担当の職員に限定する。
Z	8	(保有個人情報の秘匿性等その内容に応じて、保有個人情報の複製・送信及び保有個人情報が記録を表して、保有個人情報が記録された媒体の外部への送付及び持ち出しができる場合を必要最小限に限定しているか。〈第5号〉						もに、データ持ち出し管理ソフトを導			

却什	0.1
報音	31

杉並区個人情報の保護に関する安全管理措置等基準 自己点検表

交	 	軽自動	車税に関する	業務		
主	三管部課名	区民生活	舌部課税課			
該当	点検事	項	新規·変更	実施予定年月	日	根拠法令等
	個人情報の	保有等		令和 年 月	日	
	外部委	託		令和 年 月	日	
	指定管	理		令和 年 月	日	
	労働者》			令和 年 月	日	
	目的外秆	刊用		令和 年 月	日	
	外部提	供		令和 年 月	日	
	電算入	力		令和 年 月	日	
\bigcirc	外部結	合	新規	令和7年3月3	1日	
案件の概要	二輪の小型 この度、デ 方法を、閲覧 ついては、 登録情報協 【外部結合】	自動車に ジタル化 記調査が 国土交送 会と外音	に関する帳簿 と推進基本一名 通大臣から登 が結合を行い 車検査登録	書類等の閲覧記針の一環としてはよる収集に変いまる収集に変いまままままままままままままままままままままままままままままままままままま	周二、更情報	輪の小型自動車の登録に関する情報の収集
デ	ジタル・セキニ		報告了承	Н		
	ティ部会での		以下のとおり)		
	審議結果		1	,		,
			()
備考						

Ž I	部 詰	果	名	区民生活部課税課		整理番号					
	業務の名		紙	軽自動車税		記録年月日					
	未伤。	747	ינען	(1)			に関する業務				
外部	部結合	の相	手方	一般財団法人自動車検査登録情報協会							
外	部結合	合の	根拠	二輪の小型自動車について効率的に軽自動車税を賦課するため							
外	部結合	うの だ	方法	インターネット回線							
				提供する個人情報の項目 収集する個人情報の項目							
				1	1	1 自動車登録番号					
				2	2	2 車台番号					
				3	3	所有者の氏名又は	は名称				
				4	4	4 所有者住所					
				5 使用者の氏名又(は名称					
				6	6	使用者住所					
	部結合			7	7	使用の本拠の位置	置住所				
	₹・提供される ■人情報の項目			8	8	登録年月日/交付	寸年月日				
				9		自動車の種別					
				10		有効期間の満了る	する日				
				11	11	盗難情報					
				12		状態フラグ					
				13							
				14	14						
				15	15						
備考											

-
31

自己点検表⑥-1(外部結合)

業務の名称	軽自動車税に関する業務
主管部課名	区民生活部課税課
業務の根拠法令等	
利用目的(全体)	二輪の小型自動車について効率的に軽自動車税を賦課するため

システム名	自動車検査登録情報提供サービス
外部結合を行う業務の 内容	取得した車両情報を基に、軽自動車税の課税を行う。

				1. 外部結合によって提供・取得する個人情報の妥当性(第1号・第2号) ・業務の実施に当たり、当該保有個人情報を外部結合により提供又は当該個人情報を外部結合により取得する必要があるか。〈第1号・第2号〉					
No	提供する保有個人情報	取得する個人情報	Ø	外部結合が必要な理由					
1		自動車登録番号	Ø	効率的に軽自動車税を賦課するため					
2		車台番号	Ø	効率的に軽自動車税を賦課するため					
3		所有者の氏名又は名 称	Ø	効率的に軽自動車税を賦課するため					
4		所有者住所	Ø	効率的に軽自動車税を賦課するため					
5		使用者の氏名又は名 称	Ø	効率的に軽自動車税を賦課するため					
6		使用者住所	Ŋ	効率的に軽自動車税を賦課するため					
7		使用の本拠の位置住 所	Ø	効率的に軽自動車税を賦課するため					
8		登録年月日/交付年 月日	Ŋ	効率的に軽自動車税を賦課するため					
9		自動車の種別	Ø	効率的に軽自動車税を賦課するため					
10		有効期間の満了する 日	Ø	効率的に軽自動車税を賦課するため					

1. 外部結合によって提供・取得する個人情報の妥当性(第1号・第2号) 外部結合によって提供する 保有個人情報・取得する個人情報 <u>(下線は要配慮個人情報)</u> ・業務の実施に当たり、当該保有個人情報を外部結合により提供又は当該個人情報を外部結合により取得する必要があるか。〈第1号・第2号〉 No 提供する保有個人情報 取得する個人情報 外部結合が必要な理由 盗難情報 ☑効率的に軽自動車税を賦課するため 11☑効率的に軽自動車税を賦課するため 状態フラグ 12 13 14 15 16 17 18 19 20 21 22 23 24

報告	31
	01

自己点検表⑥-2(外部結合)

業務の名称	軽自動車税に関する業務
主管部課名	区民生活部課税課
業務の根拠法令等	
利用目的(全体)	二輪の小型自動車について効率的に軽自動車税を賦課するため

2. 外部結合に係る確認事項(第3号~第13号)													
							眼〈第3号・第4号〉						
₽	1	外部結合の 相手方 〈第3号〉	民間事業者	相手方の 詳細 〈第3号関連〉	一般財団法人日	般財団法人自動車検査登録情報協会							
Z	2	外部結合の 方法 〈第4号〉	インターネット回 線	その他の場合の 詳細 〈第4号関連〉									
	・【提供の場合のみ】外部結合に当たり、以下の事項についてどのような措置を施すか。〈第5号~第13号〉												
₽			確認事	項			確認事項~	への具体的対応・代	替措置等				
☑ ③ 外部結合により保有個人情報の提供を行う根拠は何か。 〈第5号・第6号〉							根拠をプルダウン から選択⇒						
					4000	具体 的内 容	【根拠法令、本人同意の	D方法、相当の理由、P	特別な理由等につ	かて記載】			
無	4	情報を外部結合	頁第3号の規定に基 合によって提供する の条の規定に基づ ・〉	場合であって、必	要があると認め								
無	5	個人情報を外部 の規定に基づき 利用する業務の	9第4号の規定に基 部結合によって提供 き、提供先との間に の根拠法令、利用す した書面(電磁的記	はする場合にあって おいて、原則として する記録範囲及び記	は、法第70条 、利用目的、 記録項目、利用								
無	6	の者に保有個/ は、法第70条の 確保の措置を請 は、当該提供を	669条第2項第4号 人情報を外部結合 規定に基づき、保 構ずることを求める。 する前又は随時に してその結果を記 が が、〈第9号〉	によって提供する場 有個人情報の取扱 とともに、必要がある 実地の調査等を行	易合にあって ひいに係る安全 ると認めるとき 行い、当該措置								
無	7	低減する観点が その内容その他 することができる	共するに当たり、漏いら、提供先の利用 也の事情を考慮し、 る記載の全部又はい が措置を講ずるか。	目的、保有個人情 必要に応じ、特定の 一部を削除し、又に	報の秘匿性等 の個人を識別								
無	8	目的のために係	質の規定により外国 保有個人情報を外語 の規定に基づき本	部結合によって提供	共する場合に								
無	9	は、同条第2項	の規定に基づきすの規定に基づき当の規定に関する制度に関する制度	該本人に参考とな	るべき外国にお								
無	10	目的のために係	質の規定により外国 保有個人情報を外語 の規定に基づき必	部結合によって提供	共した場合に								
_													

却 生	20
郑 口	32

杉並区個人情報の保護に関する安全管理措置等基準 自己点検表

犮	 象業務名	1	認に関する業		在旧世节至中 日日本快久			
	·····································		備部建築課					
該当	1		新規·変更	実施予定年月日	根拠法令等			
	個人情報の保有等			令和 年 月 日				
	外部委	託		令和 年 月 日				
	指定管	理		令和 年 月 日				
	労働者	派遣		令和 年 月 日				
	目的外列	利用		令和 年 月 日				
	外部提	供		令和 年 月 日				
\circ	電算入	力	新規	令和7年4月1日				
\bigcirc	外部結	i合	新規	令和7年4月1日				
案件の概要	ステムと外部結合を行い、「建築主氏名・住所・電話番号」等87項目を収集する。							
デ	ジタル・セキュ	- ユリ	中 月 報告了承	日				
	ティ部会での		以下のとおり)				
	審議結果		(,)			
			\		,			
備考								

電算入力記録票

		部課名	ジアノマノリ 備部建築課											
- 사 무 - 3	ない コー / カ				記録	年月日				令和7年4月1日				
表征	タンステム名	システム名 建築確認申請等受付システム												
記	デジタル・セニ 報告 ⁴	Fュリティ部会 ∓月日	番号	番号 記録年月日				記録・消去した項目番号						
録	令和6年	11月8日	51	令和7年	4月1	日	1~	87記録						
の														
経														
71														
過														
	 1 建築主	 氏名·住所·電	話番号		16	届出設	 :備有	無						
記	2 建築場	·所			17	昇降機	確認	年月日·番	号					
	3 建築物	3 建築物の用途・構造						竣工検査年月日						
	4 新築・廿	曽築の別			19	昇降機の性能								
録	5 敷地面	積			20	検査結	果							
	6 建築面	積			21	1 敷地・家屋の形状								
	7 建築延	面積			22 手数料									
の	8 工事完	了予定年月日			23	23 工事関係者資格・氏名・事務所・住所・電話番号								
	9 確認申	請受付番号•碌	在認年月 E	3	24	4 指定特定工程工事終了予定年月日								
	10 取下•取	双止・変更の申請	年月日及	び変更確認書	25 付近見取図・配置図									
項	11 工事着	工・完了届出年	₹月日		26	26 中間検査申請·検査·合格証交付年月日·合格証番号								
	12 検査済	証の交付年月	日		27	7 完了検査申請・検査年月日								
	13 住宅金	住宅金融公庫の融資番号					查者及	び設計者の資格	・氏名	・勤務先・住所・電話番号				
目	14 所有者	所有者又は管理者の氏名・住所・電話番号					29 調査・検査結果報告の概要							
	15 建築物	の名称・所在均	<u>t</u>		30	性能検	証法	等 ————						
備考														
有														

電算入力記録票

	31	増築・改築・用途変更等の経過	66	適合判定通知年月日
	32	関連図書の整備状況	67	市街化区域等
	33	検査対象建築設備の概要	68	工事種別
記	34	保守業者の名称・住所・電話番号	69	低炭素化のための建築物の新築等に係る構造及び設備の概要
	35	不適合となっている規定	70	住戸番号
	36	二以上に工事を分けて行う理由	71	住戸の存する階
	37	全体計画の概要	72	専用部分の床面積
	38	定期報告等年月日	73	登録建築物調査機関
	39	建物の状況	74	容積率の特例適用
	40	省エネルギー措置	75	登記簿上の所在地
録	41	申請者氏名	76	登記簿上の建築時期
	42	分譲事業者名	77	登記簿上の主要構造
	43	譲受人氏名	78	登記簿上の階数
	44	住宅の維持保全者氏名	79	登記簿上の延べ面積
	45	申請者住所	80	登記簿上の主要用途
	46	各階の床面積	81	登記簿上の所有者氏名
	47	住宅の種別	82	登記簿上の所有者住所
の	48	住戸の数	83	申請理由
	49	高さ	84	申請者連絡先
	50	階数	85	申請者ID
	51	構造	86	登録年月日
	52	工事着手予定	87	申請年月日
	53	工事完了予定日	88	
	54	建築確認の申し出の有無	89	
項	55	(申請処理情報)認定申請番号	90	
	56	認定申請年月日	91	
	57	認定年月日	92	
	58	取止め・取下げ年月日	93	
	59	建築確認済番号	94	
	60	建築確認済年月日	95	
	61	(委託処理情報)住宅性能評価機関名	96	
目	62	評価委託年月日	97	
	63	評価通知年月日	98	
	64	構造適合判定機関	99	
	65	適合判定委託年月日	100	

報告 32

自己点検表⑤-1(電算入力)

	H = 1111 PC = (12) 7
業務の名称	建築確認に関する業務
主管部課名	都市整備部建築課
業務の根拠法令等	建築基準法、杉並区建築基準法施行細則
利用目的(全体)	申請への迅速な対応、事務処理の効率化及び申請情報を区及び申請者間で共有するため

システム名	建築確認申請等受付システム
区の機関が管理する電子計算組織 への記録を行う業務の内容 (電子計算組織の処理内容・利用 方法)	建築確認申請等の受付及び審査

	区の機関が管理 する電子計算組 織に記録する 保有個人情報 ※ <u>下線は要配慮個</u> 人情報	業関カ	1. 電子計算組織に記録する保有個人情報 の 範囲及び妥当性(第1号) 務の実施に当たり、当該保有個人情報を区の機 が管理する電子計算組織に記録する必要がある 。 第1号〉	\setminus	区の機関が管理 する電子計算組 織に記録する 保有個人情報 ※ <u>下線</u> は要配慮個 人情報	業関か	1. 電子計算組織に記録する保有個人情報 の 範囲及び妥当性(第1号) 務の実施に当たり、当該保有個人情報を区の機 が管理する電子計算組織に記録する必要がある 。 第1号〉
No		Ŋ.	電子計算組織への記録が必要な理由	No		N.	電子計算組織への記録が必要な理由
1	建築主氏名·住 所·電話番号	Ŋ	申請への迅速な対応や事務処理の効率化及び 申請情報の区及び申請者間での円滑な共有を 実現するため。	11	工事着工·完了 届出年月日	Ŋ	申請への迅速な対応や事務処理の効率化及び 申請情報の区及び申請者間での円滑な共有を 実現するため。
2	建築場所	Ŋ	申請への迅速な対応や事務処理の効率化及び 申請情報の区及び申請者間での円滑な共有を 実現するため。	12	検査済証の交付 年月日	Ŋ	申請への迅速な対応や事務処理の効率化及び 申請情報の区及び申請者間での円滑な共有を 実現するため。
3	建築物の用途・ 構造	Ŋ	申請への迅速な対応や事務処理の効率化及び 申請情報の区及び申請者間での円滑な共有を 実現するため。	13	住宅金融公庫の 融資番号	Ŋ	申請への迅速な対応や事務処理の効率化及び 申請情報の区及び申請者間での円滑な共有を 実現するため。
4	新築・増築の別	V	申請への迅速な対応や事務処理の効率化及び 申請情報の区及び申請者間での円滑な共有を 実現するため。	14	所有者又は管理 者の氏名・住所・ 電話番号	V	申請への迅速な対応や事務処理の効率化及び 申請情報の区及び申請者間での円滑な共有を 実現するため。
5	敷地面積	Ŋ	申請への迅速な対応や事務処理の効率化及び 申請情報の区及び申請者間での円滑な共有を 実現するため。	15	建築物の名称・ 所在地	Ŋ	申請への迅速な対応や事務処理の効率化及び 申請情報の区及び申請者間での円滑な共有を 実現するため。
6	建築面積	V	申請への迅速な対応や事務処理の効率化及び 申請情報の区及び申請者間での円滑な共有を 実現するため。	16	届出設備有無	V	申請への迅速な対応や事務処理の効率化及び 申請情報の区及び申請者間での円滑な共有を 実現するため。
7	建築延面積	V	申請への迅速な対応や事務処理の効率化及び 申請情報の区及び申請者間での円滑な共有を 実現するため。	17	昇降機確認年月 日•番号	V	申請への迅速な対応や事務処理の効率化及び 申請情報の区及び申請者間での円滑な共有を 実現するため。
8	工事完了予定年 月日	V	申請への迅速な対応や事務処理の効率化及び 申請情報の区及び申請者間での円滑な共有を 実現するため。	18	竣工検査年月日	Ø	申請への迅速な対応や事務処理の効率化及び 申請情報の区及び申請者間での円滑な共有を 実現するため。
9	確認申請受付番 号•確認年月日	V	申請への迅速な対応や事務処理の効率化及び 申請情報の区及び申請者間での円滑な共有を 実現するため。	19	昇降機の性能	Ŋ	申請への迅速な対応や事務処理の効率化及び 申請情報の区及び申請者間での円滑な共有を 実現するため。
10	取下・取止・変更 の申請年月日及 び変更確認書	Ŋ	申請への迅速な対応や事務処理の効率化及び 申請情報の区及び申請者間での円滑な共有を 実現するため。	20	検査結果	Ŋ	申請への迅速な対応や事務処理の効率化及び 申請情報の区及び申請者間での円滑な共有を 実現するため。

	区の機関が管理する電子計算組	1	1. 電子計算組織に記録する保有個人情報 の 範囲及び妥当性(第1号)		区の機関が管理する電子計算組]	1. 電子計算組織に記録する保有個人情報 の 範囲及び妥当性(第1号)
	織に記録する 保有個人情報 ※ <u>下線は要配慮個</u> 人情報	関カ	終の実施に当たり、当該保有個人情報を区の機 が管理する電子計算組織に記録する必要がある 。 第1号〉		織に記録する 保有個人情報 ※ <u>下線は要配慮個</u> 人情報	関カ	終の実施に当たり、当該保有個人情報を区の機 引が管理する電子計算組織に記録する必要がある う。 第1号〉
No		V	電子計算組織への記録が必要な理由	No		V	電子計算組織への記録が必要な理由
21	敷地·家屋の形 状	Ŋ	申請への迅速な対応や事務処理の効率化及び 申請情報の区及び申請者間での円滑な共有を 実現するため。	35	不適合となって いる規定	Ŋ	申請への迅速な対応や事務処理の効率化及び 申請情報の区及び申請者間での円滑な共有を 実現するため。
22	手数料	Ŋ	申請への迅速な対応や事務処理の効率化及び 申請情報の区及び申請者間での円滑な共有を 実現するため。	36	二以上に工事を 分けて行う理由	Ŋ	申請への迅速な対応や事務処理の効率化及び 申請情報の区及び申請者間での円滑な共有を 実現するため。
23	工事関係者資格·氏名·事務所·住所·電話番号	V	申請への迅速な対応や事務処理の効率化及び 申請情報の区及び申請者間での円滑な共有を 実現するため。	37	全体計画の概要	Ŋ	申請への迅速な対応や事務処理の効率化及び 申請情報の区及び申請者間での円滑な共有を 実現するため。
24	指定特定工程工 事終了予定年月 日	Ŋ	申請への迅速な対応や事務処理の効率化及び 申請情報の区及び申請者間での円滑な共有を 実現するため。	38	定期報告等年月 日	Ŋ	申請への迅速な対応や事務処理の効率化及び 申請情報の区及び申請者間での円滑な共有を 実現するため。
25	付近見取図・配 置図	Ŋ	申請への迅速な対応や事務処理の効率化及び 申請情報の区及び申請者間での円滑な共有を 実現するため。	39	建物の状況	Ŋ	申請への迅速な対応や事務処理の効率化及び 申請情報の区及び申請者間での円滑な共有を 実現するため。
26	中間検査申請・ 検査・合格証交 付年月日・合格 証番号	Ŋ	申請への迅速な対応や事務処理の効率化及び 申請情報の区及び申請者間での円滑な共有を 実現するため。	40	省エネルギー措 置	Ŋ	申請への迅速な対応や事務処理の効率化及び 申請情報の区及び申請者間での円滑な共有を 実現するため。
27	完了検査申請• 検査年月日	Ŋ	申請への迅速な対応や事務処理の効率化及び 申請情報の区及び申請者間での円滑な共有を 実現するため。	41	申請者氏名	Ŋ	申請への迅速な対応や事務処理の効率化及び 申請情報の区及び申請者間での円滑な共有を 実現するため。
28	調査者、検査者及 び設計者の資格・ 氏名・勤務先・住 所・電話番号	Ŋ	申請への迅速な対応や事務処理の効率化及び 申請情報の区及び申請者間での円滑な共有を 実現するため。	42	分譲事業者名	Ŋ	申請への迅速な対応や事務処理の効率化及び 申請情報の区及び申請者間での円滑な共有を 実現するため。
29	調査・検査結果 報告の概要	V	申請への迅速な対応や事務処理の効率化及び 申請情報の区及び申請者間での円滑な共有を 実現するため。	43	譲受人氏名	Ŋ	申請への迅速な対応や事務処理の効率化及び 申請情報の区及び申請者間での円滑な共有を 実現するため。
30	性能検証法等	Ŋ	申請への迅速な対応や事務処理の効率化及び 申請情報の区及び申請者間での円滑な共有を 実現するため。	44	住宅の維持保全 者氏名	Ŋ	申請への迅速な対応や事務処理の効率化及び 申請情報の区及び申請者間での円滑な共有を 実現するため。
31	増築・改築・用途 変更等の経過	Ŋ	申請への迅速な対応や事務処理の効率化及び 申請情報の区及び申請者間での円滑な共有を 実現するため。	45	申請者住所	Ŋ	申請への迅速な対応や事務処理の効率化及び 申請情報の区及び申請者間での円滑な共有を 実現するため。
32	関連図書の整備 状況	Ŋ	申請への迅速な対応や事務処理の効率化及び 申請情報の区及び申請者間での円滑な共有を 実現するため。	46	各階の床面積	Ŋ	申請への迅速な対応や事務処理の効率化及び 申請情報の区及び申請者間での円滑な共有を 実現するため。
33	検査対象建築設 備の概要	V	申請への迅速な対応や事務処理の効率化及び 申請情報の区及び申請者間での円滑な共有を 実現するため。	47	住宅の種別	Ŋ	申請への迅速な対応や事務処理の効率化及び 申請情報の区及び申請者間での円滑な共有を 実現するため。
34	保守業者の名 称・住所・電話番 号	V	申請への迅速な対応や事務処理の効率化及び 申請情報の区及び申請者間での円滑な共有を 実現するため。	48	住戸の数	V	申請への迅速な対応や事務処理の効率化及び 申請情報の区及び申請者間での円滑な共有を 実現するため。

	区の機関が管理 する電子計算組		1. 電子計算組織に記録する保有個人情報 の 範囲及び妥当性(第1号)		区の機関が管理 する電子計算組		. 電子計算組織に記録する保有個人情報 の 範囲及び妥当性(第1号)
	織に記録する 保有個人情報 ※ <u>下線は要配慮個</u> 人情報	関カ	終務の実施に当たり、当該保有個人情報を区の機 別が管理する電子計算組織に記録する必要がある い。 第1号〉		織に記録する 保有個人情報 ※ <u>下線は要配慮個</u> 人情報	関カ	終の実施に当たり、当該保有個人情報を区の機 が管理する電子計算組織に記録する必要がある か。 第1号〉
No	ZXIATA	₽	電子計算組織への記録が必要な理由	No	ZIBTA	V	電子計算組織への記録が必要な理由
49	高さ	₽	申請への迅速な対応や事務処理の効率化及び 申請情報の区及び申請者間での円滑な共有を 実現するため。	63	評価通知年月日	V	申請への迅速な対応や事務処理の効率化及び 申請情報の区及び申請者間での円滑な共有を 実現するため。
50	階数	₽	申請への迅速な対応や事務処理の効率化及び 申請情報の区及び申請者間での円滑な共有を 実現するため。	64	構造適合判定機 関	V	申請への迅速な対応や事務処理の効率化及び 申請情報の区及び申請者間での円滑な共有を 実現するため。
51	構造	V	申請への迅速な対応や事務処理の効率化及び 申請情報の区及び申請者間での円滑な共有を 実現するため。	65	適合判定委託年 月日	V	申請への迅速な対応や事務処理の効率化及び 申請情報の区及び申請者間での円滑な共有を 実現するため。
52	工事着手予定	V	申請への迅速な対応や事務処理の効率化及び 申請情報の区及び申請者間での円滑な共有を 実現するため。	66	適合判定通知年 月日	¥	申請への迅速な対応や事務処理の効率化及び 申請情報の区及び申請者間での円滑な共有を 実現するため。
53	工事完了予定日	V	申請への迅速な対応や事務処理の効率化及び 申請情報の区及び申請者間での円滑な共有を 実現するため。	67	市街化区域等	¥	申請への迅速な対応や事務処理の効率化及び 申請情報の区及び申請者間での円滑な共有を 実現するため。
54	建築確認の申し 出の有無	V	申請への迅速な対応や事務処理の効率化及び 申請情報の区及び申請者間での円滑な共有を 実現するため。	68	工事種別	V	申請への迅速な対応や事務処理の効率化及び 申請情報の区及び申請者間での円滑な共有を 実現するため。
55	(申請処理情報) 認定申請番号	V	申請への迅速な対応や事務処理の効率化及び 申請情報の区及び申請者間での円滑な共有を 実現するため。	69	低炭素化のため の建築物の新築 等に係る構造及 び設備の概要	V	申請への迅速な対応や事務処理の効率化及び 申請情報の区及び申請者間での円滑な共有を 実現するため。
56	認定申請年月日	V	申請への迅速な対応や事務処理の効率化及び 申請情報の区及び申請者間での円滑な共有を 実現するため。	70	住戸番号	Ŋ	申請への迅速な対応や事務処理の効率化及び 申請情報の区及び申請者間での円滑な共有を 実現するため。
57	認定年月日	₽	申請への迅速な対応や事務処理の効率化及び 申請情報の区及び申請者間での円滑な共有を 実現するため。	71	住戸の存する階	V	申請への迅速な対応や事務処理の効率化及び 申請情報の区及び申請者間での円滑な共有を 実現するため。
58	取止め・取下げ 年月日	₽	申請への迅速な対応や事務処理の効率化及び 申請情報の区及び申請者間での円滑な共有を 実現するため。	72	専用部分の床面 積	V	申請への迅速な対応や事務処理の効率化及び 申請情報の区及び申請者間での円滑な共有を 実現するため。
59	建築確認済番号	₽	申請への迅速な対応や事務処理の効率化及び 申請情報の区及び申請者間での円滑な共有を 実現するため。	73	登録建築物調査 機関	V	申請への迅速な対応や事務処理の効率化及び 申請情報の区及び申請者間での円滑な共有を 実現するため。
60	建築確認済年月 日	Z	申請への迅速な対応や事務処理の効率化及び 申請情報の区及び申請者間での円滑な共有を 実現するため。	74	容積率の特例適 用	V	申請への迅速な対応や事務処理の効率化及び 申請情報の区及び申請者間での円滑な共有を 実現するため。
61	(委託処理情報) 住宅性能評価機 関名	V	申請への迅速な対応や事務処理の効率化及び 申請情報の区及び申請者間での円滑な共有を 実現するため。	75	登記簿上の所在 地	V	申請への迅速な対応や事務処理の効率化及び 申請情報の区及び申請者間での円滑な共有を 実現するため。
62	評価委託年月日	V	申請への迅速な対応や事務処理の効率化及び 申請情報の区及び申請者間での円滑な共有を 実現するため。	76	登記簿上の建築 時期	V	申請への迅速な対応や事務処理の効率化及び 申請情報の区及び申請者間での円滑な共有を 実現するため。

	区の機関が管理 する電子計算組 織に記録する		1. 電子計算組織に記録する保有個人情報 の 範囲及び妥当性(第1号) 経務の実施に当たり、当該保有個人情報を区の機	\	区の機関が管理 する電子計算組 織に記録する		1. 電子計算組織に記録する保有個人情報 の 範囲及び妥当性(第1号) 経務の実施に当たり、当該保有個人情報を区の機
$ \ \rangle$	保有個人情報 ※ <u>下線は要配慮個</u> 人情報	関カ	が管理する電子計算組織に記録する必要がある。 。 第1号〉	$ \ $	保有個人情報 ※ <u>下線は要配慮個</u> 人情報	関か	引が管理する電子計算組織に記録する必要がある
No	ZIH+K	V	電子計算組織への記録が必要な理由	No	ZIH #K	V	電子計算組織への記録が必要な理由
77	登記簿上の主要 構造	Ŋ	申請への迅速な対応や事務処理の効率化及び 申請情報の区及び申請者間での円滑な共有を 実現するため。	91			
78	登記簿上の階数	Ŋ	申請への迅速な対応や事務処理の効率化及び 申請情報の区及び申請者間での円滑な共有を 実現するため。	92			
79	登記簿上の延べ 面積	Ų	申請への迅速な対応や事務処理の効率化及び 申請情報の区及び申請者間での円滑な共有を 実現するため。	93			
80	登記簿上の主要 用途	Ŋ	申請への迅速な対応や事務処理の効率化及び 申請情報の区及び申請者間での円滑な共有を 実現するため。	94			
81	登記簿上の所有 者氏名	Ŋ	申請への迅速な対応や事務処理の効率化及び 申請情報の区及び申請者間での円滑な共有を 実現するため。	95			
82	登記簿上の所有 者住所	V	申請への迅速な対応や事務処理の効率化及び 申請情報の区及び申請者間での円滑な共有を 実現するため。	96			
83	申請理由	Ŋ	申請への迅速な対応や事務処理の効率化及び 申請情報の区及び申請者間での円滑な共有を 実現するため。	97			
84	申請者連絡先	Ŋ	申請への迅速な対応や事務処理の効率化及び 申請情報の区及び申請者間での円滑な共有を 実現するため。	98			
85	申請者ID	Ŋ	申請への迅速な対応や事務処理の効率化及び 申請情報の区及び申請者間での円滑な共有を 実現するため。	99			
86	登録年月日	Ŋ	申請への迅速な対応や事務処理の効率化及び 申請情報の区及び申請者間での円滑な共有を 実現するため。	100			
87	申請年月日	Ŋ	申請への迅速な対応や事務処理の効率化及び 申請情報の区及び申請者間での円滑な共有を 実現するため。	101			
88				102			
89				103			
90				104			

報告	32
----	----

自己点検表⑤-2(電算入力)

	· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·
業務の名称	建築確認に関する業務
主管部課名	都市整備部建築課
業務の根拠法令等	建築基準法、杉並区建築基準法施行細則
利用目的(全体)	申請への迅速な対応、事務処理の効率化及び申請情報を区及び申請者間で共有するため

						2. 電	子計算組織	比に	係る確認事項(第2号~第5号)							
	・保有個人情報を区の機関が管理する電子							電子	上計算組織に記録するに当たっての確認事項〈第2号〉							
¥	1	対象者数 〈第2号ア〉	15	人	2 2	操作員数 〈第2号イ〉	16	人区	3	操作員種別 〈第2号ウ〉	区職員	操作員の詳細 〈第2号ウ関連〉	建築課に所属する職員			
Z	4	データ処 理件数 〈第2号エ 〉	61	件	2 (5)	操作端末 種別 〈第2号才〉	独自調達端末(内語情報系)		操作	の他の場合) 端末の詳細 2号オ関連〉						
		•区の機	関が管理	する	電子	計算組織への	の記録に当	たり、	以	下の事項につ	ついてどの	うような措置を施	iすか。〈第3号~第5号〉			
¥				確	認事項	頁				存	催認事項·	への具体的対応	芯·代替措置等			
								Z	1	バックアップ	手動で	審査する毎にオン	ラインシステムに記録する。			
								Z	ラ	・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	データ	は全て暗号化され	ている。			
								Z	П	グの取得管理		ログ取得ソフトにより、随時自動で取得されたアクセスログ 課内で定期的に確認を行っている。				
									1 /	ペスワード認証		ンステムのログインに当たっては、ID また、パスワードは90日に1度変更				
		保有個人情 行うか。<第		性等	その内	容(※)に応じ)に応じて必要な措置を		I	[Cカード認証						
⊽	6					程度、要配慮 ご得る被害の				生体認証						
			☑ データ持ち出し管 理ソフトの導入				操作端	操作端末にはデータ持ち出し管理ソフトを導入する。								
								ø º⁻		イルス対策ソフ の導入	ト ウイルス	ウイルス対策ソフトを導入する、				
								Z		停電電源装置 (UPS)の導入	サーバ	こ無停電電源装置	置を導入している。			
							無		(その他)							
Z	7					の範囲及び権 囲に限定してい		; ;	ペスワ	ードを設定し、	審查業務	及び機器の保守を	を行う職員の利用に限定する。			
Z	8	複製及び記	信並びに び持ち出	保有	固人情	容に応じて、(『報が記録され ・ 合を必要最小	た媒体の外部	18 原	原則として、外部媒体への持ち出しは不可とし、完了検査等の現場検査に必要な図書等最小限に限定し許可をする。							

部	課	名	建築課		整 理 番 号	
41k ₹	402	· 1/-	建筑磁规		記録年月日	令和7年4月1日
耒 剂	業務の名称		建築確認			に関する業務
外部結	合の	相手方	民間事業者			
外部絲	吉合の)根拠	申請への迅速な対応や事務処理の効率を 円滑な共有を実現するため。	化及び	び申請情報の区及	び申請者間での
外部約	吉合の)方法	LGWAN回線			
			提供する個人情報の項目		収集する個人情	情報の項目
			1	1	建築主氏名・住	・電話番号
			2	2	建築場所	
	結合によ		3	3	建築物の用途・	構造
			4	4	新築・増築の別	
			5	5	敷地面積	
			6	6	建築面積	
外部結 収集・			7	7	建築延面積	
個人性	青報の	項目	8	8	工事完了予定年。	月日
			9	9	確認申請受付番-	
			10	10	取下・取止・変 及び変更確認書	更の申請年月日
			11	11	工事着工・完了	届出年月日
			12	12	検査済証の交付	年月日
		13	13	住宅金融公庫の	融資番号	
			14	14	所有者又は管理 所・電話番号	者の氏名・住
			15		建築物の名称・i	
進 記録	録がさ	れるも				

部課名	建築課		整理番号	
業務の名称	Z⇒ \$5. T≠ = ₹1	記録年月日		
未務の名称	建築確認			に関する業務
	提供する個人情報の項目		収集する個人情	情報の項目
	16	16	届出設備有無	
	17	17	昇降機確認年月	日・番号
	18	18	竣工検査年月日	
	19	19	昇降機の性能	
	20	20	検査結果	
	21	21	敷地・家屋の形	伏
	22	22	手数料	
	23	23	工事関係者資格 所・住所・電話:	・氏名・事務 番号
対却は合にトーブ	24	24	指定特定工程工程 日	事終了予定年月
外部結合によって 収集・提供される 個人情報の項目	25	25	付近見取図・配	置図
	26	26	中間検査申請・ 付年月日・合格	
	27	27	完了検査申請・	検査年月日
	28	28	調査者、検査者及 氏名・勤務先・住	
	29	29	調査・検査結果	報告の概要
	30	30	性能検証法等	
	31	31	増築・改築・用	途変更等の経過
	32	32	関連図書の整備	伏況
	33 34		検査対象建築設	
			保守業者の名称 号	・住所・電話番
	35	35	不適合となって	ハる規定
備考				

部課名	建築課		整理番号		
業務の名称	7± /0 7h=7		記録年月日		
未務の石が	建築確認			に関する業務	
	提供する個人情報の項目		収集する個人情	情報の項目	
	36	36	二以上に工事を:	分けて行う理由	
	37	37	全体計画の概要		
	38	38	定期報告等年月	B	
	39	39	建物の状況		
	40	40	省エネルギー措	<u>置</u>	
	41	41	1 申請者氏名 2 分譲事業者名		
	42	42			
	43	43	3 讓受人氏名		
	44	44	住宅の維持保全	者氏名	
外部結合によって 収集・提供される 個人情報の項目	45	45	申請者住所		
	46	46	各階の床面積		
	47	47	住宅の種別		
	48	48	48 住戸の数		
	49	49	高さ		
	50	50	階数		
	51	51	構造		
	52	52	工事着手予定		
	53	53	工事完了予定日		
	54	54	建築確認の申し	 出の有無	
	55	55	(申請処理情報))認定申請番号	
備考					

部課名	建築課		整理番号	
業務の名称	7- 3- 4 な 7か = 1		記録年月日	
未務の石が	建築確認			に関する業務
	提供する個人情報の項目		収集する個人情	情報の項目
	56	56	認定申請年月日	
	57	57	認定年月日	
	58	58	取止め・取下げ:	年月日
	59	59	建築確認済番号	
	60	60	建築確認済年月	B
	61	61	(委託処理情報) 機関名)住宅性能評価
	62		評価委託年月日	
	63	63	評価通知年月日	
	64	64	構造適合判定機	對
外部結合によって 収集・提供される 個人情報の項目	65	65	適合判定委託年	月日
	66	66	適合判定通知年	月日
	67	67	市街化区域等	
	68	68	工事種別	
	69	69	低炭素化のため 等に係る構造及	の建築物の新築 び設備の概要
	70	70	住戸番号	
	71	71	住戸の存する階	
	72	72	専用部分の床面	債
	73	73	登録建築物調査	機関
	74	74	容積率の特例適	用 ————————————————————————————————————
	75	75	登記簿上の所在	地
備考				

部課名	建築課		整理番号	
光なのなり	7.4 45 Th = 1	記録年月日		
業務の名称	建築確認			に関する業務
	提供する個人情報の項目		収集する個人情	
	76	76	登記簿上の建築	時期
	77	77	登記簿上の主要	構造
	78	78	登記簿上の階数	
	79	79	登記簿上の延べ	面積
	80	80	登記簿上の主要	用途
	81	81	登記簿上の所有	者氏名
	82	82	登記簿上の所有	者住所
	83	83	申請理由	
N mot Ale L	84	84	申請者連絡先	
外部結合によって 収集・提供される 個人情報の項目	85	85	申請者ID	
	86	86	登録年月日	
	87	87	申請年月日	
	88	88		
	89	89		
	90	90		
	91	91		
	92	92		
	93	93		
	94	94		
	95	95		
備考				

報告 32

自己点検表⑥-1(外部結合)

H = 844 40 = 0.11 MH H J						
業務の名称	建築確認に関する業務に関する業務					
主管部課名	都市整備部建築課					
業務の根拠法令等	建築基準法、杉並区建築基準法施行細則					
利用目的(全体)	申請への迅速な対応、事務処理の効率化及び申請情報を区及び申請者間で共有するため					

システム名	建築確認申請等受付システム
外部結合を行う業務の 内容	建築基準法に規定される建築確認申請及び付随する許認可等

	外部結合によって提供する 保有個人情報・取得する個人情報 <u>※下線は要配慮個人情報</u>			1. 外部結合によって提供・取得する個人情報の妥当性(第1号・第2号) ・業務の実施に当たり、当該保有個人情報を外部結合により提供又は当該個人情報を 外部結合により取得する必要があるか。〈第1号・第2号〉		
No	提供する保有個人情報	取得する個人情報	Ø	外部結合が必要な理由		
1		建築主氏名·住所·電 話番号	V	申請への迅速な対応や事務処理の効率化及び申請情報の区及び申請者間での円滑な共有を実現するため。		
2		建築場所	Ø	申請への迅速な対応や事務処理の効率化及び申請情報の区及び申請者間での 円滑な共有を実現するため。		
3		建築物の用途・構造	V	申請への迅速な対応や事務処理の効率化及び申請情報の区及び申請者間での 円滑な共有を実現するため。		
4		新築・増築の別	V	申請への迅速な対応や事務処理の効率化及び申請情報の区及び申請者間での 円滑な共有を実現するため。		
5		敷地面積	V	申請への迅速な対応や事務処理の効率化及び申請情報の区及び申請者間での 円滑な共有を実現するため。		
6		建築面積	V	申請への迅速な対応や事務処理の効率化及び申請情報の区及び申請者間での 円滑な共有を実現するため。		
7		建築延面積	V	申請への迅速な対応や事務処理の効率化及び申請情報の区及び申請者間での 円滑な共有を実現するため。		
8		工事完了予定年月日	Ø	申請への迅速な対応や事務処理の効率化及び申請情報の区及び申請者間での円滑な共有を実現するため。		
9		確認申請受付番号·確 認年月日	V	申請への迅速な対応や事務処理の効率化及び申請情報の区及び申請者間での 円滑な共有を実現するため。		
10		取下・取止・変更の申 請年月日及び変更確 認書	V	申請への迅速な対応や事務処理の効率化及び申請情報の区及び申請者間での 円滑な共有を実現するため。		

	外部結合によって提供する			1. 外部結合によって提供・取得する個人情報の妥当性(第1号・第2号)		
	保有個人情報・取得する個人情報 <u>(下線は要配慮個人情報)</u>			・業務の実施に当たり、当該保有個人情報を外部結合により提供又は当該個人情報を外部結合により取得する必要があるか。〈第1号・第2号〉		
No	提供する保有個人情報	取得する個人情報	Ŋ	外部結合が必要な理由		
11		工事着工·完了届出年 月日	Ŋ	申請への迅速な対応や事務処理の効率化及び申請情報の区及び申請者間での円滑な共有を実現するため。		
12		検査済証の交付年月 日	N	申請への迅速な対応や事務処理の効率化及び申請情報の区及び申請者間での 円滑な共有を実現するため。		
13		住宅金融公庫の融資 番号	V	申請への迅速な対応や事務処理の効率化及び申請情報の区及び申請者間での円滑な共有を実現するため。		
14		所有者又は管理者の 氏名・住所・電話番号	V	申請への迅速な対応や事務処理の効率化及び申請情報の区及び申請者間での円滑な共有を実現するため。		
15		建築物の名称・所在地	V	申請への迅速な対応や事務処理の効率化及び申請情報の区及び申請者間での 円滑な共有を実現するため。		
16		届出設備有無	V	申請への迅速な対応や事務処理の効率化及び申請情報の区及び申請者間での 円滑な共有を実現するため。		
17		昇降機確認年月日·番 号	V	申請への迅速な対応や事務処理の効率化及び申請情報の区及び申請者間での円滑な共有を実現するため。		
18		竣工検査年月日	V	申請への迅速な対応や事務処理の効率化及び申請情報の区及び申請者間での円滑な共有を実現するため。		
19		昇降機の性能	N	申請への迅速な対応や事務処理の効率化及び申請情報の区及び申請者間での円滑な共有を実現するため。		
20		検査結果	V	申請への迅速な対応や事務処理の効率化及び申請情報の区及び申請者間での円滑な共有を実現するため。		
21		敷地・家屋の形状	N	申請への迅速な対応や事務処理の効率化及び申請情報の区及び申請者間での円滑な共有を実現するため。		
22		手数料	V	申請への迅速な対応や事務処理の効率化及び申請情報の区及び申請者間での 円滑な共有を実現するため。		
23		工事関係者資格·氏 名·事務所·住所·電話 番号	Ø	申請への迅速な対応や事務処理の効率化及び申請情報の区及び申請者間での円滑な共有を実現するため。		
24		指定特定工程工事終 了予定年月日	V	申請への迅速な対応や事務処理の効率化及び申請情報の区及び申請者間での 円滑な共有を実現するため。		

	•ו 下線/丁場所/角/間// 宣報			1. 外部結合によって提供・取得する個人情報の妥当性(第1号・第2号) ・業務の実施に当たり、当該保有個人情報を外部結合により提供又は当該個人情報を 外部結合により取得する必要があるか。〈第1号・第2号〉			
No	提供する保有個人情報	取得する個人情報	Ø	外部結合が必要な理由			
25		付近見取図·配置図	Ø	申請への迅速な対応や事務処理の効率化及び申請情報の区及び申請者間での円滑な共有を実現するため。			
26		中間検査申請・検査・ 合格証交付年月日・合 格証番号	Ø	申請への迅速な対応や事務処理の効率化及び申請情報の区及び申請者間での円滑な共有を実現するため。			
27		完了検査申請·検査年 月日	Ø	申請への迅速な対応や事務処理の効率化及び申請情報の区及び申請者間での円滑な共有を実現するため。			
28		調査者、検査者及び 設計者の資格・氏名・ 勤務先・住所・電話番 号	Ø	申請への迅速な対応や事務処理の効率化及び申請情報の区及び申請者間での円滑な共有を実現するため。			
29		調査・検査結果報告の 概要	Ø	申請への迅速な対応や事務処理の効率化及び申請情報の区及び申請者間での円滑な共有を実現するため。			
30		性能検証法等	Ø	申請への迅速な対応や事務処理の効率化及び申請情報の区及び申請者間での円滑な共有を実現するため。			
31		増築・改築・用途変更 等の経過	Ø	申請への迅速な対応や事務処理の効率化及び申請情報の区及び申請者間での 円滑な共有を実現するため。			
32		関連図書の整備状況	Ø	申請への迅速な対応や事務処理の効率化及び申請情報の区及び申請者間での円滑な共有を実現するため。			
33		検査対象建築設備の 概要	Ø	申請への迅速な対応や事務処理の効率化及び申請情報の区及び申請者間での 円滑な共有を実現するため。			
34		保守業者の名称・住 所・電話番号	Ø	申請への迅速な対応や事務処理の効率化及び申請情報の区及び申請者間での 円滑な共有を実現するため。			
35		不適合となっている規 定	Ø	申請への迅速な対応や事務処理の効率化及び申請情報の区及び申請者間での 円滑な共有を実現するため。			
36		二以上に工事を分けて 行う理由	Ø	申請への迅速な対応や事務処理の効率化及び申請情報の区及び申請者間での 円滑な共有を実現するため。			
37		全体計画の概要	Ø	申請への迅速な対応や事務処理の効率化及び申請情報の区及び申請者間での円滑な共有を実現するため。			
38		定期報告等年月日	Ø	申請への迅速な対応や事務処理の効率化及び申請情報の区及び申請者間での 円滑な共有を実現するため。			

	•ו 卜紹/丁里西/富/街 / (青郊)			1. 外部結合によって提供・取得する個人情報の妥当性(第1号・第2号) ・業務の実施に当たり、当該保有個人情報を外部結合により提供又は当該個人情報を外部結合により取得する必要があるか。〈第1号・第2号〉				
No	提供する保有個人情報	取得する個人情報	Ø	タ部結合が必要な理由				
39		建物の状況	V	申請への迅速な対応や事務処理の効率化及び申請情報の区及び申請者間での円滑な共有を実現するため。				
40		省エネルギー措置	V	申請への迅速な対応や事務処理の効率化及び申請情報の区及び申請者間での円滑な共有を実現するため。				
41		申請者氏名	Ŋ	申請への迅速な対応や事務処理の効率化及び申請情報の区及び申請者間での円滑な共有を実現するため。				
42		分護事業者名	Ŋ	申請への迅速な対応や事務処理の効率化及び申請情報の区及び申請者間での円滑な共有を実現するため。				
43		譲受人氏名	V	申請への迅速な対応や事務処理の効率化及び申請情報の区及び申請者間での円滑な共有を実現するため。				
44		住宅の維持保全者氏 名	Ø	申請への迅速な対応や事務処理の効率化及び申請情報の区及び申請者間での円滑な共有を実現するため。				
45		申請者住所	Ø	申請への迅速な対応や事務処理の効率化及び申請情報の区及び申請者間での円滑な共有を実現するため。				
46		各階の床面積	V	申請への迅速な対応や事務処理の効率化及び申請情報の区及び申請者間での円滑な共有を実現するため。				
47		住宅の種別	Ŋ	申請への迅速な対応や事務処理の効率化及び申請情報の区及び申請者間での円滑な共有を実現するため。				
48		住戸の数	V	申請への迅速な対応や事務処理の効率化及び申請情報の区及び申請者間での円滑な共有を実現するため。				
49		ち高	Ŋ	申請への迅速な対応や事務処理の効率化及び申請情報の区及び申請者間での円滑な共有を実現するため。				
50		階数	Ø	申請への迅速な対応や事務処理の効率化及び申請情報の区及び申請者間での円滑な共有を実現するため。				
51		構造	Ø	申請への迅速な対応や事務処理の効率化及び申請情報の区及び申請者間での円滑な共有を実現するため。				
52		工事着手予定	V	申請への迅速な対応や事務処理の効率化及び申請情報の区及び申請者間での円滑な共有を実現するため。				

	外部結合によって提供する 保有個人情報・取得する個人情報 <u>※下線は要配慮個人情報</u>			1. 外部結合によって提供・取得する個人情報の妥当性(第1号・第2号) ・業務の実施に当たり、当該保有個人情報を外部結合により提供又は当該個人情報を 外部結合により取得する必要があるか。〈第1号・第2号〉		
No	提供する保有個人情報	取得する個人情報	Ŋ	外部結合が必要な理由		
53		工事完了予定日	Ŋ	申請への迅速な対応や事務処理の効率化及び申請情報の区及び申請者間での 円滑な共有を実現するため。		
54		建築確認の申し出の 有無	V	申請への迅速な対応や事務処理の効率化及び申請情報の区及び申請者間での 円滑な共有を実現するため。		
55		(申請処理情報)認定 申請番号	Ŋ	申請への迅速な対応や事務処理の効率化及び申請情報の区及び申請者間での 円滑な共有を実現するため。		
56		認定申請年月日	Ŋ	申請への迅速な対応や事務処理の効率化及び申請情報の区及び申請者間での 円滑な共有を実現するため。		
57		認定年月日	Ŋ	申請への迅速な対応や事務処理の効率化及び申請情報の区及び申請者間での 円滑な共有を実現するため。		
58		取止め・取下げ年月日	Ŋ	申請への迅速な対応や事務処理の効率化及び申請情報の区及び申請者間での 円滑な共有を実現するため。		
59		建築確認済番号	Ŋ	申請への迅速な対応や事務処理の効率化及び申請情報の区及び申請者間での 円滑な共有を実現するため。		
60		建築確認済年月日	Ŋ	申請への迅速な対応や事務処理の効率化及び申請情報の区及び申請者間での 円滑な共有を実現するため。		
61		(委託処理情報)住宅 性能評価機関名	Ŋ	申請への迅速な対応や事務処理の効率化及び申請情報の区及び申請者間での 円滑な共有を実現するため。		
62		評価委託年月日	Ŋ	申請への迅速な対応や事務処理の効率化及び申請情報の区及び申請者間での 円滑な共有を実現するため。		
63		評価通知年月日	Ŋ	申請への迅速な対応や事務処理の効率化及び申請情報の区及び申請者間での 円滑な共有を実現するため。		
64		構造適合判定機関	Ŋ	申請への迅速な対応や事務処理の効率化及び申請情報の区及び申請者間での 円滑な共有を実現するため。		
65		適合判定委託年月日	V	申請への迅速な対応や事務処理の効率化及び申請情報の区及び申請者間での 円滑な共有を実現するため。		
66		適合判定通知年月日	V	申請への迅速な対応や事務処理の効率化及び申請情報の区及び申請者間での 円滑な共有を実現するため。		

				1. 外部結合によって提供・取得する個人情報の妥当性(第1号・第2号) ・業務の実施に当たり、当該保有個人情報を外部結合により提供又は当該個人情報を外部結合により取得する必要があるか。〈第1号・第2号〉			
No	提供する保有個人情報	取得する個人情報	Ø	外部結合が必要な理由			
67		市街化区域等	Ø	申請への迅速な対応や事務処理の効率化及び申請情報の区及び申請者間での 円滑な共有を実現するため。			
68		工事種別	V	申請への迅速な対応や事務処理の効率化及び申請情報の区及び申請者間での円滑な共有を実現するため。			
69		低炭素化のための建 築物の新築等に係る 構造及び設備の概要	Ø	申請への迅速な対応や事務処理の効率化及び申請情報の区及び申請者間での 円滑な共有を実現するため。			
70		住戸番号	Ø	申請への迅速な対応や事務処理の効率化及び申請情報の区及び申請者間での 円滑な共有を実現するため。			
71		住戸の存する階	V	申請への迅速な対応や事務処理の効率化及び申請情報の区及び申請者間での円滑な共有を実現するため。			
72		専用部分の床面積	Ø	申請への迅速な対応や事務処理の効率化及び申請情報の区及び申請者間での 円滑な共有を実現するため。			
73		登録建築物調査機関	Ø	申請への迅速な対応や事務処理の効率化及び申請情報の区及び申請者間での 円滑な共有を実現するため。			
74		容積率の特例適用	Ø	申請への迅速な対応や事務処理の効率化及び申請情報の区及び申請者間での円滑な共有を実現するため。			
75		登記簿上の所在地	V	申請への迅速な対応や事務処理の効率化及び申請情報の区及び申請者間での円滑な共有を実現するため。			
76		登記簿上の建築時期	V	申請への迅速な対応や事務処理の効率化及び申請情報の区及び申請者間での 円滑な共有を実現するため。			
77		登記簿上の主要構造	V	申請への迅速な対応や事務処理の効率化及び申請情報の区及び申請者間での円滑な共有を実現するため。			
78		登記簿上の階数	Ø	申請への迅速な対応や事務処理の効率化及び申請情報の区及び申請者間での 円滑な共有を実現するため。			
79		登記簿上の延べ面積	Ø	申請への迅速な対応や事務処理の効率化及び申請情報の区及び申請者間での 円滑な共有を実現するため。			
80		登記簿上の主要用途	Ø	申請への迅速な対応や事務処理の効率化及び申請情報の区及び申請者間での円滑な共有を実現するため。			

	外部結合によって提供する		1. 外部結合によって提供・取得する個人情報の妥当性(第1号・第2号)				
	保有個人情報・取得する個人情報			・業務の実施に当たり、当該保有個人情報を外部結合により提供又は当該個人情報を 報を 外部結合により取得する必要があるか。〈第1号・第2号〉			
No	提供する保有個人情報	取得する個人情報	Ø	外部結合が必要な理由			
81		登記簿上の所有者氏 名	N	申請への迅速な対応や事務処理の効率化及び申請情報の区及び申請者間での 円滑な共有を実現するため。			
82		登記簿上の所有者住 所	V	申請への迅速な対応や事務処理の効率化及び申請情報の区及び申請者間での円滑な共有を実現するため。			
83		申請理由	V	申請への迅速な対応や事務処理の効率化及び申請情報の区及び申請者間での円滑な共有を実現するため。			
84		申請者連絡先	V	申請への迅速な対応や事務処理の効率化及び申請情報の区及び申請者間での円滑な共有を実現するため。			
85		申請者ID	V	申請への迅速な対応や事務処理の効率化及び申請情報の区及び申請者間での円滑な共有を実現するため。			
86		登録年月日	Ø	申請への迅速な対応や事務処理の効率化及び申請情報の区及び申請者間での 円滑な共有を実現するため。			
87		申請年月日	Ø	申請への迅速な対応や事務処理の効率化及び申請情報の区及び申請者間での 円滑な共有を実現するため。			
88							
89							
90							
91							
92							
93							
94							

報告	32
----	----

自己点検表⑥-2(外部結合)

業務の名称	建築確認に関する業務に関する業務
主管部課名	都市整備部建築課
業務の根拠法令等	建築基準法、杉並区建築基準法施行細則
利用目的(全体)	申請への迅速な対応、事務処理の効率化及び申請情報を区及び申請者間で共有するため

				2. 外部	結合に係る確	認事」	頁(第3号~第13号)			
				外部	₩〈第3号・第4号〉					
Z	1	外部結合の 相手方 〈第3号〉	民間事業者	相手方の 詳細 〈第3号関連〉	一般財団法人列	一般財団法人建築行政情報センター				
Z	2	外部結合の 方法 〈第4号〉	LGWAN回線	その他の場合の 詳細 〈第4号関連〉						
		·【提	供の場合のみ】	外部結合に当た	り、以下の事」	頂につ	いてどのような措置	を施すか。〈第5号	~第13号〉	
V			確認事	事項			確認事項~	への具体的対応・	代替措置等	
M	無③ 外部結合により保有個人情報の提供を行う根拠は何か。 〈第5号・第6号〉					根拠	根拠をプルダウン から選択⇒	0方法、相当の理由、	特別な理由等について記	記載】
						具体 的内 容				
無	4	情報を外部結合	合によって提供する 70条の規定に基づ	らづき他の行政機関 場合であって、必 き、⑤及び⑥に規定	要があると認め					
M	5	個人情報を外部の規定に基づき 利用する業務の	部結合によって提供 き、提供先との間に D根拠法令、利用で	でづき行政機関等以 はする場合にあって おいて、原則として ける記録範囲及び記録を含む。)を取り	は、法第70条 、利用目的、 記録項目、利用					
M	6	の者に保有個/ は、法第70条の 確保の措置を請 は、当該提供を	人情報を外部結合)規定に基づき、保 構ずることを求める。 ・する前又は随時に 、てその結果を記録	の規定に基づき行うによって提供する場合によって提供する場合を持続の取扱をともに、必要があるこま地の調査等を行るとともに、改善	易合にあって ないに係る安全 ると認めるとき ない、当該措置					
無		低減する観点が その内容その他 することができる	nら、提供先の利用 也の事情を考慮し、	えい等による被害 目的、保有個人情 必要に応じ、特定の 一部を削除し、又は 〈第10号〉	報の秘匿性等 の個人を識別					
無	法第71条第1項の規定により外国にある第三者に利用目的以外の目的のために保有個人情報を外部結合によって提供する場合にあっては、同項の規定に基づき本人の同意を得るか。〈第11号〉									
無	9	は、同条第2項	の規定に基づき当	×人の同意を得る場 該本人に参考とな 度に係る情報等を掲	るべき外国にお					
M	10	目的のために係	R有個人情報を外記	にある第三者に利, 部結合によって提付 要な措置を講じるだ	共した場合に					

報告	33

杉並区個人情報の保護に関する安全管理措置等基準 自己点検表

文	象業務名	昇降機;	定期報告に関	関する業務	
主	管部課名	都市整備	備部建築課		
該当	点検事	項	新規·変更	実施予定年月日	根拠法令等
	個人情報の	保有等		令和 年 月 日	
\circ	外部委	託	変更	令和7年4月1日	
	指定管	理		令和 年 月 日	
	労働者派遣			令和 年 月 日	
	目的外利用			令和 年 月 日	
	外部提供			令和 年 月 日	
\circ	電算入	力	新規	令和7年4月1日	
\bigcirc	○ 外部結合		新規	令和7年4月1日	
				·	

現在、区では国土交通省が掲げる昇降機定期報告に関する業務のデジタル化推進に関する基本計画にのっとり、昇降機定期報告関連業務のデジタル化を進めているところである。それに伴い従来書面による申請を求めてきた昇降機定期報告及び付随する許認可等(以下、「昇降機定期報告」という。)においても、令和7年度より電子システム上での受付を開始することとした。受付に際しては、民間事業者が所有する昇降機定期報告受付システム(以下、「新システム」という。)を利用予定である。ついては、受付のデジタル化にあたり、新システム上で昇降機定期報告等の受付及び審査を行うこととなるため、新システムと外部結合を行い、「所有者氏名・住所・電話番号」等24項目を収集する。

【外部委託】

件の

概

要

委託先との授受の方法に「その他(クラウドサービス)」を追加する。

【電算入力】

昇降機定期報告受付システムを新たに設置し、「所有者氏名」等の24項目を記録する。

【外部結合】

昇降機定期報告受付システムを利用するため、委託事業者とLGWAN回線を通じて新たに外部結合を行う。

【部会の意見を踏まえ、「受付システム」を「管理システム」に修正】

	令和 年 月 日	
デジタル・セキュリ ティ部会での	報告了承	
審議結果	以下のとおり	
)
備考		

外部委託記録票

		部課名	都市整備部	建築課				整理番号			
							記録年月日		昭和62年6月1日		
業務の)名称	昇降機定期報告 に関する業務									
報告年月日		令和6年11月8日 報告第52号				52号	確認年月日		に関する未行		
委託先		東京都昇降機安全協議会					業務委託期間	単年原	安		
		サイス				0	個人情報の通	動切な管理			
委託の						0	秘密の保持				
						0	再委託の禁止				
	昇降	¥機等の廃止·休止等届出の受付				0	目的外使用の)禁止	禁止		
	データ	-タファイルの作成・管理 			委託の条件	0	第三者への扱				
	報告					0	複写及び複製				
						0	提供資料の過	這還義務			
				0	立入調査の実	エ 入調査の実施					
				0	事故発生時の	は発生時の報告義務					
					0	条例遵守					
委託に	1氏名	3 2住所	3電話番号 4	4工事施工	者氏名	5報台	ちの内容 6昇	降機の概要	7役職・地位		
(条件の項目の項目の項目の項目の項目の項目の項目の項目の項目の項目の項目の可用の可用の可用の可用の可用の可用の可用の可用の可用の可用の可用の可用の可用の											
委託先 授受の			閲覧	〇 文書	0	磁気	媒体	<u>〇</u> その他	<u>(クラウドサービス)</u>		

自己点検表②-1(☑外部委託・□指定管理者)

業務の名称	昇降機定期報告に関する業務に関する業務
主管部課名	都市整備部建築課
業務の根拠法令等	建築基準法、杉並区建築基準法施行規則
利用目的(全体)	昇降機の安全を確保するため

or made and the late of the	P
委託先又は指定管理者 に行わせる業務の内容	1
(第1号)	ウ
	工
再委託等を行う業務の内容 (再委託等を行う場合)	

							1. 委託先等に取り扱わせる保有個人情報(第5号)					
\setminus	委託先等に	委員	委託先等が取扱う 保有個人情報									
$ \setminus $	取り扱わせる 保有個人情報 ※下線は 要配慮個人情報		(業務別)				・業務の実施に当たり、当該保有個人情報を取り扱わせる必要があるか。〈第5号〉					
	<u>※下緑は</u> 要配慮個人情報	ア	イ	ウ	工	Z	委託先等に取り扱わせることが必要な理由					
No						H						
1												
						l						
2												
3												
4												
5												
6												
7												
8												
9												
1.0												
10												

自己点検表②-2(☑外部委託・□指定管理者)

業務の名称	昇降機定期報告に関する業務
主管部課名	都市整備部建築課
業務の根拠法令等	建築基準法、杉並区建築基準法施行細則
利用目的(全体)	昇降機の安全を確保するため

	2. 委託先又は指定管理者が取り扱う個人情報の重要度に応じ、 委託事業者又は指定管理者の選定に関する選定基準等を定めているか。〈第2号〉											
V		選定に使用した選定基準等										
無												
	3. 委託先又は指定管理者に係る契約条項(第3号)											
	・契約の締結に当たり、次の事項を契約書等に明記するか。〈第3号〉											
Ø		契約書等への記載事項	契約書に記載しない場合、その理由と代替措置									
無	2	個人情報に関する秘密保持、利用目的以外の目的のための利用の禁止等の義務に 関する事項〈第3号ア〉										
無	3	【外部委託の場合】再委託の制限又は事前承認等の再委託に係る条件等に関する 事項(当該再委託先が、委託先の子会社(会社法(平成17年法律第86号)第2条第1 項第3号に規定する子会社をいう。以下同じ。)である場合も同様とする。)〈第3号イ〉										
無	4	【指定管理者の場合】委託の制限又は事前承認等の委託に係る条件等に関する事項(当該委託先が、指定管理者の子会社である場合も同様とする。)〈第3号ウ〉										
無	(5)	個人情報の第三者への提供の制限に関する事項〈第3号エ〉										
無	6	個人情報の複製等の制限に関する事項〈第3号オ〉										
無	7	個人情報の安全管理措置に関する事項〈第3号カ〉										
無	8	個人情報の漏えい等の事案の発生時における対応に関する事項〈第3号キ〉										
無	9	委託終了時における個人情報の消去、媒体の返還及び廃棄に関する事項〈第3号ク〉										
無	10	法令及び契約に違反した場合における契約解除、損害賠償責任その他必要な事項 〈第3号ケ〉										
無	(1)	【外部委託の場合】契約内容の遵守状況についての定期的報告に関する事項及び委託先における委託された個人情報の取扱状況を把握するための監査等に関する事項(再委託先の監査等に関する事項を含む。)〈第3号コ〉										
無	12	【指定管理者の場合】契約内容の遵守状況についての定期的報告に関する事項及び指定管理者における個人情報の取扱状況を把握するための監査等に関する事項 (指定管理者の委託先の監査等に関する事項を含む。)〈第3号サ〉										
無	13	関係法令の遵守に関する事項〈第3号シ〉										
		4. 委託先又は指定管理者に係る確認事項(第4	号、第6号~第10号)									
	•	委託先又は指定管理者に業務を行わせるに当たり、以下の事項についてど	のような措置を施すか。〈第4号、第6号~第10号〉									
Ø		確認事項	確認事項への具体的対応・代替措置等									
V	14)	委託先又は指定管理者における責任者及び業務従事者の管理体制及び実施体制、個人情報の管理の状況についての検査に関する事項等の必要な事項について 書面で確認するか。〈第4号〉	情報管理体制及び、個人情報の管理について契約により書 面で確認する。									
Ŋ	15	委託する業務又は指定管理者が行う業務に係る保有個人情報の秘匿性等その内容及びその量等に応じて、作業の管理体制及び実施体制並びに個人情報の管理の状況について、少なくとも年1回以上、原則として実地検査により確認を行うか。〈第6号〉	個人情報を含む電磁的記録媒体等の廃棄などについては、連絡を 受け必要に応じて立ち会う。また、立ち会わなかった場合は確実に物 理的処理を行った写真等の報告を受ける。									
無	16	【外部委託の場合】委託先が再委託を行う場合、委託先に、再委託先に行わせる業務の内容、取り扱わせる保有個人情報の範囲及びその妥当性の確認並びに①~⑭の措置を講じさせ、再委託される業務に係る保有個人情報の秘匿性等その内容に応じて委託先を通じて又は個人情報保護管理責任者自らが⑤の措置を実施するか。(保有個人情報の取扱いに係る業務について再委託先が再々委託を行う場合(再々委託以降に委託を行う場合を含む。)を含む。)〈第7号〉										
無	17)	【指定管理者の場合】指定管理者が委託を行う場合、指定管理者に、⑥の外部委託の例により必要な措置を講じさせるか。〈第8号〉										
Ø	18)	委託先又は指定管理者に個人情報を提供するに当たり、漏えい等による被害発生のリスクを低減する観点から、委託する業務又は指定管理者が行う業務の内容、保有個人情報の秘匿性等その内容その他の事情を考慮し、必要に応じ、特定の個人を識別することができる記載の全部又は一部を削除し、又は別の記号に置き換える等の措置を講ずるか。〈第9号〉	提供する個人情報は全て業務に必要であるため、当該措置 は実施しない									
Ø	19	委託先又は指定管理者との個人情報の授受に当たり、漏えい等を防止するために必要な措置を講ずるか。〈第10号〉	LG-WAN回線を利用する。又、電磁的記録媒体による授受は情報の暗号化を行う。									

電算入力記録票

			部課名	都市整	備部建築課				整理番号				
業務システム名		וא ו		管理		記録	年月日			ŕ	和7年	4 月1 日	
美	労ン人丁.	ム名	昇降機定期										
記		レ・セキ 報告年	テュリティ部会 F月日	番号	年月日		記録・消去した項目番号						
録	令和	和6年	11月8日	52	令和7年4月1日				1~24記録				
の													
経													
, ,,													
過						1							
	1 克	折有者	氏名·住所·電	話番号		16	再使用	開始	年月日				
記	2 管	管理者	氏名・住所・電	話番号		17	変更した日						
	3 ≢	【告 対	象建築物等	18			変更の	理由					
	4 ‡	设告対	象昇降機			19	19 受付番号·年月日						
録	5 福	在認済	証交付年月日	•番号		20	20 「要是正」指摘の検査項目						
	6 核	食査済	証交付年月日	•番号		21	「要是正	正」指摘の検査項目に関わる設備等の役割等					
	7 核	日査負				22	改善事	項					
の	8 村	食査者	氏名·住所·電	話番号·資	資格·所属	23	23 改善内容						
	9 俘	呆守業	者名·住所·電	話番号		24	昇降機	等検	査員意見				
	10 昇	早降機	の概要			25							
項	11 核	食査の	状況			26	26						
	12 序	隆止及	び仕様休止の	理由		27							
	13 廖	隆止年	月日			28							
目	14 仿	使用休	止期間	29									
	15 億	使用休	止届届出日			30							
備考													

報告 33

自己点検表⑤-1(電算入力)

業務の名称	昇降機定期報告に関する業務
主管部課名	都市整備部建築課
業務の根拠法令等	建築基準法、杉並区建築基準法施行細則
利用目的(全体)	定期報告書の電子報告を受付けるため

管理

_		
	システム名	昇降機定期報告受付システム
	区の機関が管理する電子計算組織 への記録を行う業務の内容 (電子計算組織の処理内容・利用 方法)	建築基準法に定められている定期報告に関わる報告書の受理、審査、指導書の 送付及び関係規定の各種届出の受理

	区の機関が管理 する電子計算組		1. 電子計算組織に記録する保有個人情報 の 範囲及び妥当性(第1号)		区の機関が管理 する電子計算組		1. 電子計算組織に記録する保有個人情報 の 範囲及び妥当性(第1号)		
	織に記録する 保有個人情報 ※ <u>下線は要配慮個</u> 人情報		業務の実施に当たり、当該保有個人情報を区の機関が管理する電子計算組織に記録する必要があるか。 〈第1号〉		織に記録する 保有個人情報 ※ <u>下線は要配慮個</u> 人情報		業務の実施に当たり、当該保有個人情報を区の機関が管理する電子計算組織に記録する必要があるか。 3か。 (第1号)		
No		Z	電子計算組織への記録が必要な理由	No		Ŋ	電子計算組織への記録が必要な理由		
1	所有者氏名·住 所·電話番号	V	申請への迅速な対応や事務処理の効率化及び 申請情報の区及び申請者間での円滑な共有を 実現するため。	11	検査の状況	V	申請への迅速な対応や事務処理の効率化及び 申請情報の区及び申請者間での円滑な共有を 実現するため。		
2	管理者氏名·住 所·電話番号	₽	申請への迅速な対応や事務処理の効率化及び 申請情報の区及び申請者間での円滑な共有を 実現するため。	12	廃止及び仕様休 止の理由	V	申請への迅速な対応や事務処理の効率化及び 申請情報の区及び申請者間での円滑な共有を 実現するため。		
3	報告対象建築物 等	₽	申請への迅速な対応や事務処理の効率化及び 申請情報の区及び申請者間での円滑な共有を 実現するため。	13	廃止年月日	V	申請への迅速な対応や事務処理の効率化及び 申請情報の区及び申請者間での円滑な共有を 実現するため。		
4	報告対象昇降機	₽	申請への迅速な対応や事務処理の効率化及び 申請情報の区及び申請者間での円滑な共有を 実現するため。	14	使用休止期間	V	申請への迅速な対応や事務処理の効率化及び 申請情報の区及び申請者間での円滑な共有を 実現するため。		
5	確認済証交付年 月日·番号	₽	申請への迅速な対応や事務処理の効率化及び 申請情報の区及び申請者間での円滑な共有を 実現するため。	15	使用休止届届出 日	Ø	申請への迅速な対応や事務処理の効率化及び 申請情報の区及び申請者間での円滑な共有を 実現するため。		
6	検査済証交付年 月日・番号	₽	申請への迅速な対応や事務処理の効率化及び 申請情報の区及び申請者間での円滑な共有を 実現するため。	16	再使用開始年月 日	Ŋ	申請への迅速な対応や事務処理の効率化及び 申請情報の区及び申請者間での円滑な共有を 実現するため。		
7	検査日	₽	申請への迅速な対応や事務処理の効率化及び 申請情報の区及び申請者間での円滑な共有を 実現するため。	17	変更した日	V	申請への迅速な対応や事務処理の効率化及び 申請情報の区及び申請者間での円滑な共有を 実現するため。		
8	検査者氏名・住 所・電話番号・資 格・所属	₽	申請への迅速な対応や事務処理の効率化及び 申請情報の区及び申請者間での円滑な共有を 実現するため。	18	変更の理由	V	申請への迅速な対応や事務処理の効率化及び 申請情報の区及び申請者間での円滑な共有を 実現するため。		
9	保守業者名·住 所·電話番号	₽	申請への迅速な対応や事務処理の効率化及び 申請情報の区及び申請者間での円滑な共有を 実現するため。	19	受付番号•年月日	V	申請への迅速な対応や事務処理の効率化及び 申請情報の区及び申請者間での円滑な共有を 実現するため。		
10	昇降機の概要	V	申請への迅速な対応や事務処理の効率化及び 申請情報の区及び申請者間での円滑な共有を 実現するため。	20	「要是正」指摘の 検査項目	V	申請への迅速な対応や事務処理の効率化及び 申請情報の区及び申請者間での円滑な共有を 実現するため。		

	保有個人情報	業	1. 電子計算組織に記録する保有個人情報 の 範囲及び妥当性(第1号) 終務の実施に当たり、当該保有個人情報を区の機 誘が管理する電子計算組織に記録する必要がある		区の機関が管理 する電子計算組 織に記録する 保有個人情報	業	. 電子計算組織に記録する保有個人情報 の 範囲及び妥当性(第1号) 務の実施に当たり、当該保有個人情報を区の機 別が管理する電子計算組織に記録する必要がある
No	※ <u>下線は要配慮個</u> 人情報		。 第1号〉 電子計算組織への記録が必要な理由	No	<u>※下線は要配慮個</u> 人情報	ス・ くき ロ	第1号〉
21	「要是正」指摘の 検査項目に関わ る設備等の役割 等	V	申請への迅速な対応や事務処理の効率化及び申請情報の区及び申請者間での円滑な共有を 実現するため。	35		V	E HATER VILLIAN A SOLE
22	改善事項	Ŋ	申請への迅速な対応や事務処理の効率化及び 申請情報の区及び申請者間での円滑な共有を 実現するため。	36		V	
23	改善内容	Ŋ	申請への迅速な対応や事務処理の効率化及び 申請情報の区及び申請者間での円滑な共有を 実現するため。	37		V	
24	昇降機等検査員 意見	Ŋ	申請への迅速な対応や事務処理の効率化及び 申請情報の区及び申請者間での円滑な共有を 実現するため。	38		V	
25		Ŋ		39		V	
26		V		40		V	
27		V		41		Ø	
28		V		42		V	
29		V		43		V	
30		¥		44		V	
31		V		45		V	
32		¥		46		V	
33		¥		47		V	
34		V		48		Ø	

|--|

自己点検表⑤-2(電算入力)

	H = 1111 Str 4 0 = (1231) (14)
業務の名称	昇降機定期報告に関する業務
主管部課名	都市整備部建築課
業務の根拠法令等	建築基準法、杉並区建築基準法施行細則
利用目的(全体)	定期報告書の電子報告を受付けるため

							2. 電	子計算組織	能に	工係る確認事項(第2号~第5号)																													
			•保有	個人	、情	報る	を区の機関を	が管理する	電子	二言	十算組織に訴	□録`	するに当	たっての確認	事項〈第2号〉																								
Ø	1	対象者数 〈第2号ア〉	4200	人	Ø	2	操作員数 〈第2号イ〉	6	人	Ø	③ 操作員種〈第2号ウ		区職員	操作員の詳細 〈第2号ウ関連〉	建築課に所属する職員																								
Ø	4	データ処 理件数 〈第2号エ 〉	Ø	5	操作端末 種別 〈第2号オ〉	内部情報 端末 (switchPC		搏	その他の場合 操作端末の詳維 第2号オ関連	細																													
		区の機	関が管理	する	電	子言	十算組織への	の記録に当	たり	Ų	以下の事項に	こつ	いてどの	ような措置を加	を を を で で で で で の に で の に る に に る に る に る に る に る に る に る に る に る に る に																								
☑				確	認	事項	Į					確	認事項	への具体的対応	芯•代替措置等																								
									4	Ø	バックアップ	プ	自動で	日次バックアップ	を行う。																								
										Ø	データの暗り	子化	データに	は暗号化されてい	3																								
										Ø	ログの取得管	管理	ログ取得ソフトにより、随時自動で取得されたアクセスロク 課内で定期的に確認を行っている。																										
									4	Ø	パスワード認	証	オンラインシステムのログインにはID及びパスワード認証を行う。パスワードは90日に1度変更する。																										
		保有個人情 行うか。〈第													人情報の秘匿性等その内容(※)に応じて必要な措置 〈第3号〉)内容(※)に応じて必要な措置				性等その内容(※)に応じて必要な措置												ICカード認	証			
abla	6	(6) ※特定の個人の識別の容易性の程度、要配慮個人情報の有無、漏えい等が発生した場合に生じ得る被害の性質・程度など																																					
									1	И	データ持ち出 理ソフトの導		区職員F	℃にはデータ持	ち出し管理ソフトを導入している。																								
										Ø	ウイルス対策: の導入	ノフト	区職員F	℃にはウイルスタ	†策ソフトを導入している。																								
											無停電電源第 (UPS)の導		サーバに	こ無停電電源装	置を導入している。																								
										Ø	(その他)		LGWAN	回線により接続・	する。																								
V	7						の範囲及び権 引に限定してい			業	務上必要最小	限の	範囲に限	定している。																									
Ø	8	複製及び逆	信並びに び持ち出	保有	個人	(情	容に応じて、(報が記録され 合を必要最小	た媒体の外部	部	原	則として個人情	青報を	を外部に持	きち出さない。																									

外部への持ち出しは事故等発生時及び関係法令による査察等があった際に限定している。 【部会の意見を受けて修正】

外部結合記録票

部	課	名	都市	ī整備部建築課		整理番号				
业 攻	ጥ 夕 ፣	+	⊟ 175			記録年月日	令和7年4月1日			
未務	の名称	jv	升阵	機定期報告			に関する業務			
外部結合	合の相手	≦方	一般社団法人東京都昇降機安全協議会							
外部結	合の相	艮拠	の円	うへの迅速な対応や事務処理の効率 1滑な共有を実現するためには、クラ あるため。						
外部結·	合の力	法	LGW	/AN回線						
				提供する個人情報の項目		収集する個	国人情報の項目			
			1	所有者氏名·住所·電話番号	1	所有者氏名	·住所·電話番号			
			2	管理者氏名·住所·電話番号	2	2 管理者氏名・住所・電話番号				
			3	報告対象建築物等	3	報告対象建	——————— 築物等			
			4	報告対象昇降機	4	報告対象昇	 降機			
	う合によって		5	確認済証交付年月日·番号	5	確認済証交	付年月日·番号			
			6	検査済証交付年月日·番号	6	検査済証交	付年月日·番号			
			7	検査日	7	検査日				
収集・提供される 個人情報の項目		8	検査者氏名・住所・電話番号・資格・所 属	8	検査者氏名・1 属	住所・電話番号・資格・所				
		9	保守業者名·住所·電話番号	9	保守業者名	•住所•電話番号				
			10	昇降機の概要	10	昇降機の概	要			
			11	検査の状況	11	検査の状況				
			12	廃止及び仕様休止の理由	12	廃止及び仕	様休止の理由			
				13 廃止年月日		廃止年月日				
			14	使用休止期間	14	使用休止期	間			
			15	使用休止届届出日	15	使用休止届	届出日			
備考										

外部結合記録票

部課名	都市整備部建築課	整理番号		
業務の名称	昇降機定期報告	記録年月日	令和7年4月1日	
未物の石が	<u>并</u> 阵惤 上 别報古		に関する業務	
	提供する個人情報の項目	収集する	個人情報の項目	
	16 再使用開始年月日	6 再使用開始	年月日	
	17 変更した日	7 変更した日		
	18 変更の理由	8 変更の理由		
	19 受付番号·年月日	9 受付番号・4	羊月日	
	20「要是正」指摘の検査項目	20 「要是正」指	摘の検査項目	
	21 「要是正」指摘の検査項目に関わる設 備等の役割等	21 「要是正」指持 備等の役割	商の検査項目に関わる設 等	
	22 改善事項	22 改善事項		
	23 改善内容	23 改善内容		
外部結合によって	24 昇降機等検査員意見	24 昇降機等検	·查員意見	
収集・提供される 個人情報の項目	25	25		
	26	26		
	27	27		
	28	28		
	29	29		
	30	30		
	31	31		
	32	32		
	33	33		
	34	34		
	35	35		
備考				

報告 33

自己点検表⑥-1(外部結合)

業務の名称	昇降機定期報告に関する業務
主管部課名	都市整備部建築課
業務の根拠法令等	建築基準法第12条第3項、杉並区建築基準法施行細則
利用目的(全体)	定期報告書の電子報告を受付けるため

管理

システム名	昇降機定期報告書受付システム
	建築基準法に定められている定期報告に関わる報告書の受理、審査、指導書の 送付及び関係規定の各種届出の受理

	外部結合によっ 保有個人情報・取行 <u>※下線は要配</u> り	导する個人情報	嵙	1. 外部結合によって提供・取得する個人情報の妥当性(第1号・第2号) ・業務の実施に当たり、当該保有個人情報を外部結合により提供又は当該個人情報を 外部結合により取得する必要があるか。〈第1号・第2号〉			
No	提供する保有個人情報	取得する個人情報	Ø	外部結合が必要な理由			
1	所有者氏名·住所·電 話番号	所有者氏名·住所·電 話番号	Ŋ	申請への迅速な対応や事務処理の効率化及び申請情報の区及び申請者間での円滑な共有を実現するため。			
2	管理者氏名·住所·電 話番号	管理者氏名·住所·電 話番号	Ø	申請への迅速な対応や事務処理の効率化及び申請情報の区及び申請者間での円滑な共有を実現するため。			
3	報告対象建築物等	報告対象建築物等	V	申請への迅速な対応や事務処理の効率化及び申請情報の区及び申請者間での円滑な共有を実現するため。			
4	報告対象昇降機	報告対象昇降機	Ø	申請への迅速な対応や事務処理の効率化及び申請情報の区及び申請者間での円滑な共有を実現するため。			
5	確認済証交付年月日・ 番号	確認済証交付年月日・ 番号	Ŋ	申請への迅速な対応や事務処理の効率化及び申請情報の区及び申請者間での円滑な共有を実現するため。			
6	検査済証交付年月日・ 番号	検査済証交付年月日・ 番号	Ŋ	申請への迅速な対応や事務処理の効率化及び申請情報の区及び申請者間での円滑な共有を実現するため。			
7	検査日	検査日	Ŋ	申請への迅速な対応や事務処理の効率化及び申請情報の区及び申請者間での円滑な共有を実現するため。			
8	検査者氏名・住所・電 話番号・資格・所属	検査者氏名・住所・電 話番号・資格・所属	Ø	申請への迅速な対応や事務処理の効率化及び申請情報の区及び申請者間での円滑な共有を実現するため。			
9	保守業者名·住所·電 話番号	保守業者名·住所·電 話番号	Ø	申請への迅速な対応や事務処理の効率化及び申請情報の区及び申請者間での円滑な共有を実現するため。			
10	昇降機の概要	昇降機の概要	Ø	申請への迅速な対応や事務処理の効率化及び申請情報の区及び申請者間での円滑な共有を実現するため。			

	外部結合によっ	て提供する		1. 外部結合によって提供・取得する個人情報の妥当性(第1号・第2号)				
	保有個人情報・取得 <u>(下線は要配慮</u>		•	・業務の実施に当たり、当該保有個人情報を外部結合により提供又は当該個人情報を外部結合により取得する必要があるか。〈第1号・第2号〉				
No	提供する保有個人情報	取得する個人情報	Ø	外部結合が必要な理由				
11	検査の状況	検査の状況	Ŋ	申請への迅速な対応や事務処理の効率化及び申請情報の区及び申請者間での円滑な共有を実現するため。				
12	廃止及び仕様休止の 理由	廃止及び仕様休止の 理由	Ø	申請への迅速な対応や事務処理の効率化及び申請情報の区及び申請者間での円滑な共有を実現するため。				
13	廃止年月日	廃止年月日	Ø	申請への迅速な対応や事務処理の効率化及び申請情報の区及び申請者間での円滑な共有を実現するため。				
14	使用休止期間	使用休止期間	Ø	申請への迅速な対応や事務処理の効率化及び申請情報の区及び申請者間での円滑な共有を実現するため。				
15	使用休止届届出日	使用休止届届出日	Ø	申請への迅速な対応や事務処理の効率化及び申請情報の区及び申請者間での円滑な共有を実現するため。				
16	再使用開始年月日	再使用開始年月日	N	申請への迅速な対応や事務処理の効率化及び申請情報の区及び申請者間での円滑な共有を実現するため。				
17	変更した日	変更した日	Ŋ	申請への迅速な対応や事務処理の効率化及び申請情報の区及び申請者間での円滑な共有を実現するため。				
18	変更の理由	変更の理由	Ŋ	申請への迅速な対応や事務処理の効率化及び申請情報の区及び申請者間での円滑な共有を実現するため。				
19	受付番号·年月日	受付番号·年月日	Ø	申請への迅速な対応や事務処理の効率化及び申請情報の区及び申請者間での円滑な共有を実現するため。				
20	「要是正」指摘の検査 項目	「要是正」指摘の検査 項目	Ø	申請への迅速な対応や事務処理の効率化及び申請情報の区及び申請者間での円滑な共有を実現するため。				
21	「要是正」指摘の検査 項目に関わる設備等 の役割等	「要是正」指摘の検査 項目に関わる設備等 の役割等	Ŋ	申請への迅速な対応や事務処理の効率化及び申請情報の区及び申請者間での円滑な共有を実現するため。				
22	改善事項	改善事項	Ø	申請への迅速な対応や事務処理の効率化及び申請情報の区及び申請者間での円滑な共有を実現するため。				
23	改善内容	改善内容	Ø	申請への迅速な対応や事務処理の効率化及び申請情報の区及び申請者間での円滑な共有を実現するため。				
24	昇降機等検査員意見	昇降機等検査員意見	Ø	申請への迅速な対応や事務処理の効率化及び申請情報の区及び申請者間での円滑な共有を実現するため。				

報告	33
----	----

自己点検表⑥-2(外部結合)

業務の名称	昇降機定期報告に関する業務
主管部課名	都市整備部建築課
業務の根拠法令等	建築基準法第12条第3項、杉並区建築基準法施行細則
利用目的(全体)	定期報告書の電子報告を受付けるため

				2. 外部	活合に係る確	認事」	項(第3号~第13号)				
				外部	結合に係る基	本情報	₩<第3号·第4号>				
Ø	1	外部結合の 相手方 〈第3号〉	民間事業者	相手方の 詳細 〈第3号関連〉	一般社団法人」	東京都	昇降機安全協議会				
Ø	2	外部結合の 方法 〈第4号〉	LGWAN回線	その他の場合の 詳細 〈第4号関連〉							
		·【提	供の場合のみ】	外部結合に当た	り、以下の事具	「項についてどのような措置を施すか。〈第5号~第13号〉					
V			確認事	項		確認事項への具体的対応・代替措置等					
						根拠	根拠をプルダウン から選択⇒	●【利用目的内の場合】外部結合によって 提供する法令根拠又は相当の理由がある			
V	3	外部結合により 〈第5号・第6号〉	保有個人情報の携	- 提供を行う根拠は何	ፓ ታ›。	TIXTE	【利用目的のための外 保有個人情報を外部総 があるとき。	部結合による提供】 皆合によって提供する法令根拠又は相当の理由			
						具体 的内 容	申請への迅速な対応な	の方法、相当の理由、特別な理由等について記載】 や事務処理の効率化及び申請情報の区及び申請 を実現するためには、クラウドサービス上での情報 いため。			
無	4	情報を外部結合	(第3号の規定に基合によって提供する の条の規定に基づい。)	場合であって、必	要があると認め						
無	(5)	個人情報を外部 の規定に基づき 利用する業務の	原第4号の規定に基 那結合によって提供 ま、提供先との間に の根拠法令、利用す た書面(電磁的記	はする場合にあって おいて、原則として する記録範囲及び記	は、法第70条 て、利用目的、 記録項目、利用						
無	6	の者に保有個/ は、法第70条の 確保の措置を請 は、当該提供を	669条第2項第4号の 人情報を外部結合へ 規定に基づき、保 すずることを求める。 ・する前又は随時に てその結果を記録 か。〈第9号〉	によって提供する場 有個人情報の取扱 とともに、必要がある 実地の調査等を行	場合にあって 扱いに係る安全 ると認めるとき 行い、当該措置						
Ø	7	低減する観点か その内容その他 することができる	共するに当たり、 漏から、提供先の利用 2の事情を考慮し、 3記載の全部又は一 措置を講ずるか。	目的、保有個人情 必要に応じ、特定の 一部を削除し、又に	情報の秘匿性等 の個人を識別	提供す	^ナ る個人情報は全て業剤	务に必要であるため、当該措置は実施しない。			
無	8	目的のために保	夏の規定により外国 民有個人情報を外部 の規定に基づき本	部結合によって提供	共する場合に						
無	9	は、同条第2項	条第1項の規定に基づき本人の同意を得る場合にあって 第2項の規定に基づき当該本人に参考となるべき外国にお 情報の保護に関する制度に係る情報等を提供するか。〈第								
無	10	目的のために保	質の規定により外国 保有個人情報を外部 の規定に基づき必	部結合によって提供	共した場合に						

報告	34
	01

杉並区個人情報の保護に関する安全管理措置等基準 自己点検表

太	対象業務名 教職員人事に関する業務							
È	管部課名	教育委員	員会事務局都	效育人事企画課				
該当	点検事	項	新規•変更	実施予定年月	日	根拠法令等		
	個人情報の	保有等		令和 年 月	日			
\bigcirc	外部委	託	新規	令和6年11月	9日			
	指定管	理		令和 年 月	日			
	労働者	派遣		令和 年 月	日			
	目的外积	利用		令和 年 月	日			
	外部提	供		令和 年 月	日			
	電算入	力		令和 年 月	日			
	外部結	i合		令和 年 月	日			
案件の概要	令和7年月 自己般、ステ をこれないた。 うこなでもいよないよいないよう。 【外部委託	度に導入するので、これでは、	を予定してい 股告を行った り導業者に う対策として、 コグインユーデラう。 供事業者に	いる教職員庶務事ところである。 た構築作業の中-タベー・業務につまる。 ・ポート業務につまる。 ・事業者のシスラザー情報の確認 「職員番号」等2	事務にでを行いている。	度第4回デジタル・セキュリティ部会」にて、レステムについて、電算入力及び外部結合のシステム導入後の不具合発生時の検証のでう可能性があることが判明した。、システム構築事業者への外部委託により行いのアクセスは事前承認制とすると共に、区とることで承認を受けていない状況で操作がさ		
	ジタル・セキ: ティ部会での 審議結果	-	年 月報告了承以下のとおり)				
			()		
備考								

		部課名	教育委員会事務	易局教育	人事企	画課		整理番号			
.II. =t						記録年月日	令和	16年11	月9日		
業務の)名称	教職員人						に関す	⁻ る業務		
報告年	月日	令和6年	1 1月8日	幸		確認年月日		ICISI 9	る本独		
∓ =1	· #	5 - 1 1	は、じっ担供す	₩ →			₩ 75 - 7 - 40 00	単年度			
委託	沅	クラワト	サービス提供事	耒石			業務委託期間	〇 継続			
			トるサポート業務	务(不		0	個人情報の適	切な管理			
	具合:	発生時の影	/響調査等)			0	秘密の保持				
						0	再委託の禁止				
委					委	0	目的外使用の				
委 託 の					委託の条件	0	第三者への提				
内						0	複写及び複製	の禁止			
容					1 11 	0	提供資料の返	還義務			
						0	立入調査の実	施			
						0	事故発生時の	報告義務			
						0	条例遵守				
	外部	委託記録票	参照。								
委託に 係る個											
人情報 の項目											
		_									
委託先との 授受の方法			閲覧	文書		磁気	媒体	〇 その他((クラウドシ	ステム)	

		部課名	教育委員会事務局教育人事企	画課		整理番号		
alla =t-			_		記録年月日	令和]6年1	1月9日
業務の)名称	教職員人	#			1- 関	する業務	
	1	職員番号		31	前回給料表発	令年月日	10 3	7 0 20 70
	2	現所属		32	前回給料表昇	給区分		
	3	現所属発		33	休職情報			
	4	前所属履	<u></u> 楚	34	休職開始年月	B		
	5	前所属発		35	休職終了年月	日		
	6	氏名		36	昇格区分			
	7	改姓年月	B	37	昇格給料表			
	8	旧氏名		38	昇格発令年月	日		
	9	性別		39	任用区分			
	10	生年月日		40	任用発令年月	日		
	11	役職		41	前歴情報			
	12	職名		42	前歴年月数			
委託	13	職種		43	現住所			
に係	14	給与決定.	上の学歴	44	現住所変更日			
る個	15	採用年月	B	45	被扶養者氏名			
人 情	16	本区勤務學	年月日	46	6 被扶養者性別			
報 の	17	学歴情報		47	被扶養者生年月日			
· 項 目	18	学歴取得年	年月日	48	8 被扶養者続柄			
	19	採用時学	楚	49	通勤方法情報			
	20	採用時学	楚取得年月日	50	試験選考、能	任区分		
	21	再採用年	月日	51	試験選考、能	任区分認定年	F月日	
	22	転職職種		52	資格、免許区	分		
	23	転職発令	年月日	53	資格、免許取	得年月日		
	24	転退職情報	報	54	研修履歴			
	25	転退職発	令年月日 	55	電話番号			
	26	現行給料	支給科目	56	現補職名			
	27	現行給料	表	57	現兼職名			
	28	現行給料	表発令年月日	58	前補職名			
	29	現行給料	表昇給区分	59	前兼職名			
	30	前回給料		60	四週五休指定	日当月分		

		部課名	教育委員会事務局教育人事企	画課		整理番号	
4114 			_		記録年月日	令和]6年11月9日
業務の	名称	教職員人					に関する業数
	61	四週五休	 指定日前月実績分	91	受診日		に関する業務
	62	超勤・特勢	 勆・宿日直・時間減額情報	92	 検診種別		
	63	超勤・特勢	 勆・宿日直・時間減額年月	93	受診番号		
	64	超勤時間	 数	94	機能別判定結	 果	
	65	特勤件数	 又は日数	95	総合判定結果		
	66	特勤要勤	 務日数	96	身長		
	67	減額時間	数 数	97	体重		
	68	期末又は	動勉手当区分	98	BMI(肥満	度)	
	69	共済区分		99	標準体重		
	70	共済限度額	·····································	100	体脂肪率		
	71	超勤区分		101	体脂肪量		
_	72	超勤単価		102	最大血圧		
委託	73	雇用(委	属)期間	103	最小血圧		
に係	74	派遣研修の	の年月日	104	脈拍		
る個	75	派遣研修	先	105	視力右		
人 情	76	派遣研修	テーマ	106	視力左		
報の	77	派遣研修加	旅費	107	聴力右		
項目	78	不規則勤	務区分	108	聴力左		
	79	育児休業法	咸額時間数	109	尿蛋白		
	80	顔写真		110	尿糖		
	81	任用時年的	f	111	診察心雑音		
	82	休暇等(種別コー 事由、命令年月日	ド、申請年月日、開始時間、終了時間、時間、期間、 、繰越区分、付与日数)	112	不整脈		
		間、移動開始時間	日、開始時間、終了時間、休憩開始時間、休憩終了時 、移動終了時間、内容)	113	胸部症状判定		
	84		日、時間、命令年月日、用務、先、 費、日額旅費額、日当額、支給額)	114	肺野判定		
	85	勤務割振	適用年月日 	115	心陰影所見		
		教員成績		116	安静時心電図	判定	
	87	話番号、最終学歴	選考区分、氏名、性別、住所、連絡先住所、連絡先電、受験番号、選考結果)	117	心電図検査		
	88	健康診断受 日)	おおおおおおおおお おおお おおま おおま おまま かいりょう かいま	118	自覚症状コー	F	
	89	管理職成績	責率	119	喫煙状況(本	数、年数)	
	90	受診年度		120	アルコール摂	取状況(頻度	铥、年数)

		部課名	教育委員会事務局教育人事命	企画課		整理番号			
		## ## D	_	記録年月日	令和	16年11月9日			
業務の)名称	教職員人	\$			に関する業務			
	121	運動状況	(頻度、時間)	151	地区名		に因りる末街		
	122	既往歴(約	————— 病名、発症年齢、状況)	152	経験地域数				
	123	家族歴(紀		153	都公立学校経	 験校数			
	124	白血球数		154	現任校実勤務	年数			
	125	赤血球数		155	異動種別				
	126	血色素量		156	転出希望先・	希望順位			
	127	AST (GOT)	157	異動事由				
	128	ALT (GPT)	158	最寄駅				
	129	$\gamma - GT$	Р	159	研究実績・特	技			
	130	HCV抗f	体判定	160	学校名				
	131	総コレス ⁻	テロール	161	学校番号				
禾	132	HDL⊐	レステロール	162	2 産・育休区分				
委託	133	中性脂肪		163	63 出産(予定)日				
に係る	134	血糖		164	64 産・育休始期				
る個	135	尿酸		165	5 産・育休終期				
人 情	136	食事状況		166	66 引継期間				
報の	137	能力評価	評点	167	167 産・育休期間見込				
項目	138	業績評価	評点	168	68 名簿登載の有無				
	139	一次評価で	合計点数	169	補充承認の有	無			
	140	二次評価で	合計点数	170	具申手続の有	無			
	141	一次評価額	総合評価	171	名簿登載番号				
	142	二次評価額	総合評価	172	名簿登載始期				
	143	総合調整網	結果 	173	名簿登載終期				
	144	事業所所	在地	174	任用始期				
	145	事業所名	称・代表者氏名	175	任用終期				
	146	事業所電	話番号	176	任用期間更新	の有無			
	147	本籍・国籍	籍	177	発令通知の有	無			
	148	職業・勤	務先・職歴	178	人物証明書提	出の有無			
	149	扶養親族」	氏名	179	免許状有効期	限確認の有無	ŧ		
	150	担当教科		180	具申月日				

		部課名	教育委員会事務局教育人	事企画課		整理番号	
					記録年月日	令和	16年11月9日
業務₫)名称	教職員人	事				に明十7業数
	181	講師番号		211	宿日直実績		に関する業務
	182	 専攻教科		212	ボランティア	 休暇申請	
	183	科目名		213	氏名・住所変	 更届	
	184	曜日あた	 り時数	214	通勤届		
	185	週当たり	 時数	215	住居届		
	186	講師区分		216	扶養親族届		
	187	任用事由		217	旅行命令申請		
	188	休暇申請		218	定期併給情報		
	189	妊娠出産	木暇申請	219			
	190	育児休業に	申請	220			
	191	介護休暇	承認申請	221			
	192	部分休業日	———————————— 申請	222			
委託	193	職務免除	——————— 許可申請	223			
に係	194	職務免除	復帰願申請	224			
る 個	195	勤務形態	・シフト種別	225			
人情	196	勤務予定		226			
報の	197	遅参早退		227			
項目	198	出退勤時	間	228			
	199	研修届		229			
	200	出退勤日	欠状況	230			
	201	管理職出	勤状況 	231			
	202	勤務実績		232			
	203	休暇情報	保守項目	233			
	204	営利企業	従事・離職申請	234			
	205	欠勤届		235			
	206	年休情報	保守項目	236			
	207	超過勤務的	命令・実績	237			
	208	週休振替1	命令	238			
		特殊勤務		239			
	210	管理職特別	引勤務実績	240			

自己点検表②-1(☑外部委託・□指定管理者)

業務の名称	教職員人事に関する業務
主管部課名	教育委員会事務局教育人事企画課
業務の根拠法令等	
利用目的(全体)	教職員人事を行うため

or made and the transfer on the		運用保守におけるサポート業務(不具合発生時の影響調査等)
委託先又は指定管理者に行わせる業務の内容	イ	
(年1月) とる未扱の作品 (第1号)	ウ	
	H	
再委託等を行う業務の内容 (再委託等を行う場合)		

\	T = 011 Min	委割	託先等	が取	扱う		1. 委託先等に取り扱わせる保有個人情報(第5号)
\setminus	委託先等に 取り扱わせる 保有個人情報	仔	保有個人情報 (業務別)			・業務の実施に当たり、当該保有個人情報を取り扱わせる必要があるか。〈第5号〉	
No	※下線は 要配慮個人情報	ア	イ	ウ	工	V	委託先等に取り扱わせることが必要な理由
1	職員番号	0				Ø	システム及びシステム内データの保守運用管理のため。
2	現所属	0				Ø	システム及びシステム内データの保守運用管理のため。
3	現所属発令年月 日	0				Ø	システム及びシステム内データの保守運用管理のため。
4	前所属履歴	0				Ø	システム及びシステム内データの保守運用管理のため。
5	前所属発令年月 日	0				Ø	システム及びシステム内データの保守運用管理のため。
6	氏名	0				Ø	システム及びシステム内データの保守運用管理のため。
7	改姓年月日	0				Ø	システム及びシステム内データの保守運用管理のため。
8	旧氏名	0				Ø	システム及びシステム内データの保守運用管理のため。
9	性別	0				Ø	システム及びシステム内データの保守運用管理のため。
10	生年月日	0				Ø	システム及びシステム内データの保守運用管理のため。

せ	托先等に取り扱わる保有個人情報 ※下線は 要配慮個人情報	委託分	個人	が取扱。 情報	う保有		1. 委託先等に取り扱わせる保有個人情報(第5号) ・業務の実施に当たり、当該保有個人情報を取り扱わせる必要があるか。 〈第5号〉
No		ア	イ	ウ	工	Z	委託先等に取り扱わせることが必要な理由
11	役職	0				Ø	システム及びシステム内データの保守運用管理のため。
12	職名	0				Ø	システム及びシステム内データの保守運用管理のため。
13	職種	0				Ø	システム及びシステム内データの保守運用管理のため。
14	給与決定上の学 歴	0				Ø	システム及びシステム内データの保守運用管理のため。
15	採用年月日	0				Ø	システム及びシステム内データの保守運用管理のため。
16	本区勤務年月日	0				Ø	システム及びシステム内データの保守運用管理のため。
17	学歴情報	0				Ø	システム及びシステム内データの保守運用管理のため。
18	学歴取得年月日	0				Ø	システム及びシステム内データの保守運用管理のため。
19	採用時学歴	0				Ø	システム及びシステム内データの保守運用管理のため。
20	採用時学歷取得 年月日	0				Ø	システム及びシステム内データの保守運用管理のため。
21	再採用年月日	0				Ø	システム及びシステム内データの保守運用管理のため。
22	転職職種	0				Ø	システム及びシステム内データの保守運用管理のため。
23	転職発令年月日	0				Ø	システム及びシステム内データの保守運用管理のため。
24	転退職情報	0				Ø	システム及びシステム内データの保守運用管理のため。
25	転退職発令年月 日	0				Ø	システム及びシステム内データの保守運用管理のため。

せ	託先等に取り扱わる保有個人情報 ※下線は 要配慮個人情報	委託先等が取扱う保有 個人情報 (業務別)					1. 委託先等に取り扱わせる保有個人情報(第5号) ・業務の実施に当たり、当該保有個人情報を取り扱わせる必要があるか。 〈第5号〉
No		ア	イ	ウ	工	Z	委託先等に取り扱わせることが必要な理由
26	現行給料支給科 目	0				Ø	システム及びシステム内データの保守運用管理のため。
27	現行給料表	0				Ø	システム及びシステム内データの保守運用管理のため。
28	現行給料表発令 年月日	0				Ø	システム及びシステム内データの保守運用管理のため。
29	現行給料表昇給 区分	0				Ø	システム及びシステム内データの保守運用管理のため。
30	前回給料表	0				Ø	システム及びシステム内データの保守運用管理のため。
31	前回給料表発令 年月日	0				Ø	システム及びシステム内データの保守運用管理のため。
32	前回給料表昇給区分	0				Ø	システム及びシステム内データの保守運用管理のため。
33	休職情報	0				Ø	システム及びシステム内データの保守運用管理のため。
34	休職開始年月日	0				Ø	システム及びシステム内データの保守運用管理のため。
35	休職終了年月日	0				Ø	システム及びシステム内データの保守運用管理のため。
36	昇格区分	0				Ø	システム及びシステム内データの保守運用管理のため。
37	昇格給料表	0				Ø	システム及びシステム内データの保守運用管理のため。
38	昇格発令年月日	0				Ø	システム及びシステム内データの保守運用管理のため。
39	任用区分	0				Ø	システム及びシステム内データの保守運用管理のため。
40	任用発令年月日	0				Ø	システム及びシステム内データの保守運用管理のため。

せ	託先等に取り扱わる保有個人情報 ※下線は 要配慮個人情報	委託分	個人	が取扱 情報	5保有		1. 委託先等に取り扱わせる保有個人情報(第5号) ・業務の実施に当たり、当該保有個人情報を取り扱わせる必要があるか。 〈第5号〉
No		ア	1	ウ	工	Z	委託先等に取り扱わせることが必要な理由
41	前歴情報	0				Ø	システム及びシステム内データの保守運用管理のため。
42	前歴年月数	0				Ø	システム及びシステム内データの保守運用管理のため。
43	現住所	0				Ø	システム及びシステム内データの保守運用管理のため。
44	現住所変更日	0				Ø	システム及びシステム内データの保守運用管理のため。
45	被扶養者氏名	0				Ø	システム及びシステム内データの保守運用管理のため。
46	被扶養者性別	0				Ø	システム及びシステム内データの保守運用管理のため。
47	被扶養者生年月日	0				Ø	システム及びシステム内データの保守運用管理のため。
48	被扶養者続柄	0				Ø	システム及びシステム内データの保守運用管理のため。
49	通勤方法情報	0				Ø	システム及びシステム内データの保守運用管理のため。
50	試験選考、能任区分	0				Ø	システム及びシステム内データの保守運用管理のため。
51	試験選考、能任区分認定年月日	0				Ø	システム及びシステム内データの保守運用管理のため。
52	資格、免許区分	0				Ø	システム及びシステム内データの保守運用管理のため。
53	資格、免許取得 年月日	0				Ø	システム及びシステム内データの保守運用管理のため。
54	研修履歴	0				Ø	システム及びシステム内データの保守運用管理のため。
55	電話番号	0				Ø	システム及びシステム内データの保守運用管理のため。

せ	托先等に取り扱わる保有個人情報 ※下線は 要配慮個人情報	委託分	個人	ぶ取扱 情報	う保有		1. 委託先等に取り扱わせる保有個人情報(第5号) ・業務の実施に当たり、当該保有個人情報を取り扱わせる必要があるか。 〈第5号〉
No		ア	イ	ウ	工	Z	委託先等に取り扱わせることが必要な理由
56	現補職名	0				Ø	システム及びシステム内データの保守運用管理のため。
57	現兼職名	0				Ø	システム及びシステム内データの保守運用管理のため。
58	前補職名	0				Ø	システム及びシステム内データの保守運用管理のため。
59	前兼職名	0				Ø	システム及びシステム内データの保守運用管理のため。
60	四週五休指定日 当月分	0				Ø	システム及びシステム内データの保守運用管理のため。
61	四週五休指定日 前月実績分	0				Ø	システム及びシステム内データの保守運用管理のため。
62	超勤·特勤·宿日 直·時間減額情 報	0				Ø	システム及びシステム内データの保守運用管理のため。
63	超勤・特勤・宿日 直・時間減額年 月	0				Ø	システム及びシステム内データの保守運用管理のため。
64	超勤時間数	0				Ø	システム及びシステム内データの保守運用管理のため。
65	特勤件数又は日 数	0				Ø	システム及びシステム内データの保守運用管理のため。
66	特勤要勤務日数	0				Ø	システム及びシステム内データの保守運用管理のため。
67	減額時間数	0				Ø	システム及びシステム内データの保守運用管理のため。
68	期末又は勤勉手 当区分	0				Ø	システム及びシステム内データの保守運用管理のため。
69	共済区分	0				Ø	システム及びシステム内データの保守運用管理のため。
70	共済限度額	0				Ø	システム及びシステム内データの保守運用管理のため。

せ	托先等に取り扱わる保有個人情報 ※下線は 要配慮個人情報	委託	個人	が取扱 情報 答別)	万保有		1. 委託先等に取り扱わせる保有個人情報(第5号) ・業務の実施に当たり、当該保有個人情報を取り扱わせる必要があるか。 〈第5号〉
No	要配慮個人情報	ア	イ	ウ	工	Z	委託先等に取り扱わせることが必要な理由
71	超勤区分	0				Ø	システム及びシステム内データの保守運用管理のため。
72	超勤単価	0				Ø	システム及びシステム内データの保守運用管理のため。
73	雇用(委嘱)期間	0				Ø	システム及びシステム内データの保守運用管理のため。
74	派遣研修の年月 日	0				Ø	システム及びシステム内データの保守運用管理のため。
75	派遣研修先	0				Ø	システム及びシステム内データの保守運用管理のため。
76	派遣研修テーマ	0				Ø	システム及びシステム内データの保守運用管理のため。
77	派遣研修旅費	0				Ø	システム及びシステム内データの保守運用管理のため。
78	不規則勤務区分	0				Ø	システム及びシステム内データの保守運用管理のため。
79	育児休業減額時 間数	0				Ø	システム及びシステム内データの保守運用管理のため。
80	顔写真	0				Ø	システム及びシステム内データの保守運用管理のため。
81	任用時年齢	0				Ø	システム及びシステム内データの保守運用管理のため。
82	休暇等(種別コード、申請 年月日、開始時間、終了時 間、時間、期間、事由、命 令年月日、繰越区分、付与 日数)	0				Ø	システム及びシステム内データの保守運用管理のため。
83	超勤等(命令年月日、開始時間,終了時間、杯憩開始時間、休憩終了時間、休憩所開休,移動終了時間、移動開始時間、移動終了時間、內容)	0				Ø	システム及びシステム内データの保守運用管理のため。
84	旅行(年月日、時間、 命令年月日、用務、 先、経路、交通費、日 額旅費額、日当額、支 給額)	0				Ø	システム及びシステム内データの保守運用管理のため。
85	勤務割振適用年 月日	0				Ø	システム及びシステム内データの保守運用管理のため。

せ	托先等に取り扱わる保有個人情報 ※下線は 要配慮個人情報	委託分	個人	ぶ取扱 情報 (う保有		1. 委託先等に取り扱わせる保有個人情報(第5号) ・業務の実施に当たり、当該保有個人情報を取り扱わせる必要があるか。 〈第5号〉
No		ア	イ	ウ	工	V	委託先等に取り扱わせることが必要な理由
86	教員成績支給率	0				Ŋ	システム及びシステム内データの保守運用管理のため。
87	採用選考応募者(選考区 分、氏名、性別, 住所, 連 絡先住所, 連絡先電話番 号、最終学歷、受験番号、 選考結果)	0				V	システム及びシステム内データの保守運用管理のため。
88	健康診断受診状 況(受診の有無・ 受診年月日)	0				V	システム及びシステム内データの保守運用管理のため。
89	管理職成績率	0				Ø	システム及びシステム内データの保守運用管理のため。
90	受診年度	0				V	システム及びシステム内データの保守運用管理のため。
91	受診日	0				Ø	システム及びシステム内データの保守運用管理のため。
92	検診種別	0				V	システム及びシステム内データの保守運用管理のため。
93	受診番号	0				V	システム及びシステム内データの保守運用管理のため。
94	機能別判定結果	0				V	システム及びシステム内データの保守運用管理のため。
95	総合判定結果	0				Ø	システム及びシステム内データの保守運用管理のため。
96	身長	0				V	システム及びシステム内データの保守運用管理のため。
97	体重	0				V	システム及びシステム内データの保守運用管理のため。
98	BMI(肥満度)	0				Ø	システム及びシステム内データの保守運用管理のため。
99	標準体重	0				Ø	システム及びシステム内データの保守運用管理のため。
100	体脂肪率	0				Ø	システム及びシステム内データの保守運用管理のため。

せ	托先等に取り扱わる保有個人情報 ※下線は 要配慮個人情報	委託分	個人	が取扱。 情報	う保有		1. 委託先等に取り扱わせる保有個人情報(第5号) ・業務の実施に当たり、当該保有個人情報を取り扱わせる必要があるか。 〈第5号〉
No		ア	イ	ウ	工	Z	委託先等に取り扱わせることが必要な理由
101	体脂肪量	0				Ø	システム及びシステム内データの保守運用管理のため。
102	最大血圧	0				Ø	システム及びシステム内データの保守運用管理のため。
103	最小血圧	0				Ø	システム及びシステム内データの保守運用管理のため。
104	脈拍	0				Ø	システム及びシステム内データの保守運用管理のため。
105	視力右	0				Ø	システム及びシステム内データの保守運用管理のため。
106	視力左	0				Ø	システム及びシステム内データの保守運用管理のため。
107	聴力右	0				Ø	システム及びシステム内データの保守運用管理のため。
108	聴力左	0				Ø	システム及びシステム内データの保守運用管理のため。
109	尿蛋白	0				Ø	システム及びシステム内データの保守運用管理のため。
110	尿糖	0				Ø	システム及びシステム内データの保守運用管理のため。
111	診察心雑音	0				Ø	システム及びシステム内データの保守運用管理のため。
112	不整脈	0				Ø	システム及びシステム内データの保守運用管理のため。
113	胸部症状判定	0				Ø	システム及びシステム内データの保守運用管理のため。
114	肺野判定	0				Ø	システム及びシステム内データの保守運用管理のため。
115	心陰影所見	0				Ø	システム及びシステム内データの保守運用管理のため。

せ	托先等に取り扱わる保有個人情報 ※下線は 要配慮個人情報	委託	個人	が取扱 情報 答別)	う保有		1. 委託先等に取り扱わせる保有個人情報(第5号) ・業務の実施に当たり、当該保有個人情報を取り扱わせる必要があるか。 〈第5号〉
No		ア	イ	ウ	工	Z	委託先等に取り扱わせることが必要な理由
116	安静時心電図判定	0				Ø	システム及びシステム内データの保守運用管理のため。
117	心電図検査	0				Ø	システム及びシステム内データの保守運用管理のため。
118	自覚症状コード	0				Ø	システム及びシステム内データの保守運用管理のため。
119	喫煙状況(本 数、年数)	0				Ø	システム及びシステム内データの保守運用管理のため。
120	アルコール摂取 状況(頻度、年 数)	0				Ø	システム及びシステム内データの保守運用管理のため。
121	運動状況(頻度、時間)	0				Ø	システム及びシステム内データの保守運用管理のため。
122	既往歴(病名、 発症年齢、状 況)	0				Ø	システム及びシステム内データの保守運用管理のため。
123	家族歴(続柄、 病名)	0				Ø	システム及びシステム内データの保守運用管理のため。
124	白血球数	0				Ø	システム及びシステム内データの保守運用管理のため。
125	赤血球数	0				Ø	システム及びシステム内データの保守運用管理のため。
126	血色素量	0				Ø	システム及びシステム内データの保守運用管理のため。
127	AST(GOT)	0				Ø	システム及びシステム内データの保守運用管理のため。
128	ALT(GPT)	0				Ø	システム及びシステム内データの保守運用管理のため。
129	γ —GTP	0				Ø	システム及びシステム内データの保守運用管理のため。
130	HCV抗体判定	0				Ø	システム及びシステム内データの保守運用管理のため。

せ	托先等に取り扱わる保有個人情報 ※下線は 要配慮個人情報	委託	個人	が取扱 情報 答別)	う保有		1. 委託先等に取り扱わせる保有個人情報(第5号) ・業務の実施に当たり、当該保有個人情報を取り扱わせる必要があるか。 〈第5号〉
No		ア	イ	ウ	工	Z	委託先等に取り扱わせることが必要な理由
131	総コレステロール	0				Ø	システム及びシステム内データの保守運用管理のため。
132	HDLコレステ ロール	0				Ø	システム及びシステム内データの保守運用管理のため。
133	中性脂肪	0				Ø	システム及びシステム内データの保守運用管理のため。
134	血糖	0				Ø	システム及びシステム内データの保守運用管理のため。
135	尿酸	0				Ø	システム及びシステム内データの保守運用管理のため。
136	食事状況	0				Ø	システム及びシステム内データの保守運用管理のため。
137	能力評価評点	0				Ø	システム及びシステム内データの保守運用管理のため。
138	業績評価評点	0				Ø	システム及びシステム内データの保守運用管理のため。
139	一次評価合計点 数	0				Ø	システム及びシステム内データの保守運用管理のため。
140	二次評価合計点 数	0				Ø	システム及びシステム内データの保守運用管理のため。
141	一次評価総合評価	0				Ø	システム及びシステム内データの保守運用管理のため。
142	二次評価総合評価	0				Ø	システム及びシステム内データの保守運用管理のため。
143	総合調整結果	0				Ø	システム及びシステム内データの保守運用管理のため。
144	事業所所在地	0				Ø	システム及びシステム内データの保守運用管理のため。
145	事業所名称·代 表者氏名	0				Ø	システム及びシステム内データの保守運用管理のため。

せ	托先等に取り扱わる保有個人情報 ※下線は 要配慮個人情報	委託分	個人	減取扱 情報 等別)	う保有		1. 委託先等に取り扱わせる保有個人情報(第5号) ・業務の実施に当たり、当該保有個人情報を取り扱わせる必要があるか。 〈第5号〉
No		ア	イ	ウ	工	Z	委託先等に取り扱わせることが必要な理由
146	事業所電話番号	0				Ø	システム及びシステム内データの保守運用管理のため。
147	本籍·国籍	0				Ø	システム及びシステム内データの保守運用管理のため。
148	職業·勤務先·職 歴	0				Ø	システム及びシステム内データの保守運用管理のため。
149	扶養親族氏名	0				Ø	システム及びシステム内データの保守運用管理のため。
150	担当教科	0				Ø	システム及びシステム内データの保守運用管理のため。
151	地区名	0				Ø	システム及びシステム内データの保守運用管理のため。
152	経験地域数	0				Ø	システム及びシステム内データの保守運用管理のため。
153	都公立学校経験 校数	0				Ø	システム及びシステム内データの保守運用管理のため。
154	現任校実勤務年 数	0				Ø	システム及びシステム内データの保守運用管理のため。
155	異動種別	0				Ø	システム及びシステム内データの保守運用管理のため。
156	転出希望先·希 望順位	0				Ø	システム及びシステム内データの保守運用管理のため。
157	異動事由	0				Ø	システム及びシステム内データの保守運用管理のため。
158	最寄駅	0				Ø	システム及びシステム内データの保守運用管理のため。
159	研究実績・特技	0				Ø	システム及びシステム内データの保守運用管理のため。
160	学校名	0				Ø	システム及びシステム内データの保守運用管理のため。

せ	托先等に取り扱わる保有個人情報 ※下線は 要配慮個人情報	委託分	個人	取扱 情報 別)	分保有		1. 委託先等に取り扱わせる保有個人情報(第5号) ・業務の実施に当たり、当該保有個人情報を取り扱わせる必要があるか。 〈第5号〉
No		r	イ	ウ	工	V	委託先等に取り扱わせることが必要な理由
161	学校番号	0				Ø	システム及びシステム内データの保守運用管理のため。
162	産·育休区分	0				V	システム及びシステム内データの保守運用管理のため。
163	出産(予定)日	0				V	システム及びシステム内データの保守運用管理のため。
164	産·育休始期	0				Ø	システム及びシステム内データの保守運用管理のため。
165	産·育休終期	0				Ø	システム及びシステム内データの保守運用管理のため。
166	引継期間	0				Ø	システム及びシステム内データの保守運用管理のため。
167	産・育休期間見 込	0				Ø	システム及びシステム内データの保守運用管理のため。
168	名簿登載の有無	0				Ø	システム及びシステム内データの保守運用管理のため。
169	補充承認の有無	0				V	システム及びシステム内データの保守運用管理のため。
170	具申手続の有無	0				V	システム及びシステム内データの保守運用管理のため。
171	名簿登載番号	0				Ø	システム及びシステム内データの保守運用管理のため。
172	名簿登載始期	0				Ø	システム及びシステム内データの保守運用管理のため。
173	名簿登載終期	0				Ø	システム及びシステム内データの保守運用管理のため。
174	任用始期	0				Ø	システム及びシステム内データの保守運用管理のため。
175	任用終期	0				Ŋ	システム及びシステム内データの保守運用管理のため。

せ	託先等に取り扱わる保有個人情報 ※下線は 要配慮個人情報	委託	個人	が取扱 情報 答別)	5保有		1. 委託先等に取り扱わせる保有個人情報(第5号) ・業務の実施に当たり、当該保有個人情報を取り扱わせる必要があるか。 〈第5号〉
No		ア	イ	ウ	工	Z	委託先等に取り扱わせることが必要な理由
176	任用期間更新の 有無	0				Ø	システム及びシステム内データの保守運用管理のため。
177	発令通知の有無	0				V	システム及びシステム内データの保守運用管理のため。
178	人物証明書提出 の有無	0				Ø	システム及びシステム内データの保守運用管理のため。
179	免許状有効期限 確認の有無	0				Ø	システム及びシステム内データの保守運用管理のため。
180	具申月日	0				Ø	システム及びシステム内データの保守運用管理のため。
181	講師番号	0				V	システム及びシステム内データの保守運用管理のため。
182	専攻教科	0				V	システム及びシステム内データの保守運用管理のため。
183	科目名	0				V	システム及びシステム内データの保守運用管理のため。
184	曜日あたり時数	0				V	システム及びシステム内データの保守運用管理のため。
185	週当たり時数	0				Ø	システム及びシステム内データの保守運用管理のため。
186	講師区分	0				V	システム及びシステム内データの保守運用管理のため。
187	任用事由	0				V	システム及びシステム内データの保守運用管理のため。
188	休暇申請	0				V	システム及びシステム内データの保守運用管理のため。
189	妊娠出産休暇申 請	0				V	システム及びシステム内データの保守運用管理のため。
190	育児休業申請	0				Ø	システム及びシステム内データの保守運用管理のため。

せ	托先等に取り扱わる保有個人情報 ※下線は 要配慮個人情報	委託	委託先等が取扱う保有 個人情報 (業務別)				1. 委託先等に取り扱わせる保有個人情報(第5号) ・業務の実施に当たり、当該保有個人情報を取り扱わせる必要があるか。 〈第5号〉
No		ア	イ	ウ	工	₽	委託先等に取り扱わせることが必要な理由
191	介護休暇承認申 請	0				Z	システム及びシステム内データの保守運用管理のため。
192	部分休業申請	0				Z	システム及びシステム内データの保守運用管理のため。
193	職務免除許可申 請	0				V	システム及びシステム内データの保守運用管理のため。
194	職務免除復帰願 申請	0				Z	システム及びシステム内データの保守運用管理のため。
195	勤務形態・シフト 種別	0				Z	システム及びシステム内データの保守運用管理のため。
196	勤務予定	0				Z	システム及びシステム内データの保守運用管理のため。
197	遅参早退	0				Ø	システム及びシステム内データの保守運用管理のため。
198	出退勤時間	0				Ø	システム及びシステム内データの保守運用管理のため。
199	研修届	0				Ø	システム及びシステム内データの保守運用管理のため。
200	出退勤日次状況	0				V	システム及びシステム内データの保守運用管理のため。
201	管理職出勤状況	0				Z	システム及びシステム内データの保守運用管理のため。
202	勤務実績	0				V	システム及びシステム内データの保守運用管理のため。
203	休暇情報保守項 目	0				V	システム及びシステム内データの保守運用管理のため。
204	営利企業従事・ 離職申請	0				Z	システム及びシステム内データの保守運用管理のため。
205	欠勤届	0				Z	システム及びシステム内データの保守運用管理のため。

委託先等に取り扱わせる保有個人情報 ※下線は 要配慮個人情報		委託先等が取扱う保有. 個人情報 (業務別)					1. 委託先等に取り扱わせる保有個人情報(第5号) ・業務の実施に当たり、当該保有個人情報を取り扱わせる必要があるか。 〈第5号〉				
No		アイウエ		Z	委託先等に取り扱わせることが必要な理由						
206	年休情報保守項 目	0				Ø	システム及びシステム内データの保守運用管理のため。				
207	超過勤務命令• 実績	0				Ø	システム及びシステム内データの保守運用管理のため。				
208	週休振替命令	0				Ø	システム及びシステム内データの保守運用管理のため。				
209	特殊勤務実績	0				Ø	システム及びシステム内データの保守運用管理のため。				
210	管理職特別勤務 実績	0				Ø	システム及びシステム内データの保守運用管理のため。				
211	宿日直実績	0				Ø	システム及びシステム内データの保守運用管理のため。				
212	ボランティア休暇 申請	0				Ø	システム及びシステム内データの保守運用管理のため。				
213	氏名•住所変更 届	0				Ø	システム及びシステム内データの保守運用管理のため。				
214	通勤届	0				Ø	システム及びシステム内データの保守運用管理のため。				
215	住居届	0				Ø	システム及びシステム内データの保守運用管理のため。				
216	扶養親族届	0				Ø	システム及びシステム内データの保守運用管理のため。				
217	旅行命令申請	0				Ø	システム及びシステム内データの保守運用管理のため。				
218	定期併給情報	0				Ø	システム及びシステム内データの保守運用管理のため。				
219											
220											

報告 34

自己点検表②-2(☑外部委託・□指定管理者)

	H = 1110 TT
業務の名称	教職員人事に関する業務
主管部課名	教育委員会事務局教育人事企画課
業務の根拠法令等	
利用目的(全体)	教職員人事を行うため

		2. 委託先又は指定管理者が取り扱う個人情報 委託事業者又は指定管理者の選定に関する選定基準								
Z		選定に使用した選定基準等	÷							
Ø	1	個人情報に係る外部委託契約仕様書の特記ガイドライン								
		3. 委託先又は指定管理者に係る契約系	条項(第3号)							
	・契約の締結に当たり、次の事項を契約書等に明記するか。〈第3号〉									
Z		契約書等への記載事項	契約書に記載しない場合、その理由と代替措置							
Ø	2	個人情報に関する秘密保持、利用目的以外の目的のための利用の禁止等の義務に 関する事項〈第3号ア〉	契約書(個人情報に係る特記仕様書)に記載する。							
Ø	3	【外部委託の場合】再委託の制限又は事前承認等の再委託に係る条件等に関する事項(当該再委託先が、委託先の子会社(会社法(平成17年法律第86号)第2条第1項第3号に規定する子会社をいう。以下同じ。)である場合も同様とする。)〈第3号イ〉	契約書(個人情報に係る特記仕様書)に記載する。							
#	4	【 指定管理者の場合】 委託の制限又は事前承認等の委託に係る条件等に関する事項 (当該委託先が、指定管理者の子会社である場合も同様とする。)〈第3号ウ〉								
V	(5)	個人情報の第三者への提供の制限に関する事項〈第3号エ〉	契約書(個人情報に係る特記仕様書)に記載する。							
Ø	6	個人情報の複製等の制限に関する事項〈第3号オ〉	契約書(個人情報に係る特記仕様書)に記載する。							
Ø	7	個人情報の安全管理措置に関する事項〈第3号カ〉	契約書(個人情報に係る特記仕様書)に記載する。							
Ø	8	個人情報の漏えい等の事案の発生時における対応に関する事項〈第3号キ〉	契約書(個人情報に係る特記仕様書)に記載する。							
Ø	9	委託終了時における個人情報の消去、媒体の返還及び廃棄に関する事項〈第3号ク〉	契約書(個人情報に係る特記仕様書)に記載する。							
Ø	10	法令及び契約に違反した場合における契約解除、損害賠償責任その他必要な事項〈 第3号ケ〉	契約書に記載する。							
Ø	(1)	【外部委託の場合】契約内容の遵守状況についての定期的報告に関する事項及び委託先における委託された個人情報の取扱状況を把握するための監査等に関する事項 (再委託先の監査等に関する事項を含む。)〈第3号コ〉	契約書(個人情報に係る特記仕様書)に記載する。							
##		【指定管理者の場合】契約内容の遵守状況についての定期的報告に関する事項及び 指定管理者における個人情報の取扱状況を把握するための監査等に関する事項(指 定管理者の委託先の監査等に関する事項を含む。)〈第3号サ〉								
V	13)	関係法令の遵守に関する事項〈第3号シ〉	契約書に記載する。							
		4. 委託先又は指定管理者に係る確認事項(第4								
		・委託先又は指定管理者に業務を行わせるに当たり、以下の事項についてど								
V		確認事項	確認事項への具体的対応・代替措置等							
Ø	14)	委託先又は指定管理者における責任者及び業務従事者の管理体制及び実施体制、 個人情報の管理の状況についての検査に関する事項等の必要な事項について書面 で確認するか。〈第4号〉	委託先に情報管理体制表の提出をデータで求める。							
Ø	15	委託する業務又は指定管理者が行う業務に係る保有個人情報の秘匿性等その内容 及びその量等に応じて、作業の管理体制及び実施体制並びに個人情報の管理の状況について、少なくとも年1回以上、原則として実地検査により確認を行うか。〈第6号〉	必要に応じて、実地検査を実施する。							
Ø		【外部委託の場合】委託先が再委託を行う場合、委託先に、再委託先に行わせる業務の内容、取り扱わせる保有個人情報の範囲及びその妥当性の確認並びに①~⑩の措置を講じさせ、再委託される業務に係る保有個人情報の秘匿性等その内容に応じて委託先を通じて又は個人情報保護管理責任者自らが⑩の措置を実施するか。(保有個人情報の取扱いに係る業務について再委託先が再々委託を行う場合(再々委託以降に委託を行う場合を含む。)を含む。)〈第7号〉	再委託は行わない。							
##	17)	【指定管理者の場合】指定管理者が委託を行う場合、指定管理者に、⑯の外部委託の例により必要な措置を講じさせるか。〈第8号〉								
Ø	_	委託先又は指定管理者に個人情報を提供するに当たり、漏えい等による被害発生の リスクを低減する観点から、委託する業務又は指定管理者が行う業務の内容、保有個 人情報の秘匿性等その内容その他の事情を考慮し、必要に応じ、特定の個人を識別 することができる記載の全部又は一部を削除し、又は別の記号に置き換える等の措置 を講ずるか。〈第9号〉	必要に応じ、特定の個人を識別することができる記載の全部 または一部を削除する							
Ø	19	委託先又は指定管理者との個人情報の授受に当たり、漏えい等を防止するために必要な措置を講ずるか。〈第10号〉	システム上でのみ個人情報の授受が行われる。							

参考

R5第	4回部会資料
報告	65

		杉亚区	個人情報の作	呆護に関する安全管	埋措置等基準 目己点検表			
交	象業務名	教職員人事に関する業務						
主	管部課名	教育人	事企画課					
該当	点検事	項	新規•変更	実施予定年月日	根拠法令等			
	個人情報の	保有等		令和 年 月 日				
	外部委託			令和 年 月 日				
	指定管理			令和 年 月 日				
	労働者派遣			令和 年 月 日				
	目的外和	刊用		令和 年 月 日				
	外部提	供		令和 年 月 日				
0	電算入	.力	新規	令和6年4月1日				
\bigcirc	外部結	合	新規	令和6年4月1日				
案件の概要	様ま等況でれている。 でこれである。 でこれである。の職になどがあるの職が、 に行うおきをがいる。 に行うおきをがいる。 の職が、 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、	ており、F でのして 題底よう 事務導 で を を 218項 を 218項	申請、承認教、 全籍でである。 を解システークでは、 を解シストークでは、 を解シストークでは、 では、 を解シストークでは、 では、 では、 では、 では、 では、 では、 では、 では、 では、	年次有給休暇等の残育人事企画課では暗ステムもないため、人め、人事情報を一元之令和7年度に区立等正への対応やデータの発生を防ぐため、発生を防ぐため、び取得を行う。	及び区費教員が休暇・職免等の処理を紙の 活日数管理等に係る処理が煩雑化している。 遠種ごとや事務処理ごとに人事データをExcel、事データの一元的な管理・活用が難しい状 管理・活用し、休暇・職免等の処理を電子的 学校に導入し、業務の効率化を図る。 の保存年限管理、セキュリティパッチの適用 ンステムはクラウドサービスとする。 一をインターネット回線を通じて外部結合し、 番号」等218項目を記録する。			
デ	ジタル・セキュ			П				
	ティ部会での	-	報告了承					
	審議結果		以下のとおり)				
			()			
備考								

杉並区個人情報の保護に関する安全管理措置等基準 自己点検表

対象業務名		行政評価に関する業務						
主	管部課名	政策経営部企画課						
該当	点検事項		新規·変更	実施予定年月日	根拠法令等			
\circ	個人情報の	保有等	新規	令和6年12月1日				
\bigcirc	外部委	託	新規	令和6年12月1日				
	指定管理			令和 年 月 日				
	労働者派遣			令和 年 月 日				
	目的外利用			令和 年 月 日				
	外部提供			令和 年 月 日				
\circ	電算入力		新規	令和6年12月1日				
\bigcirc	外部結合		新規	令和6年12月1日				
		·						

区では、平成11年度以降「総合計画の進捗状況の把握」、「職員の政策形成能力の向上」、「区民への説明責任」等を目的として、行政評価を毎年度実施しており、平成27年度からは業務の効率化を図るため、行政評価システム(以下「システム」という。)を導入し、運用してきたところである。

一方、この間、区政経営におけるPDCA サイクルを一層機能させるためには評価制度の実効性を高める必要等の課題が生じている。

このたび、令和7年3月末日をもって、現行システムの使用期間が満了となることから、こうした課題の解決に向けた制度の見直しに対応できるシステムに再構築する。

再構築するシステムは、ログインに当たり職員ごとにIDを振り出すため、新たに個人情報登録を行う。また、当該システムはクラウドサービスとして提供されるため、システムの運用保守及びデータの管理について、外部委託を行うとともに、外部結合を行う。

【個人情報の保有等】

業務に必要な「氏名」等4項目について、新たに個人情報登録を行う。

【外部委託】

件

の概要

システムの運用保守及びデータの管理について、外部委託を行う。

【電算入力】

「行政評価システム」を構築し、「氏名」等4項目を新たに記録する。

【外部結合】

区のSWITCHネットワークと民間事業者が提供するクラウドサービスを仮想専用通信網(VPN)を通じて外部結合し、「氏名」等4項目の提供及び取得を行う。

5項目

		和 年 月 日	
デジタル・セキュリ ティ部会での		報告了承	
審議結果		以下のとおり	
)
備考			

個人情報登録票

		部課名	政策経営部					整理番号	
う	美務の名称	行政評	価			登録	年月日		令和6年12月1日
		に関する業務							
佰	国人情報の 収集目的	行政評	価を実施す	⁻ るため					
值	対象となる 国人の範囲	区の職	員						
			0	本人				本人以外	,
個	Linner								
人信	本人以外 収集の根拠								
報									
情報の収集方法			部	課名)	業務の名種	<u> </u>
集									
法	目的外利用								
	記録形態		文書	0	電算		その他		
	住民記録等の	の情報	文書 財産等(電算 心身等(の情報	その他生活状況	等の情報	
	住民記録等(の情報		等の情報	組織名
	住民記録等(氏名 メールアドレ					の情報		等の情報	
	住民記録等の 氏名 メールアドレン 利用者ID 【部会の意見を	ス) 情報		等の情報	組織名
個	住民記録等の 氏名 メールアドレス 利用者ID	ス) 情報		等の情報	組織名
個	住民記録等の 氏名 メールアドレン 利用者ID 【部会の意見を	ス				 の情報		等の情報	組織名
個	住民記録等の 氏名 メールアドレン 利用者ID 【部会の意見を	ス				 の情報		等の情報	組織名
個	住民記録等の 氏名 メールアドレン 利用者ID 【部会の意見を	ス				 の情報		等の情報	組織名
個	住民記録等の 氏名 メールアドレン 利用者ID 【部会の意見を	ス				l D情報		等の情報	組織名
個	住民記録等の 氏名 メールアドレン 利用者ID 【部会の意見を	ス				 の情報		等の情報	組織名
	住民記録等の 氏名 メールアドレン 利用者ID 【部会の意見を	ス				l の情報		等の情報	組織名
個	住民記録等の 氏名 メールアドレン 利用者ID 【部会の意見を	ス				D 情報		等の情報	組織名
個	住民記録等の 氏名 メールアドレン 利用者ID 【部会の意見を	ス				l の情報		等の情報	組織名
個	住民記録等の 氏名 メールアドレン 利用者ID 【部会の意見を	ス				l D情報		等の情報	組織名
個	住民記録等の 氏名 メールアドレン 利用者ID 【部会の意見を	ス				l D情報		等の情報	組織名

報告	35
1 1 1 1	0.0

自己点検表①(個人情報の保有・本人以外からの個人情報の取得)

業務の名称	行政評価に関する業務
主管部課名	政策経営部企画課
業務の根拠法令等	
利用目的(全体)	行政評価を電算システムにより実施するため

対象となる個人の範囲 (第1号) 区の職員

			1.	個	人情報の保有(第2号〜第	2.	. 本人以外からの個人情報の取得 (第6号)								
	保有する 個人情報の内容 <u>※下線は</u> 要配慮個人情報	的 • 1 的	的 • f 的	的·伯 的	的·f 的	的·f 的	的·f 的	的·伊的	保有する個人情報の利用目 内は何か。〈第2号〉 保有する個人情報が利用目 内の達成に必要な範囲を超え ていないか。〈第3号〉		可用目的を変更する場合、変 前の利用目的と相当の関連 を有すると合理的に認められ 範囲か。〈第4号〉	ををすの	本人から直接書面(電磁的記録 含む。)に記録された個人情報 取得するときの利用目的を明示 る方法は何か。(法第62条各号 いずれかに該当する場合はそ)旨)〈第5号〉		本人以外から個人情報を取得する根拠 ・令又は相当の理由は何か。〈第6号〉
No		Ø	利用目的	Ø	変更前の利用目的 との相当の関連性	Ø	利用目的を明示する 方法等	V	根拠法令又は相当の理由						
1	氏名	Ø	システム利用者情報として登 録するため。			Ŋ	利用者申請の通知等において 「行政評価システムの利用者登 録のために利用する」旨を記載 する。								
2	メールアドレス	Ø	システム利用者情報として登録するため。 システム利用時の本人確認 情報として使用するため。			V	利用者申請の通知等において 「行政評価システムの利用者登 録のために利用する」旨を記載 する。								
3	組織名	Ø	システム利用者情報として登 録するため。			V	利用者申請の通知等において 「行政評価システムの利用者登 録のために利用する」旨を記載 する。								
4	役職名	Ø	システム利用者情報として登 録するため。			V	利用者申請の通知等において 「行政評価システムの利用者登 録のために利用する」旨を記載 する。								
5	利用者ID 【部会の意見を 受けて修正】	Ø	システム利用時の本人確認情報として使用するため			V	利用者申請の通知等において「行政評価システムの利用者登録のために利用する」旨を記載する。								
6															
7															
8															
9															
10															

外部委託記録票

		部課名	政策経営部企画	i課				整理番号		
							記録年月日		令和6年12月1日	
業務の)名称	行政評価				に関する業務				
報告年	月日	令和6年1	1月8日		報告第	54号	確認年月日			
* = 1	, <u>4</u>		+				类女子式如田	単年度		
委託	先	民間事業	百				業務委託期間	〇 継続		
	シスラ	テムの運用	———————— 保守業務			0	個人情報の適	切な管理		
	シスラ	テムに入力	したデータの管理	!		0	秘密の保持			
						0	再委託の禁止			
委						0	目的外使用の	· 禁止		
委託の					委託の	0	第三者への提供	供の禁止		
内					条	0	複写及び複製(の禁止		
容					条 件 	0	提供資料の返	還義務		
						0	立入調査の実施	施		
						0	事故発生時の	報告義務		
						0	条例遵守			
	1氏名	ろ 2メール	アドレス 3組織名	名 4役	職名 5	利用	者ID【部会の意見を	受けて修正】		
委託に 係る個										
人情報 の項目										
委託先との 授受の方法			閲覧	文書		磁気	媒体	O その他 (電子メー	・ル、クラウドサービス)	

報告	35

自己点検表②-1(☑外部委託・□指定管理者)

業務の名称	行政評価に関する業務
主管部課名	政策経営部企画課
業務の根拠法令等	
利用目的(全体)	行政評価を実施するため

or a classical balance lies	ア	システムの運用保守
委託先又は指定管理者に 行わせる業務の内容	イ	システムに入力したデータの管理
(第1号)	ウ	
,,, ·	工	
再委託等を行う業務の内容 (再委託等を行う場合)		

\	未 乳化學17		委託先等が取扱				1. 委託先等に取り扱わせる保有個人情報(第5号)				
	委託先等に 取り扱わせる 保有個人情報 ※下線は	1	保有個人情報 (業務別)				・業務の実施に当たり、当該保有個人情報を取り扱わせる必要があるか。〈第5号〉				
No	※下線は 要配慮個人情報	ア	イ	ウ	Н	Ŋ	委託先等に取り扱わせることが必要な理由				
1	氏名	0	0			Ø	システム利用者情報として登録するため。				
2	メールアドレス	0	0			Ŋ	システム利用者情報として登録するため。 システム利用時の本人確認情報として使用するため。				
3	組織名	0	0			Ø	システム利用者情報として登録するため。				
4	役職名	0	0			Ŋ	システム利用者情報として登録するため。				
5	利用者ID 【部会の意見 を受けて修正】	0	0			Ø	システム利用時の本人確認情報として使用するため				
6											
7											
8											
9											
10											

自己点検表②-2(☑外部委託・□指定管理者)

業務の名称	行政評価に関する業務
主管部課名	政策経営部企画課
業務の根拠法令等	
利用目的(全体)	行政評価を実施するため

		2. 委託先又は指定管理者が取り扱う個人情報 委託事業者又は指定管理者の選定に関する選定基準等				
		選定に使用した選定基準等				
N	(I)	個人情報に係る外部委託契約仕様書の特記ガイドライン				
~	(I)	四八月秋に除る万中の安む天赤り上秋音シバリロスイナンイン 3. 委託先又は指定管理者に係る契約条	:頂(第3号)			
		・契約の締結に当たり、次の事項を契約書等に明				
		契約書等への記載事項	契約書に記載しない場合、その理由と代替措置			
v.		NIVE OF THE INTERNATION	大小丁音に比較しない場合、この任由と「で自由自			
Ø	2	個人情報に関する秘密保持、利用目的以外の目的のための利用の禁止等の義務に関する 事項〈第3号ア〉	個人情報に係る特記仕様書に記載する。			
Ø	3	【外部委託の場合】再委託の制限又は事前承認等の再委託に係る条件等に関する事項(当該再委託先が、委託先の子会社(会社法(平成17年法律第86号)第2条第1項第3号に規定する子会社をいう。以下同じ。)である場合も同様とする。)〈第3号イ〉	契約書に定める。			
無	4	【指定管理者の場合】委託の制限又は事前承認等の委託に係る条件等に関する事項(当該委託先が、指定管理者の子会社である場合も同様とする。)〈第3号ウ〉				
Ø	(5)	個人情報の第三者への提供の制限に関する事項〈第3号エ〉	個人情報に係る特記仕様書に記載する。			
Ø	6	個人情報の複製等の制限に関する事項〈第3号オ〉	個人情報に係る特記仕様書に記載する。			
Ø	7	個人情報の安全管理措置に関する事項〈第3号カ〉	個人情報に係る特記仕様書に記載する。			
Ø	8	個人情報の漏えい等の事案の発生時における対応に関する事項〈第3号キ〉	個人情報に係る特記仕様書に記載する。			
Ø	9	委託終了時における個人情報の消去、媒体の返還及び廃棄に関する事項〈第3号ク〉	個人情報に係る特記仕様書に記載する。			
Ø	10	法令及び契約に違反した場合における契約解除、損害賠償責任その他必要な事項〈第3号ケ〉	契約書に定める。			
Ø	11)	【外部委託の場合】契約内容の遵守状況についての定期的報告に関する事項及び委託先における委託された個人情報の取扱状況を把握するための監査等に関する事項(再委託先の監査等に関する事項を含む。)〈第3号コ〉	個人情報に係る特記仕様書に記載する。			
無	12	【指定管理者の場合】契約内容の遵守状況についての定期的報告に関する事項及び指定管理者における個人情報の取扱状況を把握するための監査等に関する事項(指定管理者の委託先の監査等に関する事項を含む。)〈第3号サ〉				
Ø	13	関係法令の遵守に関する事項〈第3号シ〉	個人情報に係る特記仕様書に記載する。			
		4. 委託先又は指定管理者に係る確認事項(第4号	号、第6号~第10号)			
		・委託先又は指定管理者に業務を行わせるに当たり、以下の事項についてどの	かような措置を施すか。〈第4号、第6号~第10号〉			
Ø		確認事項	確認事項への具体的対応・代替措置等			
V	14)	委託先又は指定管理者における責任者及び業務従事者の管理体制及び実施体制、個人情報の管理の状況についての検査に関する事項等の必要な事項について書面で確認するか。〈第4号〉	個人情報に係る外部委託契約仕様書の特記ガイドラインに定める情報管理体制等届出書等を事業者から徴収する。また、個人情報にかかる特記仕様書に個人情報の管理の状況についての検査等に関する事項を記載する。			
Ø	15	委託する業務又は指定管理者が行う業務に係る保有個人情報の秘匿性等その内容及びその量等に応じて、作業の管理体制及び実施体制並びに個人情報の管理の状況について、少なくとも年1回以上、原則として実地検査により確認を行うか。〈第6号〉	個人情報に係る特記仕様書の順守状況の報告書を提出すること に替える。			
Ŋ	16	【外部委託の場合】委託先が再委託を行う場合、委託先に、再委託先に行わせる業務の内容、取り扱わせる保有個人情報の範囲及びその妥当性の確認並びに①~⑭の措置を講じさせ、再委託される業務に係る保有個人情報の秘匿性等その内容に応じて委託先を通じて又は個人情報保護管理責任者自らが⑤の措置を実施するか。(保有個人情報の取扱いに係る業務について再委託先が再々委託を行う場合(再々委託以降に委託を行う場合を含む。)を含む。)〈第7号〉	再委託は行わない。			
無	17)	【指定管理者の場合】指定管理者が委託を行う場合、指定管理者に、⑯の外部委託の例により必要な措置を講じさせるか。〈第8号〉				
Ø	18	委託先又は指定管理者に個人情報を提供するに当たり、漏えい等による被害発生のリスクを低減する観点から、委託する業務又は指定管理者が行う業務の内容、保有個人情報の秘匿性等その内容その他の事情を考慮し、必要に応じ、特定の個人を識別することができる記載の全部又は一部を削除し、又は別の記号に置き換える等の措置を講ずるか。〈第9号〉	提供する個人情報は全て委託業務に必要なものであるため、当 該措置は講じない。			
V	19	委託先又は指定管理者との個人情報の授受に当たり、漏えい等を防止するために必要な措置を講ずるか。〈第10号〉	システムへの接続をVPN回線とする。			
-	_		<u> </u>			

電算入力記録票

		部 課 名	政策紹	E営部企画課			整理番号			
w =	-	/	,		記録年月日			令和6年12月1日		
業 和	祭システム名	行政評価シス	ペテム 							
記	デジタル・セキ 報告 ^年		番号	記録4	羊月日		記録・消去した項目番号			
録	令和6年	11月8日	54	令和6年12月1日			1~4記録			
の										
経										
-,-										
過										
	1 氏名				16					
記	2 メール	アドレス			17					
	3 組織名	1			18					
	4 役職名	, 1			19					
録	5 利用者	ID 【部会の意見	見を受けて値	多正】	20					
	6				21					
	7				22					
の	8				23					
	9				24					
	10				25					
項	11				26					
	12				27					
	13				28					
目	14			29						
	15				30					
備考										

自己点検表⑤-1(電算入力)

	7
業務の名称	行政評価に関する業務
主管部課名	政策経営部企画課
業務の根拠法令等	
利用目的(全体)	行政評価を実施するため

システム名	行政評価システム
区の機関が管理する電子計算組織へ の記録を行う業務の内容 (電子計算組織の処理内容・利用方 法)	行政評価を実施する。

	区の機関が管理 する電子計算組 織に記録する 保有個人情報 ※下線は要配慮個	業管	1. 電子計算組織に記録する保有個人情報の 範囲及び妥当性(第1号) 務の実施に当たり、当該保有個人情報を区の機関が 理する電子計算組織に記録する必要があるか。		区の機関が管理 する電子計算組 織に記録する 保有個人情報 ※下線は要配慮個	業管	1. 電子計算組織に記録する保有個人情報の 範囲及び妥当性(第1号) 終務の実施に当たり、当該保有個人情報を区の機関が 理する電子計算組織に記録する必要があるか。
No	<u> </u>	< <u>}</u>	第1号〉 電子計算組織への記録が必要な理由	No	<u> </u>	< }	第1号〉 電子計算組織への記録が必要な理由
1	氏名	Ø	システム利用者情報として登録するため。	11			
2	メールアドレス	Ø	システム利用者情報として登録するため。 システム利用時の本人確認情報として使用するため。	12			
3	組織名	Ø	システム利用者情報として登録するため。	13			
4	役職名	Ø	システム利用者情報として登録するため。	14			
5	利用者ID 【部会の意見を 受けて修正】	Ø	システム利用時の本人確認情報として使 用するため	15			
6				16			
7				17			
8				18			
9				19			
10				20			

自己点検表⑤-2(電算入力)

業務の名称	行政評価に関する業務
主管部課名	政策経営部企画課
業務の根拠法令等	
利用目的(全体)	行政評価を実施するため

	2. 電子計算組織に係る確認事項(第2号~第5号)												
	・保有個人情報を区の機関が管理する電子計算組織に記録するに当たっての確認事項〈第2号〉												
V	1	対象者数 〈第2号ア〉	最大490	人	Ø (操作員数〈第2号イ〉	最大490	人	И	③ 操作員種別〈第2号ウ〉	区職員	操作員の詳細 〈第2号ウ関連〉	常勤職員
Ø	4	データ処理 (件数 〈第2号エ〉							ŧ	(その他の場合) 操作端末の詳細 〈第2号オ関連〉			
		• 区	の機関が管	管理~	する言	電子計算組織	への記録に	当たり)、.	以下の事項につ	いてどのよ	らな措置を施す	つか。〈第3号~第5号〉
⊭	1			確	認事	項					確認事項	への具体的対応	芯·代替措置等
							ſ	Ø	バックアップ	自動で日	次バックアップを	শিঠ.	
						Ş	Ø	データの暗号化	データは	全て暗号化されて	ひる		
						ţ	Ø	ログの取得管理	システム・	へのアクセスログを	と取得する。		
						ţ	Ø	パスワード認証	システム	利用時にユーザII)とパスワードによるログイン認証を行う。		
		保有個人情 か。〈第3号〉		(等その	の内領	逐(※)に応じて必	要な措置を行	īō [‡]	ÍM,	ICカード認証			
V						漏	fitte	生体認証					
								ţ	Ø	データ持ち出し管理 ソフトの導入	型 区職員Pe	Cにはデータ持ち	出し管理ソフトを導入している。
								ţ	Ø	ウイルス対策ソフトの 導入	の 区職員Pe	Cにはウイルス対策	策ソフトを導入している。
						ţ	Ø	無停電電源装置 (UPS)の導入	データセ	ンターに無停電電	這源装置が導入されている。		
						j	fing	(その他)					
Ø	7	⑦ アクセスする権限を有する職員等の範囲及び権限の内容を、業務を 行う上で必要最小限の範囲に限定しているか。〈第4号〉								攺評価システムを管 いる。	理する企画	課職員及び評価	内容を入力する事業所管職員に限定し
Ø	8	保有個人情報の秘匿性等その内容に応じて、保有個人情報の複製 及び送信並びに保有個人情報が記録された媒体の外部への送付及 び持ち出しができる場合を必要最小限に限定しているか。〈第5号〉					寸及 🗄	うこ	とはない。			め、保有個人情報の複製及び送信を行 び持ち出しは行わない。	

外部結合記録票

部課名	政策経営部企画課 整理番号							
業務の名称	行政評価		記録年月日	令和6年12月1日				
未物の石が	11 40 67 100	に関する業務						
外部結合の相手方	民間事業者							
外部結合の根拠	システム利用時の本人確認をメールアド	システム利用時の本人確認をメールアドレス等を用いて照合するため						
外部結合の方法	仮想専用通信網(VPN)							
	提供する個人情報の項目		収集する個	固人情報の項目				
	1 氏名	1	氏名					
	2 メールアドレス	2	2 メールアドレス					
	3 組織名	3	組織名					
	4 役職名	4	役職名					
	5 利用者ID【部会の意見を受けて修正】	5	利用者ID【語	部会の意見を受けて修正】				
	6	6						
外部結合によって 収集・提供される	7	7						
個人情報の項目	8	8						
	9	9						
	10	10						
	11	11						
	12	12						
	13	13						
	14	14						
	15	15						
備考								

報告	35

自己点検表⑥-1(外部結合)

	H = MIDTET C THEME HY
業務の名称	行政評価に関する業務
主管部課名	政策経営部企画課
業務の根拠法令等	
利用目的(全体)	行政評価を実施するため

システム名	行政評価システム
外部結合を行う業務の内 容	行政評価を実施する。

外部結合によって提供する 保有個人情報・取得する個人情報				1. 外部結合によって提供・取得する個人情報の妥当性(第1号・第2号)				
				・業務の実施に当たり、当該保有個人情報を外部結合により提供又は当該個人情報を外部結合により取得する必要があるか。〈第1号・第2号〉				
No	提供する保有個人情報	取得する個人情報	Ø	外部結合が必要な理由				
1	氏名	氏名	Ø	民間事業者が提供するクラウドサービス上のシステムを利用するため				
2	メールアドレス	メールアドレス	Ø	民間事業者が提供するクラウドサービス上のシステムを利用するため				
3	組織名	組織名	Ø	民間事業者が提供するクラウドサービス上のシステムを利用するため				
4	役職名	役職名	Ø	民間事業者が提供するクラウドサービス上のシステムを利用するため				
5	利用者ID 【部会の意見を 受けて修正】	利用者ID 【部会の意見を 受けて修正】	Ø	民間事業者が提供するクラウドサービス上のシステムを利用するため				
6								
7								
8								
9								
10								

自己点検表⑥-2(外部結合)

業務の名称	行政評価に関する業務
主管部課名	政策経営部企画課
業務の根拠法令等	
利用目的(全体)	行政評価を実施するため

				頁(第3号~第13号)								
Ø	1	外部結合の 相手方 〈第3号〉	民間事業者	相手方の 詳細 〈第3号関連〉	クラウドサービス	是供事業者						
Ø	2	外部結合の 方法 〈第4号〉	インターネット回線	その他の場合の詳 細 〈第4号関連〉	仮想専用通信網	引(VPN)						
			・【提供の場合のみ	タ】外部結合に当	たり、以下の事	項につ	いてどのような措置を	施すか。〈第5号~第13号〉				
Z			確認事	項			確認事項	への具体的対応・代替措置等				
						根拠	根拠をプルダウンか ら選択⇒	●【利用目的内の場合】外部結合によって提供する法令根拠又は相当の理由がある				
Ø	3	外部結合により保 〈第5号・第6号〉	R有個人情報の提供	を行う根拠は何か。			【利用目的のための外部 保有個人情報を外部結構 き。	3結合による提供】 合によって提供する法令根拠又は相当の理由があると				
							【根拠法令、本人同意の	の方法、相当の理由、特別な理由等について記載】				
						具体的 内容		用時の本人確認をメールアドレス等を用いて照合する ールアドレス等を提供する必要がある。				
M	4	外部結合によって	第3号の規定に基づて提供する場合である まづき、⑤及び⑥に	って、必要があると認	忍めるときは、法							
M	5	情報を外部結合 づき、提供先との 拠法令、利用する	第4号の規定に基づ によって提供する場間において、原則と る記録範囲及び記録 おむ。)を取り交わす?	合にあっては、法第 して、利用目的、利 項目、利用形態等	70条の規定に基 用する業務の根							
M	6	保有個人情報を 規定に基づき、係 とを求めるとともに 時に実地の調査:	9条第2項第4号の規 外部結合によって提 採有個人情報の取扱 こ、必要があると認め 等を行い、当該措置 要求等の必要な措置	供する場合にあっていに係る安全確保のるときは、当該提供の が況を確認してそ	は、法第70条の の措置を講ずるこ をする前又は随 この結果を記録す							
Ø	7	る観点から、提供 他の事情を考慮!	するに当たり、漏えは 先の利用目的、保存 し、必要に応じ、特定 を削除し、又は別の	有個人情報の秘匿性 この個人を識別する	E等その内容その ことができる記載	提供す	る個人情報は全て委託業	美務に必要なものであるため、当該措置は講じない。				
無	8	ために保有個人	情報を外部結合によ	り外国にある第三者に利用目的以外の目的の 3結合によって提供する場合にあっては、同項 iを得るか。〈第11号〉								
無	9	第2項の規定に基	の規定に基づき本人 基づき当該本人に参 制度に係る情報等を	考となるべき外国に	おける個人情報							
無	10	ために保有個人	の規定により外国には 情報を外部結合によ 必要な措置を講じる7	って提供した場合に								

報告 36

杉並区個人情報の保護に関する安全管理措置等基準 自己点検表

交	象業務名	職員人	事•給与•福和	刊厚生に関する	業務	、教職員給与・福利厚生に関する業務		
主	E管部課名	総務部	人事課、教育	李員会事務局	庶務記	课		
該当	点検事	項	新規·変更	実施予定年月	日	根拠法令等		
	個人情報の	保有等		令和 年 月	日			
	外部委	託		令和 年 月	日			
	指定管	理		令和 年 月	日			
	労働者》	派遣		令和 年 月	日			
	目的外和	刊用		令和 年 月	日			
	外部提	供		令和 年 月	日			
	電算入	.力		令和 年 月	日			
\bigcirc	外部結	合	新規	令和7年1月1	日			
案件の概要	中 ついては、事業団に加入する職員の氏名等を事業団と送受信するため、新たに外部結合記録票を作成する。 【外部結合】 事業団に加入する職員の氏名等を事業団のシステムを通じて送受信を行うため、新たり 外部結合記録票を登録する。							
	ジタル・セキ <i>:</i> ティ部会での 審議結果	ıJ	年 月報告了承以下のとおり)				
			()		
備考		•						

外 部 結 合 記 録 票

部	課	名	総剂	務部人事課、教育委員会事務局庶務	課	整理番号				
業系	外の名:	称		員人事・給与・福利厚生		記録年月日				
*	л о л п	141.	教耶	職員給与•福利厚生			に関する業務			
	部結合 相手方	の	一般財団法人東京都人材支援事業団							
外部	i結合σ 拠	D根		务効率化及びペーパーレスの観点 −ビス等を利用するため	まから	ら、事業団か	『提供する電子交付			
外部	ß結合 <i>σ</i> 法	方	イン	/ターネット回線						
				提供する個人情報の項目		収集する個	国人情報の項目			
			1	事業所情報	1	事業所情報	Ř			
			2	職員番号	2	職員番号				
			3	氏名	3	氏名				
			4	性別	4	性別				
			5	生年月日	5	生年月日				
			6	会員種別	6 会員種別					
	結合にて		7	異動事由	7 異動事由					
	·提供さ 情報のコ		8	異動年月日	8 異動年月日					
			9	給料の月額	9	給料の月額	Į			
			10	会費	10	会費				
			11		11	保険料				
			12		12	保険加入内]容			
		13		13						
			14		14					
			15		15					
備考										

報告 36

自己点検表⑥-1(外部結合)

業務の名称	職員人事・給与・福利厚生に関する業務、教職員給与・福利厚生に関する業務
主管部課名	総務部人事課、教育委員会事務局庶務課
業務の根拠法令等	
利用目的(全体)	事業団会員の会員情報の管理及び会費等納付のため

システム名	電子交付サービス
外部結合を行う業務の 内容	事業団会員である派遣職員の異動情報の送受信会費等の納付に必要な情報の送受信

	外部結合によっ 保有個人情報・取れ <u>※下線は要配</u> り	导する個人情報	幸	1. 外部結合によって提供・取得する個人情報の妥当性(第1号・第2号) ・業務の実施に当たり、当該保有個人情報を外部結合により提供又は当該個人情報を				
No	提供する保有個人情報	取得する個人情報	Ø	外部結合により取得する必要があるか。〈第1号・第2号〉 外部結合が必要な理由				
1	事業所情報	事業所情報	Ø	・区と事業団との間で最新の会員情報を管理するため・会費等を適切に納付するため				
2	職員番号	職員番号	Ø	・区と事業団との間で最新の会員情報を管理するため ・会費等を適切に納付するため				
3	氏名	氏名	Ø	・区と事業団との間で最新の会員情報を管理するため ・会費等を適切に納付するため				
4	性別	性別	Ø	・区と事業団との間で最新の会員情報を管理するため ・会費等を適切に納付するため				
5	生年月日	生年月日	Ø	・区と事業団との間で最新の会員情報を管理するため ・会費等を適切に納付するため				
6	会員種別	会員種別	Ø	・区と事業団との間で最新の会員情報を管理するため ・会費等を適切に納付するため				
7	異動事由	異動事由	Ø	・区と事業団との間で最新の会員情報を管理するため ・会費等を適切に納付するため				
8	異動年月日	異動年月日	Ø	・区と事業団との間で最新の会員情報を管理するため ・会費等を適切に納付するため				
9	給料の月額	給料の月額	Ø	・区と事業団との間で最新の会員情報を管理するため ・会費等を適切に納付するため				
10	会費	会費	Ø	・区と事業団との間で最新の会員情報を管理するため ・会費等を適切に納付するため				

1. 外部結合によって提供・取得する個人情報の妥当性(第1号・第2号) 外部結合によって提供する 保有個人情報・取得する個人情報 <u>(下線は要配慮個人情報)</u> ・業務の実施に当たり、当該保有個人情報を外部結合により提供又は当該個人情報を外部結合により取得する必要があるか。〈第1号・第2号〉 No 提供する保有個人情報 取得する個人情報 外部結合が必要な理由 ・区と事業団との間で最新の会員情報を管理するため 保険料 11 ・会費等を適切に納付するため ・区と事業団との間で最新の会員情報を管理するため 保険加入内容 12 ・会費等を適切に納付するため 13 15 19 20 21 23 24

報告	36
----	----

自己点検表⑥-2(外部結合)

業務の名称	職員人事・給与・福利厚生に関する業務、教職員給与・福利厚生に関する業務
主管部課名	総務部人事課、教育委員会事務局庶務課
業務の根拠法令等	
利用目的(全体)	事業団会員の会員情報の管理及び会費等納付のため

				2. 外部	ぶ結合に係る確	認事	項(第3号~第13号)					
				外部	結合に係る基	本情報	₩<第3号·第4号>					
Ø	1	外部結合の 相手方 〈第3号〉	その他	相手方の 詳細 〈第3号関連〉	一般財団法人」	東京都人材支援事業団						
Ø	2	外部結合の 方法 〈第4号〉	インターネット回 線	その他の場合の 詳細 〈第4号関連〉								
		·【 提	供の場合のみ】	外部結合に当た	り、以下の事」	頁につ	いてどのような措置	を施すか。〈第5号~第13号〉				
Ø			確認事	項			確認事項~	への具体的対応・代替措置等				
						根拠	根拠をプルダウン から選択⇒	●【利用目的内の場合】外部結合によって 提供する法令根拠又は相当の理由がある				
Ø	3	外部結合により 〈第5号・第6号〉	保有個人情報の携	- 供を行う根拠は何	゙゚゚゚゙゚゙゙゙゙゙゚゚ゕ゚゚゚゚゚゚	依拠	【利用目的のための外 保有個人情報を外部約 があるとき。	部結合による提供】 結合によって提供する法令根拠又は相当の理由				
							【根拠法令、本人同意の	の方法、相当の理由、特別な理由等について記載】				
						具体 的内 容	事務効率化及びペー, サービス等を利用する	パーレスの観点から、事業団が提供する電子交付 ため				
無	4	情報を外部結合	(第3号の規定に基合によって提供する) (0条の規定に基づる)	場合であって、必	要があると認め							
無	5	個人情報を外部 の規定に基づき 利用する業務の	原第4号の規定に基 所結合によって提供 を、提供先との間に の根拠法令、利用す た書面(電磁的記	はする場合にあって おいて、原則として ↑る記録範囲及び記	は、法第70条 て、利用目的、 記録項目、利用							
無	6	の者に保有個/ は、法第70条の 確保の措置を講 は、当該提供を	669条第2項第4号の 人情報を外部結合は 規定に基づき、保 すずることを求めると する前又は随時に てその結果を記録 か。〈第9号〉	こよって提供する場 有個人情報の取扱 とともに、必要がある 実地の調査等を行	場合にあって 扱いに係る安全 ると認めるとき 行い、当該措置							
Ø	7	低減する観点か その内容その他 することができる	共するに当たり、 漏 3ら、提供先の利用 2の事情を考慮し、 3記載の全部又は一 措置を講ずるか。<	目的、保有個人情 必要に応じ、特定の 一部を削除し、又に	情報の秘匿性等 の個人を識別	提供すい。	ける個人情報は全て業績	务に必要なものであるため、当該措置は実施しな				
無	8	目的のために保	夏の規定により外国 限有個人情報を外部 の規定に基づき本	部結合によって提供	共する場合に							
無	9	は、同条第2項	値の規定に基づき本 の規定に基づき当)保護に関する制度	該本人に参考とな	るべき外国にお							
無	10	法第71条第3項の規定により外国にある第三者に利用目的以外の 日的のために保有個人標準な外部は今によって提供した場合に										

報告	37

杉並区個人情報の保護に関する安全管理措置等基準 自己点検表

				小唆に 因りる女主目	目垤拍直守盔毕 日日总使衣		
灾	対象業務名 職員人事・給与・福利厚生に関する業務						
主	主管部課名 総務部人事課						
該当	点検事	項	新規•変更	実施予定年月日	根拠法令等		
	個人情報の	保有等		令和 年 月 日			
	外部委	託		令和 年 月 日			
	指定管	;理		令和 年 月 日			
	労働者》	派遣		令和 年 月 日			
	目的外和	利用		令和 年 月 日			
	外部提	<u></u> 供		令和 年 月 日			
	電算入	力		令和 年 月 日			
\circ	外部結	i合	変更•新規	令和7年1月1日			
案件の概要 ニューニュー	は共を子子を開業れ用請しいを部構行共保安ましのタで相には、一を発表して、一様を公共のののののののののののののののののののののののののののののののののののの	険定でた結をは手 合対、業供の所、電果受、方 】し「安及でに紙子、信機と て事定び 令 では、のもこで構造 、	保 対 の の と す で 被 で 被 で が に の と 手 の と 手 の と 手 の と 手 の と 手 の と 手 の と 手 の と も の と も の と も の と の の に の の の の の の の の の の の の の	(以かた)(以かた)(以かた)(以かた)(以かた)(以かた)(以かた)(以かた)(以かた)(以かた)(以かた)(以かた)(以かた)(以かた)(以かた)(以かた)(以かた)(以本)(以本)(以本)(以本)(以本)(以本)(以本)(以本)(以本)(以本)(以本)(以本)(以本)(以本)(以本)(以本)(以本)(以本)(以本)(以本)(以本)(以本)(以本)(以本)(以本)(以本)(以本)(以本)(以本)(以本)(以本)(以本)(以本)(以本)(以本)(以本)(以本)(以本)(以本)(以本)(以本)(以本)(以本)(以本)(以本)(以本)(以本)(以本)(以本)(以本)(以本)(以本)(以本)(以本)(以本)(以本)(以本)(以本)(以本)(以本)(以本)(以本)(以本)(以本)(以本)(以本)(以本)(以本)(以本)(以本)(以本)(以本)(以本)(以本)(以本)(以本)(以本)(以本)(以本)(以本)(以本)(以本)(以本)(以本)(以本)(以本)(以本)(以本)(以本)(以本)(以本)(以本)(以本)(以本)(以本)(以本)(以本)(以本)(以本)(以本)(以本)(以本)(以本)(以本)(以本)(以本)(以本)(以本)(以本)(以本)(以本)(以本)(以本)(以本)(以本)(以本)(以本)(以本)(以本)(以本)(以本)(以本)(以本)(以本)(以本)(以本)(以本)(以本)(以本)(以本)(以本)(以本)(以本)(以本)(以本)(以本)(以本)(以本)(以本)	こついて、デジタル庁が運営する「e-Gov」という。)で行うこととした。また、電れる決定通知等についても「e-Gov」上で電話合記録票の提供項目の追加、公共職業安作成する。 タル庁の運営する「e-Gov」を通じて外部結を行うことを報告する。 て外部結合を行い、「事業所情報」等16		
	ティ部会での 審議結果		報告了承以下のとおり	<u> </u>			
	田 哦加 /		(<u>-</u>)		
備考					<u> </u>		

外部結合記録票

部 課 名	総務部人事課		整理番号	
業務の名称	職員人事·給与·福利厚生		記録年月日	令和5年4月1日
来初 少 石初	概長八字 間が 子工			に関する業務
外部結合の 相手方	日本年金機構			
外部結合の根拠	第2号該当・・・令和5年3月20日審議会	:諮問]第62号	
外部結合の方法	インターネット回線			
	提供する個人情報の項目		収集する個	固人情報の項目
	1 事業所情報	1	事業所情報	
	2 処理年月日	2	処理年月日	
	3 <u>異動事由</u>	3	異動事由	
	4 被保険者整理番号	4	被保険者整理	理番号
	5 異動年月日	5	異動年月日	
	6 標準報酬月額	6	標準報酬月額	· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·
外部結合によって 収集・提供される	7 <u>個人番号</u>	7	保険料	
個人情報の項目	8 氏名	8	氏名	
	9 生年月日	9	生年月日	
	10 性別	10	性別	
	11 基礎年金番号	11	基礎年金番	弓
	12 被保険者区分	12	被保険者区	भे
	13 標準賞与額	13	標準賞与額	
	14 住所	14	住所	
	15 処理区分	15	処理区分	
備考				

報告 37

自己点検表⑥-1(外部結合)

	H = MOCECO = (C) FRANCE,
業務の名称	職員人事・給与・福利厚生に関する業務
主管部課名	総務部人事課
業務の根拠法令等	
利用目的(全体)	被保険者に関する資格情報及び給付内容の適正管理

システム名	e-Gov
外部結合を行う業務の 内容	・被保険者に関する資格情報の送受信 ・被保険者に関する給付に必要な情報の送受信

			1. 外部結合によって提供・取得する個人情報の妥当性(第1号・第2号) ・業務の実施に当たり、当該保有個人情報を外部結合により提供又は当該個人情報を外部結合により取得する必要があるか。〈第1号・第2号〉			
No	提供する保有個人情報	取得する個人情報	Z	外部結合が必要な理由		
1	事業所情報		V	区と日本年金機構との間で最新の被保険者等の情報を管理するため		
2	処理年月日		V	区と日本年金機構との間で最新の被保険者等の情報を管理するため		
3	異動事由		V	区と日本年金機構との間で最新の被保険者等の情報を管理するため		
4	被保険者整理番号		V	区と日本年金機構との間で最新の被保険者等の情報を管理するため		
5	異動年月日		Z	区と日本年金機構との間で最新の被保険者等の情報を管理するため		
6	標準報酬月額		Z	区と日本年金機構との間で最新の被保険者等の情報を管理するため		
7	個人番号		V	区と日本年金機構との間で最新の被保険者等の情報を管理するため		
8	氏名		Z	区と日本年金機構との間で最新の被保険者等の情報を管理するため		
9	生年月日		Z	区と日本年金機構との間で最新の被保険者等の情報を管理するため		
10	性別		V	区と日本年金機構との間で最新の被保険者等の情報を管理するため		

	外部結合によって提供する 保有個人情報・取得する個人情報 <u>(下線は要配慮個人情報)</u>			1. 外部結合によって提供・取得する個人情報の妥当性(第1号・第2号) ・業務の実施に当たり、当該保有個人情報を外部結合により提供又は当該個人情報を外部結合により取得する必要があるか。〈第1号・第2号〉			
No	提供する保有個人情報	取得する個人情報	Ø	外部結合が必要な理由			
11	基礎年金番号		V	区と日本年金機構との間で最新の被保険者等の情報を管理するため			
12	被保険者区分		V	区と日本年金機構との間で最新の被保険者等の情報を管理するため			
13	標準賞与額		V	区と日本年金機構との間で最新の被保険者等の情報を管理するため			
14	住所		V	区と日本年金機構との間で最新の被保険者等の情報を管理するため			
15	処理区分		V	区と日本年金機構との間で最新の被保険者等の情報を管理するため			
16							
17							
18							
19							
20							
21							
22							
23							
24							

報告	37
----	----

自己点検表⑥-2(外部結合)

業務の名称	職員人事・給与・福利厚生に関する業務
主管部課名	総務部人事課
業務の根拠法令等	
利用目的(全体)	被保険者に関する資格情報及び給付内容の適正管理

	2. 外部結合に係る確認事項(第3号~第13号)								
-							貝(第3号~第13号) 報〈第3号・第4号〉		
Z	外部結合の 相手方の 1 相手方 行政機関 日本年金機構								
Z	2	〈第3号〉 外部結合の 方法 〈第4号〉	インターネット回 線	〈第3号関連〉 その他の場合の 詳細 〈第4号関連〉					
		- · · · ·	供の場合のみ】		▲ _り、以下の事エ	質につ	いてどのような措置	を施すか。〈第5号~第13号〉	
v			確認事	項			確認事項~	への具体的対応・代替措置等	
					根拠	から選択⇒ 【利用目的のための外	提供する法令根拠又は相当の理由がある		
Z	3	外部結合により 〈第5号・第6号〉	保有個人情報の提	と供を行う根拠は何	ַ° ^נ לל.		があるとき。	旧日により (佐供) ((伝) 依徳 大は相当い 年田	
						具体 的内 容		の方法、相当の理由、特別な理由等について記載】 パーレスの観点から、デジタル庁が運営するe-	
(M	法第69条第2項第3号の規定に基づき他の行政機関等に保有個人情報を外部結合によって提供する場合であって、必要があると認めるときは、法第70条の規定に基づき、⑤及び⑥に規定する措置を講ずるか。〈第7号〉								
M	法第69条第2項第4号の規定に基づき行政機関等以外の者に保有個人情報を外部結合によって提供する場合にあっては、法第70条の規定に基づき、提供先との間において、原則として、利用目的、利用する業務の根拠法令、利用する記録範囲及び記録項目、利用形態等を記載した書面(電磁的記録を含む。)を取り交わすか。〈第8号〉								
無	⑤のほか、法第69条第2項第4号の規定に基づき行政機関等以外の者に保有個人情報を外部結合によって提供する場合にあっては、法第70条の規定に基づき、保有個人情報の取扱いに係る安全確保の措置を講ずることを求めるとともに、必要があると認めるとさは、当該提供をする前又は随時に実地の調査等を行い、当該措置の状況を確認してその結果を記録するとともに、改善要求等の必要な措置を講ずるか。〈第9号〉								
Ø	7	低減する観点か その内容その他 することができる	株するに当たり、 漏から、提供先の利用 2の事情を考慮し、 5記載の全部又は一措置を講ずるか。<	目的、保有個人情 必要に応じ、特定 一部を削除し、又に	情報の秘匿性等 の個人を識別	提供す	する個人情報は全て業 種	務に必要であるため、当該措置は実施しない。	
無	8	目的のために保	で規定により外国 民有個人情報を外部 の規定に基づき本	第結合によって提信	共する場合に				
M	9	は、同条第2項	値の規定に基づき本 の規定に基づき当)保護に関する制度	該本人に参考とな	るべき外国にお				
M	10	目的のために保	値の規定により外国 そ有個人情報を外部 の規定に基づき必	#結合によって提信	共した場合に				

外 部 結 合 記 録 票

部課名	総務部人事課	整 理 番 号
業務の名称	職員人事·給与·福利厚生	記録年月日
		に関する業務
外部結合の 相手方	公共職業安定所	
外部結合の根拠	事務効率化及びペーパーレスの観点かけるため	ーーーー ら、デジタル庁が運営するe-Govを利用
外部結合の方法	インターネット回線	
	提供する個人情報の項目	収集する個人情報の項目
	1 事業所情報	1 事業所情報
	2 氏名	2 氏名
	3 住所	3 住所
	4 性別	4 性別
	5 生年月日	5 生年月日
	6 電話番号	6 電話番号
外部結合によって	7 被保険者番号	7 被保険者番号
収集・提供される 個人情報の項目	8 続柄	8 続柄
III VIII III V	9 個人番号	9 口座
	10 口座	10 異動事由
	11 異動事由	11 異動年月日
	12 異動年月日	12 処理年月日
	13 処理年月日	13 雇用契約の内容
	14 雇用契約の内容	14 勤務内容
	15 勤務内容	15 処理区分
	16 処理区分	16
備考		

報告 37

自己点検表⑥-1(外部結合)

	F = 111 / 1 / 1 / 1 / 1 / 1 / 1 / 1 / 1 /
業務の名称	職員人事・給与・福利厚生に関する業務
主管部課名	総務部人事課
業務の根拠法令等	
利用目的(全体)	被保険者に関する資格情報及び給付内容の適正管理

システム名	e-Gov
外部結合を行う業務の 内容	・被保険者に関する資格情報の送受信・被保険者に関する給付に必要な情報の送受信

外部結合によって提供する 保有個人情報・取得する個人情報 <u>※下線は要配慮個人情報</u>			幸	1. 外部結合によって提供・取得する個人情報の妥当性(第1号・第2号) ・業務の実施に当たり、当該保有個人情報を外部結合により提供又は当該個人情報を 外部結合により取得する必要があるか。〈第1号・第2号〉			
No	提供する保有個人情報	取得する個人情報	V	外部結合が必要な理由			
1	事業所情報	事業所情報	V	区と公共職業安定所との間で最新の被保険者等の情報を管理するため			
2	氏名	氏名	V	区と公共職業安定所との間で最新の被保険者等の情報を管理するため			
3	住所	住所	V	区と公共職業安定所との間で最新の被保険者等の情報を管理するため			
4	性別	性別	V	区と公共職業安定所との間で最新の被保険者等の情報を管理するため			
5	生年月日	生年月日	V	区と公共職業安定所との間で最新の被保険者等の情報を管理するため			
6	電話番号	電話番号	V	区と公共職業安定所との間で最新の被保険者等の情報を管理するため			
7	被保険者番号	被保険者番号	V	区と公共職業安定所との間で最新の被保険者等の情報を管理するため			
8	続柄	続柄	V	区と公共職業安定所との間で最新の被保険者等の情報を管理するため			
9	個人番号	口座	V	区と公共職業安定所との間で最新の被保険者等の情報を管理するため			
10	口座	異動事由	V	区と公共職業安定所との間で最新の被保険者等の情報を管理するため			

	外部結合によって提供する 保有個人情報・取得する個人情報 <u>(下線は要配慮個人情報)</u>			1. 外部結合によって提供・取得する個人情報の妥当性(第1号・第2号) ・業務の実施に当たり、当該保有個人情報を外部結合により提供又は当該個人情報を外部結合により取得する必要があるか。〈第1号・第2号〉			
No	提供する保有個人情報	取得する個人情報	Ø	外部結合が必要な理由			
11	異動事由	異動年月日	V	区と公共職業安定所との間で最新の被保険者等の情報を管理するため			
12	異動年月日	処理年月日	Ø	区と公共職業安定所との間で最新の被保険者等の情報を管理するため			
13	処理年月日	雇用契約の内容		区と公共職業安定所との間で最新の被保険者等の情報を管理するため			
14	雇用契約の内容	勤務内容	N	区と公共職業安定所との間で最新の被保険者等の情報を管理するため			
15	勤務内容	処理区分	Ŋ	区と公共職業安定所との間で最新の被保険者等の情報を管理するため			
16	処理区分		Ø	区と公共職業安定所との間で最新の被保険者等の情報を管理するため			
17							
18							
19							
20							
21							
22							
23							
24							

報告	37
----	----

自己点検表⑥-2(外部結合)

7. = 277 ** 7. 7. 7. 7. 7. 7. 7. 7. 7. 7. 7. 7. 7.						
業務の名称	職員人事・給与・福利厚生に関する業務					
主管部課名	総務部人事課					
業務の根拠法令等						
利用目的(全体)	被保険者に関する資格情報及び給付内容の適正管理					

	2. 外部結合に係る確認事項(第3号~第13号)								
	2. 外部結合に係る確認事項(第3万~第13万) 外部結合に係る基本情報(第3号・第4号)								
V	1	外部結合の 相手方の							
Ø	2	外部結合の 方法 〈第4号〉	インターネット回 線	その他の場合の 詳細 〈第4号関連〉					
		·【提	供の場合のみ】	外部結合に当た	り、以下の事」	質につ	いてどのような措置	を施すか。〈第5号~第13号〉	
Z			確認事	項			確認事項~	への具体的対応・代替措置等	
						根拠	根拠をプルダウン から選択⇒	提供する法令根拠又は相当の理由がある	
Ø	3	外部結合により 〈第5号・第6号〉	保有個人情報の提	供を行う根拠は何	」 が。			話合によって提供する法令根拠又は相当の理由	
						具体 的内 容		の方法、相当の理由、特別な理由等について記載 パーレスの観点から、デジタル庁が運営するe-	
無	法第69条第2項第3号の規定に基づき他の行政機関等に保有個人情報を外部結合によって提供する場合であって、必要があると認めるときは、法第70条の規定に基づき、⑤及び⑥に規定する措置を讃するか。〈第7号〉								
M	法第69条第2項第4号の規定に基づき行政機関等以外の者に保有個人情報を外部結合によって提供する場合にあっては、法第70条の規定に基づき、提供先との間において、原則として、利用目的、利用する業務の根拠法令、利用する記録範囲及び記録項目、利用形態等を記載した書面(電磁的記録を含む。)を取り交わすか。〈第8号〉								
M	⑤のほか、法第69条第2項第4号の規定に基づき行政機関等以外 の者に保有個人情報を外部結合によって提供する場合にあって は、法第70条の規定に基づき、保有個人情報の取扱いに係る安全								
Ø	個人情報を提供するに当たり、漏えい等による被害発生のリスクを 低減する観点から、提供先の利用目的、保有個人情報の秘匿性等 その内容その他の事情を考慮し、必要に応じ、特定の個人を識別 することができる記載の全部又は一部を削除し、又は別の記号等に 置き換える等の措置を講ずるか。〈第10号〉				情報の秘匿性等 の個人を識別	提供す	する個人情報は全て業 種	務に必要であるため、当該措置は実施しない。	
法第71条第1項の規定により外国にある第三者に利用目的以外の 無8 目的のために保有個人情報を外部結合によって提供する場合に あっては、同項の規定に基づき本人の同意を得るか。〈第11号〉									
M	法第71条第1項の規定に基づき本人の同意を得る場合にあっては、同条第2項の規定に基づき当該本人に参考となるべき外国における個人情報の保護に関する制度に係る情報等を提供するか。〈第12号〉								
無	10	目的のために保	で規定により外国 日本個人情報を外部の規定に基づき必	#結合によって提信	共した場合に				

報告	38
報告	38

杉並区個人情報の保護に関する安全管理措置等基準 自己点検表

太	象業務名	教職員絲	6与•福利厚生	に関する業務、学校-	一般職員人事・給与・研修・福利厚生に関する業務		
È	主管部課名 教育委員会事務局庶務課						
該当	点検事	項	新規•変更	実施予定年月日	根拠法令等		
	個人情報の	保有等		令和 年 月 日			
	外部委	託		令和 年 月 日			
	指定管	理		令和 年 月 日			
	労働者》			令和 年 月 日			
	目的外秆	刊用		令和 年 月 日			
	外部提	供		令和 年 月 日			
	電算入	力		令和 年 月 日			
\bigcirc	外部結	合	変更	令和7年1月1日			
案件の概要	はに 関しれしの 原しれしの がこ用請 一つ 外構に が構に が構に	年被で電果受は 会保紙子、信、 別してす既 でいる。 している。 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、		であり、区では、一種届出を行っている。	oいて、デジタル庁が運営する「e-Gov」をいう。)で行うこととした。また、電子 決定通知等についても「e-Gov」上で電子		
	ジタル・セキ <i>:</i> ティ部会での 審議結果	ıIJ	報告了承 以下のとおり	<u> </u>			
	田賊加不		()		
備考		•					

外 部 結 合 記 録 票

部 課 名	教育委員会事務局庶務課 整 理 番 号			
業務の名称	教職員給与•福利厚生		記録年月日	令和5年4月1日
未物の石が	学校一般職員人事・給与・研修・福利厚:		に関する業務	
外部結合の 相手方	日本年金機構			
外部結合の根拠	第2号該当・・・令和5年3月20日審議会	諮問	引第62号	
外部結合の方法	インターネット回線			
	提供する個人情報の項目		収集する個	国人情報の項目
	1 <u>事業所情報</u>	1	事業所情報	
	2 処理年月日	2	処理年月日	
	3 異動事由	3	異動事由	
	4 被保険者整理番号	4	被保険者整理	里番号
	5 異動年月日	5	異動年月日	
	6 <u>標準報酬月額</u>	6	標準報酬月額	預
外部結合によって	7 <u>氏名</u>	7	保険料	
収集・提供される 個人情報の項目	8 生年月日	8	氏名	
	9 性別	9	生年月日	
	10 基礎年金番号	10	性別	
	11 被保険者区分	11	基礎年金番	킂
	12 標準賞与額	12	被保険者区名	जे
	13 住所	13	標準賞与額	
	14 <u>処理区分</u>	14	住所	
	15	15	処理区分	
備考				

報告 38

自己点検表⑥-1(外部結合)

業務の名称	教職員給与・福利厚生に関する業務、学校一般職員人事・給与・研修・福利厚生に関する業務
主管部課名	教育委員会事務局庶務課
業務の根拠法令等	
利用目的(全体)	被保険者に関する資格情報及び給付内容の適正管理

システム名	e-Gov
外部結合を行う業務の	・被保険者に関する資格情報の送受信
内容	・被保険者に関する給付に必要な情報の送受信

	外部結合によって提供する 保有個人情報・取得する機力情報			1. 外部結合によって提供・取得する個人情報の妥当性(第1号・第2号) ・業務の実施に当たり、当該保有個人情報を外部結合により提供又は当該個人情				
※下線は要配慮個人情報		幸	来がの天地にコルグ、コ版体作画人情報をプロの指音により提供人はコ版画人情報を 外部結合により取得する必要があるか。〈第1号・第2号〉					
No	提供する保有個人情報	取得する個人情報	Z	外部結合が必要な理由				
1	事業所情報		V	区と日本年金機構との間で最新の被保険者等の情報を管理するため				
2	処理年月日		Z	区と日本年金機構との間で最新の被保険者等の情報を管理するため				
3	異動事由		Z	区と日本年金機構との間で最新の被保険者等の情報を管理するため				
4	被保険者整理番号		Z	区と日本年金機構との間で最新の被保険者等の情報を管理するため				
5	異動年月日		V	区と日本年金機構との間で最新の被保険者等の情報を管理するため				
6	標準報酬月額		V	区と日本年金機構との間で最新の被保険者等の情報を管理するため				
7	氏名		V	区と日本年金機構との間で最新の被保険者等の情報を管理するため				
8	生年月日		V	区と日本年金機構との間で最新の被保険者等の情報を管理するため				
9	性別		Z	区と日本年金機構との間で最新の被保険者等の情報を管理するため				
10	基礎年金番号		፟	区と日本年金機構との間で最新の被保険者等の情報を管理するため				

1. 外部結合によって提供・取得する個人情報の妥当性(第1号・第2号) 外部結合によって提供する 保有個人情報・取得する個人情報 ・業務の実施に当たり、当該保有個人情報を外部結合により提供又は当該個人情 (下線は要配慮個人情報) 報を外部結合により取得する必要があるか。〈第1号・第2号〉 提供する保有個人情報 取得する個人情報 外部結合が必要な理由 11 被保険者区分 ☑区と日本年金機構との間で最新の被保険者等の情報を管理するため 12 標準賞与額 ☑区と日本年金機構との間で最新の被保険者等の情報を管理するため 13 住所 ☑区と日本年金機構との間で最新の被保険者等の情報を管理するため 14 処理区分 ☑区と日本年金機構との間で最新の被保険者等の情報を管理するため 15 16 17 18 19 20 21 22 23 24

自己点検表⑥-2(外部結合)

業務の名称	教職員給与・福利厚生に関する業務、学校一般職員人事・給与・研修・福利厚生に関する業務
主管部課名	教育委員会事務局庶務課
業務の根拠法令等	
利用目的(全体)	被保険者に関する資格情報及び給付内容の適正管理

Γ	2. 外部結合に係る確認事項(第3号~第13号)													
-							貝(第3号〜第13号) 報〈第3号・第4号〉							
	Π	外部結合の		相手方の	加口に休る基	平頂主	拟\第3万·第4万/							
2	1	相手方 〈第3号〉	行政機関	詳細 〈第3号関連〉	〈第3号関連〉									
v	2	外部結合の 方法 〈第4号〉	インターネット回 線	その他の場合の 詳細 〈第4号関連〉										
		•【提	供の場合のみ】	外部結合に当た	り、以下の事」	頁につ	いてどのような措置	を施すか。〈第5号~第13号〉						
ū			確認事	項			確認事項~	への具体的対応・代替措置等						
¥	1 3	外部結合により 〈第5号・第6号〉	保有個人情報の抜	供を行う根拠は何	ፓ ስኣ _°	根拠	から選択⇒ 【利用目的のための外	●【利用目的内の場合】外部結合によって 提供する法令根拠又は相当の理由がある 部結合による提供】 ま合によって提供する法令根拠又は相当の理由						
						具体的内容		の方法、相当の理由、特別な理由等について記載] パーレスの観点から、デジタル庁が運営するe-						
無	4	情報を外部結合	(第3号の規定に基合によって提供する) (10条の規定に基づき)	場合であって、必	要があると認め									
無	5	個人情報を外部の規定に基づき 利用する業務の	原第4号の規定に基語結合によって提供を表現供先との間にの根拠法令、利用すた書面(電磁的記	はする場合にあって おいて、原則として る記録範囲及び	は、法第70条 て、利用目的、 記録項目、利用									
無	6	の者に保有個/ は、法第70条の 確保の措置を請 は、当該提供を	669条第2項第4号 人情報を外部結合は 規定に基づき、保 することを求めると する前又は随時に てその結果を記録 か。〈第9号〉	こよって提供する場 有個人情報の取扱 ともに、必要があっ 実地の調査等を行	場合にあって 扱いに係る安全 ると認めるとき テい、当該措置									
V	17	低減する観点か その内容その他 することができる	共するに当たり、 漏から、提供先の利用 から、提供先の利用 他の事情を考慮し、 が記載の全部又は一 措置を講ずるか。	目的、保有個人情 必要に応じ、特定 一部を削除し、又に	情報の秘匿性等 の個人を識別	提供す	ける個人情報は全て業務	务に必要であるため、当該措置は実施しない。						
無	8	法第71条第1項の規定により外国にある第三者に利用目的以外の ⑧ 目的のために保有個人情報を外部結合によって提供する場合に あっては、同項の規定に基づき本人の同意を得るか。〈第11号〉												
#	9	は、同条第2項	の規定に基づき本の規定に基づき当の規定に基づき当 の規定に関する制度	該本人に参考とな	るべき外国にお									
無	10	目的のために係	値の規定により外国 R有個人情報を外部 の規定に基づき必	#結合によって提信	共した場合に									

報告

杉並区個人情報の保護に関する安全管理措置等基準 自己点検表

 	戸籍に	関する業務		
三管部課名	区民生	活部区民課		
点検事	項	新規·変更	実施予定年月日	根拠法令等
個人情報の	保有等		令和 年 月 日	
外部委	託	新規	令和7年4月1日	戸籍法、戸籍法施行規則等
指定管	理		令和 年 月 日	
労働者测	派遣		令和 年 月 日	
目的外秆	刊用		令和 年 月 日	
外部提	供		令和 年 月 日	
電算入	.力		令和 年 月 日	
外部結	合		令和 年 月 日	
	管部課名点検事個人情報の外部委指定管労働者が目的外科外部提電算入	三管部課名 区民生	管部課名 区民生活部区民課 点検事項 新規・変更 個人情報の保有等 新規 外部委託 新規 指定管理 労働者派遣 目的外利用 外部提供 電算入力	信部課名 区民生活部区民課 点検事項 新規・変更 実施予定年月日 個人情報の保有等 令和 年 月 日 外部委託 新規 令和7年4月1日 指定管理 令和 年 月 日 労働者派遣 令和 年 月 日 目的外利用 令和 年 月 日 外部提供 令和 年 月 日 電算入力 令和 年 月 日

マイナンバー法の一部改正法(令和5年法律第48号)が公布され、戸籍法及び住民 基本台帳法の一部が改正されたことにより、戸籍等の記載事項に氏名の振り仮名を追 加することとなった。 このことに伴って実施する事業は下記のとおり。

- (1) 本籍地の区長から本籍人への通知
 - 改正戸籍法の施行日(令和7年5月26日)後に杉並区に本籍がある方に、戸籍 に記載される予定の氏名の仮振り仮名を通知する。
- (2) 氏名の振り仮名の届出

各本籍地から上記の通知を受けた方は、仮振り仮名確認後、改正戸籍法の施行 日から1年以内に限り、氏名の振り仮名の届出をすることができ、届出により振 り仮名を戸籍に記載する。

- (3) 区市町村長による氏名の振り仮名の記録
 - (2) の届出が提出されない場合には、本籍地の区長が改正法の施行日から1 年を経過した日あとに、通知した仮振り仮名を氏名の振り仮名として戸籍に記録 する。

上記事業を円滑に進めるため、以下の業務の委託を行う。

(1) 仮振り仮名通知関連作業

「通知の作成・区との調整→印刷→送付(郵便局持込)等」の業務委託を想 定している。

(2) 問い合わせ対応業務

改正戸籍法施行日より1年の間は、制度や届出の方法などの問い合わせが大量 に発生することが予想され、これに対応するためコールセンターの設置を想定し ている。

- (3) 臨時窓口での届書受領
 - 届書の受領は本庁舎2階に臨時窓口を開設し、振り仮名の届を受け付ける。
- (4) 届書入力・帳票出力作業

氏名の振り仮名の届のみ取り扱うことを前提とし、届書の受領(本庁での受理 分以外)とシステムへの入力及び戸籍を含む関連帳票の出力等の作業を委託する。

【外部委託】

「氏の振り仮名」等15項目を新たに記録する。 16項目

			年 月 日	
			報告了承	
			以下のとおり	
)
備考				

外部委託記録票

		部課名	区民生活部区	区民課				整理番号		
-111-					記録年月日		令和7年4月1日			
業務の)名称	戸籍					に関する業務			
報告年	月日	令和6年1	1月8日		報告第	58号	確認年月日			
委訊	先	民間事業	者				業務委託期間	〇 単年度 継続		
	氏名(の振り仮名	の法制化に伴	う委託業務		0	個人情報の適	切な管理		
	①通	知の作成・日	印刷・発送・管	理		0	秘密の保持			
	②電	話対応				0	再委託の禁止			
委	③窓1	口対応			委 託	0	目的外使用の禁止			
委託の	④入:	力•帳票出:	力業務		託の	0	第三者への提供の禁止			
内					条	0	複写及び複製(の禁止		
容					件	0	提供資料の返	還義務		
						0	立入調査の実施	施		
						0	事故発生時の	報告義務		
		- 4-1-	- 1			0	条例遵守	- 11000 - 151		
委にる人報項託係個情の目	養子經	縁組•離縁	10親権等の	身分関係 11	裁判関係	系の訂		13禁治産・準	姻·離婚状況 9 禁治産 14嫡出	
委託先授受の			閲覧	〇 文書	0	磁気	—————— 媒体	その他	()	

	報告	39
1 1 7 7	1111	

自己点検表②-1(☑外部委託・□指定管理者)

業務の名称	戸籍に関する業務
主管部課名	区民生活部区民課
業務の根拠法令等	戸籍法、戸籍法施行規則
利用目的(全体)	身分関係等の証明書の発行を行うため

or mark on a standard media		通知の作成・印刷・発送・管理
委託先又は指定管理者 に行わせる業務の内容 〈第1号〉		電話対応
	ウ	窓口対応
, i. •	エ	入力·帳票出力業務
再委託等を行う業務の内容 (再委託等を行う場合)		

		委託先等が取扱う					1. 委託先等に取り扱わせる保有個人情報(第5号)
$ \setminus $	委託先等に 取り扱わせる 保有個人情報		保有個人情報 (業務別)				・業務の実施に当たり、当該保有個人情報を取り扱わせる必要があるか。〈第5号〉
No	<u>※下線は</u> 要配慮個人情報	ア	イ	ウ	工	Z	委託先等に取り扱わせることが必要な理由
1	氏名	0	0	0	0	V	仮振り仮名通知書、振り仮名届書及び戸籍に記載されているため。 また、電話で聞き取ることがあるため。
2	続柄	0	0	0	0	V	仮振り仮名通知書、振り仮名届書及び戸籍に記載されているため。 また、電話で聞き取ることがあるため。
3	生年月日	0	0	0	0	V	仮振り仮名通知書、振り仮名届書及び戸籍に記載されているため。 また、電話で聞き取ることがあるため。
4	住所	0	0	0	0	✓	仮振り仮名通知書、振り仮名届書及び戸籍に記載されているため。 また、電話で聞き取ることがあるため。
5	電話番号		0	0		V	振り仮名届書に記載されているため。 また、電話で聞き取ることがあるため。
6	本籍・国籍	0	0	0	0	V	仮振り仮名通知書、振り仮名届書及び戸籍に記載されているため。 また、電話で聞き取ることがあるため。
7	出生·死亡状況				0	V	特定の情報のみの抽出等は不可能であって、戸籍自体に含まれているため
8	婚姻•離婚状況				0	V	特定の情報のみの抽出等は不可能であって、戸籍自体に含まれているため
9	養子縁組•離縁				0	✓	特定の情報のみの抽出等は不可能であって、戸籍自体に含まれているため
10	親権等の身分関 係				0	✓	特定の情報のみの抽出等は不可能であって、戸籍自体に含まれているため

	委託先等に取り扱う 委託先等が取扱う保 す個人情報			1. 委託先等に取り扱わせる保有個人情報(第5号)			
	る保有個人情報 <u>※下線は</u> 要配慮個人情報		(業産	久(育報	!		・業務の実施に当たり、当該保有個人情報を取り扱わせる必要があるか。 〈第5号〉
No		ア	イ	ウ	エ	Z	委託先等に取り扱わせることが必要な理由
11	裁判関係の記録				0	Ø	特定の情報のみの抽出等は不可能であって、戸籍自体に含まれているため
12	認知				0	Ø	特定の情報のみの抽出等は不可能であって、戸籍自体に含まれているため
13	禁治産·準禁治 産			0	0	Ø	特定の情報のみの抽出等は不可能であって、戸籍自体に含まれているため また、後見人・保佐人による届の際に確認する必要があるため
14	嫡出子•非嫡出 子				0	Ø	特定の情報のみの抽出等は不可能であって、戸籍自体に含まれているため
15	後見人·保佐人			0	0	Ø	特定の情報のみの抽出等は不可能であって、戸籍自体に含まれているため また、後見人・保佐人による届の際に確認する必要があるため
16	要配慮情報 【部会の意見を 受けて修正】				0	V	業務において取り扱うことはないが、戸籍システムに情報が登録されているため。
17							
18							
19							
20							
21							
22							
23							
24							

報告 39

自己点検表②-2(☑外部委託・□指定管理者)

業務の名称	戸籍に関する業務
主管部課名	区民生活部区民課
業務の根拠法令等	戸籍法、戸籍法施行規則
利用目的(全体)	身分関係等の証明書の発行を行うため

		2. 委託先又は指定管理者が取り扱う個人情報				
		委託事業者又は指定管理者の選定に関する選定基準 選定に使用した選定基準				
Ņ	(I)	個人情報に係る特記仕様書、暴力団等排除に関する特約条項	प			
_	Œ		t ver (http://www.			
		3. 委託先又は指定管理者に係る契約3	7.7.00			
		・契約の締結に当たり、次の事項を契約書等に明	1			
\checkmark		契約書等への記載事項	契約書に記載しない場合、その理由と代替措置			
Ø	2	個人情報に関する秘密保持、利用目的以外の目的のための利用の禁止等の義務に 関する事項〈第3号ア〉	契約書に記載する			
Ø	3	【外部委託の場合】再委託の制限又は事前承認等の再委託に係る条件等に関する事項(当該再委託先が、委託先の子会社(会社法(平成17年法律第86号)第2条第1項第3号に規定する子会社をいう。以下同じ。)である場合も同様とする。)〈第3号イ〉	個人情報に係る特記仕様書に記載する			
無	4	【指定管理者の場合】委託の制限又は事前承認等の委託に係る条件等に関する事項 (当該委託先が、指定管理者の子会社である場合も同様とする。)〈第3号ウ〉				
V	(5)	個人情報の第三者への提供の制限に関する事項〈第3号エ〉	個人情報に係る特記仕様書に記載する			
V	6	個人情報の複製等の制限に関する事項〈第3号オ〉	個人情報に係る特記仕様書に記載する			
V	7	個人情報の安全管理措置に関する事項〈第3号カ〉	個人情報に係る特記仕様書に記載する			
Ø	8	個人情報の漏えい等の事案の発生時における対応に関する事項〈第3号キ〉	個人情報に係る特記仕様書に記載する			
Ø	9	委託終了時における個人情報の消去、媒体の返還及び廃棄に関する事項〈第3号ク〉	契約書に記載する			
Ø	10	法令及び契約に違反した場合における契約解除、損害賠償責任その他必要な事項〈第3号ケ〉	契約書に記載する			
V	(1)	【外部委託の場合】契約内容の遵守状況についての定期的報告に関する事項及び委託先における委託された個人情報の取扱状況を把握するための監査等に関する事項 (再委託先の監査等に関する事項を含む。)〈第3号コ〉				
無	12	【指定管理者の場合】契約内容の遵守状況についての定期的報告に関する事項及び 指定管理者における個人情報の取扱状況を把握するための監査等に関する事項(指 定管理者の委託先の監査等に関する事項を含む。)〈第3号サ〉				
Ø	13	関係法令の遵守に関する事項〈第3号シ〉	契約書に記載する			
		4. 委託先又は指定管理者に係る確認事項(第4	号、第6号~第10号)			
	•	委託先又は指定管理者に業務を行わせるに当たり、以下の事項についてど	のような措置を施すか。〈第4号、第6号~第10号〉			
Z		確認事項	確認事項への具体的対応・代替措置等			
N	14)	委託先又は指定管理者における責任者及び業務従事者の管理体制及び実施体制、個人情報の管理の状況についての検査に関する事項等の必要な事項について書面で確認するか。〈第4号〉	情報管理責任者及び従事者の役職名・氏名及び情報管理体制における役割を記載した「情報管理体制表」を提出させる。			
Ø	15	委託する業務又は指定管理者が行う業務に係る保有個人情報の秘匿性等その内容 及びその量等に応じて、作業の管理体制及び実施体制並びに個人情報の管理の状 況について、少なくとも年1回以上、原則として実地検査により確認を行うか。〈第6号〉	実地検査の代わりに、業務計画書、組織体制、業務要領書 情報管理体制表等の提出を求める。			
無	16	【外部委託の場合】委託先が再委託を行う場合、委託先に、再委託先に行わせる業務の内容、取り扱わせる保有個人情報の範囲及びその妥当性の確認並びに①~⑱の措置を講じさせ、再委託される業務に係る保有個人情報の秘匿性等その内容に応じて委託先を通じて又は個人情報保護管理責任者自らが⑲の措置を実施するか。(保有個人情報の取扱いに係る業務について再委託先が再々委託を行う場合(再々委託以降に委託を行う場合を含む。)を含む。)〈第7号〉				
無	17)	【指定管理者の場合】指定管理者が委託を行う場合、指定管理者に、⑩の外部委託の例により必要な措置を講じさせるか。〈第8号〉				
2 (18)		委託先又は指定管理者に個人情報を提供するに当たり、漏えい等による被害発生のリスクを低減する観点から、委託する業務又は指定管理者が行う業務の内容、保有個人情報の秘匿性等その内容その他の事情を考慮し、必要に応じ、特定の個人を識別することができる記載の全部又は一部を削除し、又は別の記号に置き換える等の措置を講ずるか。〈第9号〉	提供する個人情報はすべて委託する業務に必要なものであ るため、当該措置は実施しない。			
Ø	19	委託先又は指定管理者との個人情報の授受に当たり、漏えい等を防止するために必要な措置を講ずるか。〈第10号〉	生体認証、パスワードの設定、IDの発行によりシステム利用 者を制限する等の措置を講ずる。			

杉並区個人情報の保護に関する安全管理措置等基準 自己点検表

交	 	介護保	険給付に関する業務、介護保険料賦課・徴収に関する業務				
主	管部課名	保健福祉部介護保険課					
該当	点検事	項	新規·変更	実施予定年月日	根拠法令等		
	個人情報の保有等			令和 年 月 日			
\bigcirc	外部委託		新規	令和6年11月9日	介護保険法第203条		
	指定管理			令和 年 月 日			
	労働者派遣			令和 年 月 日			
	目的外积	利用		令和 年 月 日			
	外部提供			令和 年 月 日			
	電算入力			令和 年 月 日			
\circ	外部結合		新規•変更	令和6年11月9日	介護保険法第203条		

区では、特定入所者介護(予防)サービス費の利用者負担段階の判定や介護保険料の減免・減額の審査等、介護保険被保険者の所得及び資産の状況の確認が必要な際は、預貯金通帳の写し等により、預貯金等の状況の確認を行っているが、預貯金通帳を紛失し、かつ、預貯金通帳の再発行が困難な場合などは、金融機関と文書でやり取りし、預貯金等の状況の照会を行っている。この度、事務負担の軽減及び迅速な決定を行うことを目的に、一部の金融機関とのやり取りについて民間事業者が提供するクラウドサービス(預貯金照会システム)を用いて行うこととする。

※特定入所者介護(予防)サービス費・・・所得等が一定額以下の要介護(要支援)者案が施設サービス等を利用した場合の食費・居住費の負担を軽減するために支給される介護件給付のこと。対象者は、所得等に応じた負担限度額までを自己負担し、残りの基準費用額のとの差額分は介護保険から支給される。なお、申請により負担限度額認定証の交付を受け概ることが必要である。

※利用者負担段階・・・上記のサービス費に対して基準費用額が設定され、利用者には 所得等に応じて第一段階から第四段階に区分された本人に対する負担限度額が適用され る。基準費用額と負担限度額との差額分は介護保険から給付される。

【外部委託】

金融機関とのデータ送受信を外部委託する。

【外部結合】

LGWAN回線を通じて、民間事業者のサーバに外部結合する。

	令和	中 月 日	
デジタル・セキュリ ティ部会での		報告了承	
審議結果		以下のとおり	
		()
備考			

外部委託記録票

	ľ	部課名	保健福祉部	仍護保険課				整理番号		
							記録年月日	令和6年11月9日		
業務の名称		介護保険給付							に関する業務	
報告年	月日	令和6年11月8日 報告第59号				確認年月日				
委託先		民間事業者					業務委託期間	単年度 〇 継続		
	金融	機関とのデ		0	個人情報の適	切な管理				
						0	秘密の保持			
		き託が必要を				再委託の禁止				
委		ラウドサービスの運用保守について、 門業者に再委託するため。				0	目的外使用の	禁止		
委託の	73132	π п - 13 Δ	0	委託の	0	第三者への提供	共の禁止			
内					条	0	複写及び複製(の禁止		
容					件	0	提供資料の返	還義務		
					0	立入調査の実施	施			
						0	事故発生時の)報告義務		
						0	条例遵守			
	1氏名	3 2住所	3生年月日	4電話番号	5取引	状況	6調査の内容	7口座		
委託に 係る情報 の項目										
委託先 授受の			閲覧	文書		磁気	媒体	○ その他	!(LGWAN)	



外部委託記録票

		部課名	保健福祉部介護保険	課			整理	番号			
業務の名称		介護保険料	↓賦課・徴収		記録年月日	令和4年10月1		和4年10月1日			
								に関する業務			
諮問年月日		令和4年6月14日 諮問第1号~第5号				確認年月日					
-		口間市業力	2			类双系式期間		単年度			
妥	託先	民間事業者	Ī		業務委託期間	0	継続				
	金融機関	とのデータ	送受信		0	個人情報の適切な	は管理				
		が必要な理	• • •		0	秘密の保持					
		サービスの に再委託す			再委託の禁止	 託の禁止					
委	37 320 1	1122407	3 ,237 ₀	委	0	目的外使用の禁止	 用の禁止				
託				託	0	第三者への提供の禁止					
の 内				の 条	0	複写及び複製の禁止					
容				件	0	提供資料の返還す	 義務				
					0	立入調査の実施					
					0	事故発生時の報告	吉義務				
					0	条例遵守					
委託に	1氏名 2	住所 3生年	F月日 4電話番号 5]	取引状況	6調	査の内容 7口座					
係る個 人情報											
の項目											
	との授受		閲覧	文書	石	滋気媒体 〇	その他	(LGW	AN)		
の方法											

自己点検表②-1(☑外部委託・□指定管理者)

業務の名称	介護保険給付に関する業務、介護保険料賦課・徴収に関する業務
主管部課名	保健福祉部介護保険課
業務の根拠法令等	介護保険法第203条
利用目的(全体)	介護保険サービスの利用者に対し給付を適正に行うため 介護保険被保険者に対し介護保険料の賦課・徴収を行うため

	ア	金融機関とのデータ送受信
委託先又は指定管理者 に行わせる業務の内容	イ	
(第1号)	ウ	
	エ	
再委託等を行う業務の内容 (再委託等を行う場合)	クラ	ラウドサービス(預貯金照会システム)の運用保守

		禾		が形っ	扱う		1. 委託先等に取り扱わせる保有個人情報(第5号)					
\setminus	委託先等に 取り扱わせる 保有個人情報	委託先等が取扱う 保有個人情報 (業務別)					・業務の実施に当たり、当該保有個人情報を取り扱わせる必要があるか。〈第5号〉					
No	<u>※下線は</u> 要配慮個人情報	ア	イ	ウ	H	V	委託先等に取り扱わせることが必要な理由					
1	氏名	0				V	・金融機関に預貯金照会を行う際に必要となるため。 ・金融機関からの預貯金照会の回答に含まれるため。					
2	住所	0				Ø	・金融機関に預貯金照会を行う際に必要となるため。 ・金融機関からの預貯金照会の回答に含まれるため。					
3	生年月日	0				Ø	・金融機関に預貯金照会を行う際に必要となるため。 ・金融機関からの預貯金照会の回答に含まれるため。					
4	電話番号	0				Ø	・金融機関からの預貯金照会の回答に含まれるため。					
5	取引状況	0				Ø	・金融機関からの預貯金照会の回答に含まれるため。					
6	調査の内容	0				Ø	・金融機関からの預貯金照会の回答に含まれるため。					
7	口座	0				Ø	・金融機関に預貯金照会を行う際に必要となるため。 ・金融機関からの預貯金照会の回答に含まれるため。					
8												
9												
10												

自己点検表②-2(☑外部委託・□指定管理者)

業務の名称	介護保険給付に関する業務、介護保険料賦課・徴収に関する業務
主管部課名	保健福祉部介護保険課
業務の根拠法令等	介護保険法第203条
利用目的(全体)	介護保険サービスの利用者に対し給付を適正に行うため 介護保険被保険者に対し介護保険料の賦課・徴収を行うため

		2. 委託先又は指定管理者が取り扱う個人情報 委託事業者又は指定管理者の選定に関する選定基準	
Ø		選定に使用した選定基準等	-
無	1		
		3. 委託先又は指定管理者に係る契約系	A. (第3号)
		・契約の締結に当たり、次の事項を契約書等に明	月記するか。〈第3号〉
Ø		契約書等への記載事項	契約書に記載しない場合、その理由と代替措置
無	2	個人情報に関する秘密保持、利用目的以外の目的のための利用の禁止等の義務に 関する事項〈第3号ア〉	
無	3	【外部委託の場合】再委託の制限又は事前承認等の再委託に係る条件等に関する事項(当該再委託先が、委託先の子会社(会社法(平成17年法律第86号)第2条第1項第3号に規定する子会社をいう。以下同じ。)である場合も同様とする。)〈第3号イ〉	
無	4	【指定管理者の場合】委託の制限又は事前承認等の委託に係る条件等に関する事項 (当該委託先が、指定管理者の子会社である場合も同様とする。)〈第3号ウ〉	
無	(5)	個人情報の第三者への提供の制限に関する事項〈第3号エ〉	
無	6	個人情報の複製等の制限に関する事項〈第3号オ〉	
無	7	個人情報の安全管理措置に関する事項<第3号カ>	
無	8	個人情報の漏えい等の事案の発生時における対応に関する事項〈第3号キ〉	
無	9	委託終了時における個人情報の消去、媒体の返還及び廃棄に関する事項〈第3号ク〉	
無	10	法令及び契約に違反した場合における契約解除、損害賠償責任その他必要な事項〈 第3号ケ〉	
無	11)	【外部委託の場合】契約内容の遵守状況についての定期的報告に関する事項及び委託先における委託された個人情報の取扱状況を把握するための監査等に関する事項(再委託先の監査等に関する事項を含む。)〈第3号コ〉	
無	12	【指定管理者の場合】契約内容の遵守状況についての定期的報告に関する事項及び 指定管理者における個人情報の取扱状況を把握するための監査等に関する事項(指 定管理者の委託先の監査等に関する事項を含む。)〈第3号サ〉	
#	13	関係法令の遵守に関する事項〈第3号シ〉	
		4. 委託先又は指定管理者に係る確認事項(第4	号、第6号~第10号)
L	•	委託先又は指定管理者に業務を行わせるに当たり、以下の事項についてど	
V		確認事項	確認事項への具体的対応・代替措置等
無	14	委託先又は指定管理者における責任者及び業務従事者の管理体制及び実施体制、 個人情報の管理の状況についての検査に関する事項等の必要な事項について書面 で確認するか。〈第4号〉	
無	15	委託する業務又は指定管理者が行う業務に係る保有個人情報の秘匿性等その内容 及びその量等に応じて、作業の管理体制及び実施体制並びに個人情報の管理の状 況について、少なくとも年1回以上、原則として実地検査により確認を行うか。〈第6号〉	
無	16	【外部委託の場合】委託先が再委託を行う場合、委託先に、再委託先に行わせる業務の内容、取り扱わせる保有個人情報の範囲及びその妥当性の確認並びに①~⑩の措置を講じさせ、再委託される業務に係る保有個人情報の秘匿性等その内容に応じて委託先を通じて又は個人情報保護管理責任者自らが⑤の措置を実施するか。(保有個人情報の取扱いに係る業務について再委託先が再々委託を行う場合(再々委託以降に委託を行う場合を含む。)を含む。)〈第7号〉	
無	17)	【指定管理者の場合】指定管理者が委託を行う場合、指定管理者に、⑯の外部委託の例により必要な措置を講じさせるか。〈第8号〉	
無	18	委託先又は指定管理者に個人情報を提供するに当たり、漏えい等による被害発生のリスクを低減する観点から、委託する業務又は指定管理者が行う業務の内容、保有個人情報の秘匿性等その内容その他の事情を考慮し、必要に応じ、特定の個人を識別することができる記載の全部又は一部を削除し、又は別の記号に置き換える等の措置を講ずるか。〈第9号〉	
無	19	委託先又は指定管理者との個人情報の授受に当たり、漏えい等を防止するために必要な措置を講ずるか。〈第10号〉	

外部結合記録票

部課名	保健福祉部介護保険課		整理番号				
*****	Δ =# /□ IIΔ ψΛ / ↓		記録年月日	令和6年11月9日			
業務の名称	介護保険給付	に関する業務					
外部結合の相手方	民間事業者						
外部結合の根拠	特定入所者介護(予防)サービス費の利用者負担段階の判定等、預貯金等の状況の確認に係る事務負担を軽減し、迅速な決定を実現するため。 【預貯金照会の根拠法令】 介護保険法第203条						
外部結合の方法	LGWAN回線						
	提供する個人情報の項目		収集する個	固人情報の項目			
	1 氏名	1	氏名				
	2 住所	2	住所				
	3 生年月日	3 生年月日					
	4 口座						
	5	5 取引状況					
	6	6 調査の内容					
外部結合によって	7	7 口座					
収集・提供される 個人情報の項目	8	8					
	9	9					
	10	10					
	11	11					
	12	12					
	13	13					
	14	14					
	15	15					
備考							

外部結合記録票

部	課	名	保健福祉部介護保険課		整理番号			
業	務の名	称	介護保険料賦課·徴収		記録年月日	令和4年10月1日		
			ALTERNATIVE IN IN			に関する業務		
外部線	吉合の	相手方	民間事業者					
外部	結合の)根拠	第2号該当・・・令和4年6月14日審議会諮問第介護保険料の減免・減額の審査等、預貯金等な決定を実現するため。 【預貯金照会の根拠法令】 介護保険法第203条	第6 <i>の</i> も	号〜第10号、 <u>状況の確認に係</u> る	る事務負担を軽減し、迅速		
外部	結合の)方法	LGWAN回線					
			提供する個人情報の項目		収集する	個人情報の項目		
			1 氏名	1	氏名			
		2 住所	2	住所				
			3 生年月日	3	生年月日			
			4 口座	4	電話番号			
			5	5	取引状況			
			6	6	調査の内容			
			7	7	口座			
			8	8				
从立(:	結合に	トって	9	9				
収算	哈ロに €・提供 情報の	する	10	10				
回へ	IH TK V	75 LI	11	11				
			12	12				
			13	13				
			14	14				
			15	15				
			16	16				
			17	17				
			18	18				
			19	19				
			20	20				
備考								

報告 40

自己点検表⑥-1(外部結合)

業務の名称	介護保険給付に関する業務、介護保険料賦課・徴収に関する業務
主管部課名	保健福祉部介護保険課
業務の根拠法令等	介護保険法第203条
利用目的(全体)	介護保険サービスの利用者に対し給付を適正に行うため 介護保険被保険者に対し介護保険料の賦課・徴収を行うため

દ	ノステム名	預貯金照会システム
外部結合		特定入所者介護(予防)サービス費の利用者負担段階の判定や介護保険料の減免・減額の審査等、預貯金等の状況の確認に係る金融機関等に対する預貯金の 照会

	外部結合によっ 保有個人情報・取れ <u>※下線は要配</u> り	导する個人情報		1. 外部結合によって提供・取得する個人情報の妥当性(第1号・第2号) ・業務の実施に当たり、当該保有個人情報を外部結合により提供又は当該個人情報を 外部結合により取得する必要があるか。〈第1号・第2号〉					
No	ο 提供する保有個人情報 取得する個人情報		Ø	外部結合が必要な理由					
1	氏名	氏名	Ø	特定入所者介護(予防)サービス費の利用者負担段階の判定や介護保険料の減免・減額の審査等、預貯金等の状況の確認に係る事務負担を軽減し、迅速な決定を実現するため。					
2	住所	住所	Ø	特定入所者介護(予防)サービス費の利用者負担段階の判定や介護保険料の減免・減額の審査等、預貯金等の状況の確認に係る事務負担を軽減し、迅速な決定を実現するため。					
3	生年月日	生年月日	Ø	特定入所者介護(予防)サービス費の利用者負担段階の判定や介護保険料の減免・減額の審査等、預貯金等の状況の確認に係る事務負担を軽減し、迅速な決定を実現するため。					
4		電話番号	Ø	特定入所者介護(予防)サービス費の利用者負担段階の判定や介護保険料の減免・減額の審査等、預貯金等の状況の確認に係る事務負担を軽減し、迅速な決定を実現するため。					
5		取引状況	Ø	特定入所者介護(予防)サービス費の利用者負担段階の判定や介護保険料の減免・減額の審査等、預貯金等の状況の確認に係る事務負担を軽減し、迅速な決定を実現するため。					
6		調査の内容	Ø	特定入所者介護(予防)サービス費の利用者負担段階の判定や介護保険料の減免・減額の審査等、預貯金等の状況の確認に係る事務負担を軽減し、迅速な決定を実現するため。					
7	口座	口座	Ø	特定入所者介護(予防)サービス費の利用者負担段階の判定や介護保険料の減免・減額の審査等、預貯金等の状況の確認に係る事務負担を軽減し、迅速な決定を実現するため。					
8									
9									
10									

報告 40

自己点検表⑥-2(外部結合)

業務の名称	介護保険給付に関する業務、介護保険料賦課・徴収に関する業務
主管部課名	保健福祉部介護保険課
業務の根拠法令等	介護保険法第203条
利用目的(全体)	介護保険サービスの利用者に対し給付を適正に行うため 介護保険被保険者に対し介護保険料の賦課・徴収を行うため

				2. 外部	結合に係る確	認事」	頁(第3号~第13号)					
				外部	結合に係る基	本情報	₩〈第3号・第4号〉					
Ø	1)	外部結合の 相手方 〈第3号〉	民間事業者	相手方の 詳細 〈第3号関連〉			業者(行政専用のネッ サービスを提供する事	トワークであるLGWANにおいて、地方公共団体 業者)				
Ø	2	外部結合の 方法 〈第4号〉	GWAN回線	その他の場合の 詳細 〈第4号関連〉								
		・【提供の	り場合のみ】	外部結合に当た	り、以下の事	頃につ	いてどのような措置	を施すか。〈第5号~第13号〉				
V			確認事	項		確認事項への具体的対応・代替措置等						
						In the	根拠をプルダウン から選択⇒	●【利用目的内の場合】外部結合によって 提供する法令根拠又は相当の理由がある				
Ø	3	外部結合により保有 〈第5号・第6号〉	す個人情報 の打	是供を行う根拠は何	可力。	根拠	【利用目的のための外 保有個人情報を外部 があるとき。	部結合による提供】 結合によって提供する法令根拠又は相当の理由				
							【根拠法令、本人同意@					
						具体 的内 容	特定入所者介護(予防	方)サービス費の利用者負担段階の判定や介護 の審査等、預貯金等の状況の確認に係る事務負				
無	4	法第69条第2項第3 人情報を外部結合 認めるときは、法第3 置を講ずるか。〈第7	によって提供で 70条の規定に	する場合であって、	必要があると							
無	5	法第69条第2項第4 有個人情報を外部 条の規定に基づき、 的、利用する業務の 利用形態等を記載し か。〈第8号〉	結合によって抗 提供先との間 ○根拠法令、利	是供する場合にあ 」において、原則と 」用する記録範囲	っては、法第70 して、利用目 及び記録項目、							
無	6	⑤のほか、法第69分の者に保有個人情は、法第70条の規定全確保の措置を講きは、当該提供をす置の状況を確認して必要な措置を講する。	報を外部結合 定に基づき、保 ずることを求め る前又は随時 てその結果を記	によって提供する 有個人情報の取扱 るとともに、必要が に実地の調査等	場合にあって 扱いに係る安 あると認めると を行い、当該措							
Ø	7	個人情報を提供す 低減する観点から、 等その内容その他の 別することができる。 等に置き換える等の	提供先の利用 の事情を考慮! 記載の全部又	目的、保有個人や し、必要に応じ、特 は一部を削除し、	青報の秘匿性 定の個人を識		├る個人情報は、預貯ぐ	金照会に必要な情報であるため、当該措置は講じ				
無	8	法第71条第1項の規目的のために保有値あっては、同項の規	個人情報を外	部結合によって提	供する場合に							
無	9	法第71条第1項の規 は、同条第2項の規 おける個人情報の例 〈第12号〉	定に基づき当	該本人に参考とな	るべき外国に							
無	10	法第71条第3項の規目的のために保有信 あっては、同項の規 〈第13号〉	個人情報を外	部結合によって提	供した場合に							

③自治体に回答 4回答文書確認 文書による預貯金照会業務フロー図 介護保険システム 各金融機関 区職員PC 照会文書 ①照会文書作成 ②各金融機関に照会 が 将 図 4回答ファイル確認 ③自治体に回答 クラウドサービスによる預貯金照会業務フロー図 介護保険システム 各金融機関 区職員PC ②各金融機関に照会 ① 照会ファイル作成

が 料 図

報告 · 諮問事項説明書

対	象業務	名	特別区民税・都民税滞納処分(普通徴収) 特別区民税・都民税滞納処分(特別徴収) 国民健康保険被保険者資格賦課・収納 後期高齢者医療保険制度 介護保険料賦課・徴収 に関する業務									
主	管 部 課	名	区民生活部納税課 保健福祉部国保年金課·介護保険課									
佢	固人情報保護의	条例	報告No.	諮問No.	新規・追加・変更		実	施子	定年	月1	3	
	種 別	条	報音No.			元号	年	Ė	月		Ħ	1
個丿	人情報登録	8				令和		年		月		日
外	部 委 託	1 2		$1\sim5$	新規	令和		年	1 0	月	1	日
目目	的外利用	1 4				令和		年		月		日
外	部 提 供	1 5				令和		年		月		日
外	部 結 合	1 7		$6 \sim 10$	新規	令和	4	年	1 0	月	1	日
電	算 入 力	1 6				令和		年		月		日
事務事業の概要	内 容	め認 のの いしこ金シ 外金 外金 外部	を 当する。 事と で き い 度 関 ム 、 事 と を 関 ム 、 託 と 、 託 と 、 託 と 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、	納者の預貯 負担の軽減 やいて行うこ データ送受	康保険料等の滞納者 金等の状況を、金融 及び迅速な滞納処分 ついて民間事業者が ととする。 信を外部委託するこ 、民間事業者のサー	融機関 分を行供 にとを	と うす	書とクする	でやり と目的 うっト	取にサ	りしれ 、一音 一ビ	確部スス
	根拠法令	地方和 地方自 国民險 高齢者	自治法第231 建康保険法第	の11、第33 l条の3 第79条の2 確保に関す	1条第6項							

報告	41
----	----

杉並区個人情報の保護に関する安全管理措置等基準 自己点検表

文	 			関する業務、子ども・= に関する業務	子育てプラザの利用等に関する業務、保育に		
主	三 管部課名	保健福	祉部障害者加	施策課、子ども家庭部	3地域子育て支援課、保育課		
該当	点検事	項	新規•変更	実施予定年月日	根拠法令等		
0	個人情報の	保有等	変更	令和6年12月1日			
	外部委	託		令和 年 月 日			
	指定管	理		令和 年 月 日			
	労働者	派遣		令和 年 月 日			
\circ	目的外列	利用	新規	令和6年12月1日			
	外部提	供		令和 年 月 日			
	電算入	力		令和 年 月 日			
	外部結	i合		令和 年 月 日			
案件の概要	中 ③ こども発達センター・						
		令和	1 年 月	日			
	ジタル・セキ: ティ部会での	-	報告了承				
	審議結果		以下のとおり)			
	Г		()		
備考							

個人情報登録票

		部課名	保健福祉部障害者族	拖策課			整理番号				
					登録	年月日		•			
業	務の名称	障害児通	所施設	·	-						
								に関する業務			
倨	人情報の										
	以集目的	通園児童	この入退所決定、児童 かんかん かんかん かんかん かんかん かんかん かんかん かんかん かん	発達支援	業務の実施	徆					
	象となる個	通園希望	望児童、在園児、保護	者及びその	関係者、	受託法人事	業者				
/	人の範囲		通園希望児童、在園児、保護者及びその関係者、受託法人事業者								
			〇 本人			0	本人以外	,			
/œ		個人情報	· 最保護条例第9条2項	4号							
個人	本人以外 収集の根	東京都児		第11条3項	(児童相詞	淡所、措置)	通知書)				
情報の	拠		<u>睡眠や水遊び、食事</u> <u>≩証のため</u>	中等の活動	かにおける	危険の有無	悪の確認さ	<u> </u>			
		部課名				3	業務の名称				
収集方法	目的外利用用	保健福祉	上部保育課		保育						
法		区民生活	5部課税課、納税課		特別区民	·税·都民税	賦課徴収	(普通徴収)			
		区民生活	お課税課		特別区民	税•都民税	賦課徴収	(特別徴収)			
		保健福祉	上部杉並福祉事務所		生活保護	Ę					
Ī	記録形態			電算	その他						
	住民記録等	等の情報	財産等の情報 収入の状況	<u>心身等(</u> 身体障害 <i>(</i>)		生活状況 家族構成	等の情報	社会活動等の情報 職業			
	氏石 住所		税額等の状況	精神障害の			多給状況	^{礖耒} 勤務先			
	性別		元は、サックスル	知的障害0				職歴			
倨	生年月日			健康状態		指導・処遇		学歴			
人	続柄			傷病等の物	犬況			資格の状況			
情 報	電話番号			治療等の物	犬況			役職			
_{手以}	メールアドロ	ノス		診断結果の	O状況			幼稚園等在園状況			
記				日常生活動	作の状況						
録の				体格•体質							
内				予防接種の	D状況						
容				生育歴							
				検査結果							
				<u>容姿</u>							
/#						l					
備考											

個人情報登録票②

	部課名 保健福祉部障害者施策課			整理番号						
					登録年月日					
業	務の	名称	障害児通	所施設						
						に関する業務				
				部課名		業務の名称				
		<u>各課</u> #	<u> </u>		防犯カメラの設置	防犯カメラの設置及び利用				
	目的									
個										
人										
個人情報の収集方法										
の ^ロ	外									
集	利用									
万法										

個人情報登録票

		部課名	子ども家庭部児童青	少年課、地	!域子育て	支援課	整理番号				
			-		登録	年月日	平成	28年12月	1日		
業	務の名称	子ども・ヨ	子育てプラザの利用等								
								に関す	よる業務 しょうしん しょうしん しょうしん しょうしん しょうしん しんしん しんしん		
<i>1</i> ==			用の手続きを行うため		+n +n /4 <i>+</i> -	√-21 II					
	人情報の 仅集 目的	・ボランテ	支援サービスの利用 -ィア等支援者との協	働推進を図		行つ7こ&)					
		•乳幼児·	一時預かり保育実施	のため							
対	象となる個	施設利用	者、子育て支援サー	-ビスの利用	相談者。	ボランティア	'等支援者	5. 乳幼児一	時預か		
	人の範囲	り保育利			, in it is		.,	1 10-2220			
			 〇 本人		 ○ 本人以外						
		7 187 =	-	1 hh c \					4		
個人	本人以外		<u>睡眠や水遊び、食事</u> <u>ほ証のため</u>	<u>中等の活動</u>	<u>」における</u>	危険の有無	はの確認さ	<u>⊃、事政が発</u>	<u> 生した</u>		
人情報	収集の根 拠										
の											
収集方法	目的外利 用		部課名			当	美務の名称	练			
方		各課共通	<u> </u>		<u>防犯カメ</u>	ラの設置及	び利用				
法											
Ī	記録形態			電算		その他	()			
	住民記録等	等の情報	財産等の情報	心身等の	の情報	生活状況等					
	氏名			健康状態	相談の内		-	職業・勤務分	ŧ		
	住所			傷病等の物	大况	申請·届出	の内容	役職·地位	-		
/	性別		<u>容姿</u>					学校名・学生			
仙人	生年月日							団体加入の			
情	続柄 電話番号 メールアドI							ボランティア活	到以认沉		
報	电品留写 メールアドl	.7									
の	ノールテトに										
録											
U)											
内容											
1											
備者											
考											

個人情報登録票

		部課名	子ども家庭部保育説	果、子ども家	庭部管理	課	整理番号			
					登録	年月日		平成16年1月		
業	務の名称	保育								
	-							に関する業務		
		保育所等	において保育を行う	ため				に成りの未勿		
	人情報の	保育の必	多要性の認定を行うた	<u>-</u> め				7 \L / \		
1	仅集目的	行政手続 事務を行	における特定の個丿 うため	人を識別する	ための番	等号の利用等	等に関する	る法律に規定された		
_	# I #. 7 !=	チッソでリ	<i>71y</i>							
	象となる個 人の範囲	乳幼児・児童・保護者・家族(同居人含む)・保育園職員・保育園の行事に参加する者								
			〇 本人			0	本人以外	\		
個	1 1	個人情報	保護条例第14条第	2項第4号	(平成15 2	年12月25日	ヨ 諮問第	第42 号)		
人	本人以外 収集の根		睡眠や水遊び、食事	中等の活動	における	危険の有無	で確認さ	ゥ <u>、事故が発生した</u>		
情報	拠	場合の検	<u> 証のため</u>							
の					ī					
収集			部課名			э	美務の名	弥		
集方		区民生活	部課税課、納税課		特別区民	· 都民税	賦課徴収	(普通徴収)		
法	目的外利 用	区民生活	部課税課	特別区民税・都民税賦課徴収(特別徴収)						
	713	保健福祉	L部障害者施策課		心身障害	『児の保育・	指導			
		保健福祉	L部障害者施策課		障害児保	R育措置調	整会議資料	 料提出		
Ī	記録形態	0	文書O	電算		その他				
	住民記録等	等の情報	財産等の情報	心身等(の情報	生活状況等	等の情報	社会活動等の情報		
	氏名		口座	身体•精神	•知的障	住居の所有		体験保育の感想・意見・要望		
	住所		収入・所得	害状況		生活保護受		委託理由		
	性別		課税状況	健康状態	<u> </u>	健康保険の	加入状況			
	生年月日		損害賠償額	傷病名・傷		保育区分		解除理由		
個	続柄			検診・検査		措置機関		保育指導記録		
人	電話番号			食物アレルキ				相談の内容		
情起	婚姻・離婚			妊娠•出産		担当者の別	巾見	入退園年月日•理由		
教の	死亡			病休開始日		施設入所	— (m.	職業・勤務先		
글그	家族構成	_		入院•通院		使用人の有		学校名•学年		
	メールアドレ	ノ人		看護·介護	の状況			幼稚園名・子供園名・保育園名		
	個人番号			生育歴	- - 2 - 1 - 2 - 1 - 1	希望保育所	⊤•埋田	就労・就学状況		
内容	国籍			保育指導記	C	申請理由	¬ =≠ тю →	対応・助言の内容		
				訓練記録				採用予定期間		
				容姿		保護者不存				
						徴収金減額				
						治療に要し	に負用額			
						通園経路 認定結果				
				<u> </u>		心 化]		
備										
考										

個人情報登録票②

部課名 子ども家庭部保育課、管理課					整理番号						
						登録年月日					
業	務の	名称	保育								
								に関する業務			
				部課名			業務の名称				
		保健福	国祉部福祉	止事務所、障害	言者施策課	身体障害者福祉	<u>. </u>				
		保健社	量祉部福祉	 止事務所、障害	 『者施策課	知的障害者福祉	<u></u> Ŀ				
		保健福	 冨祉部杉立	 並福祉事務所		生活保護					
		<u>各課</u>				防犯カメラの設	 置 <u>及び利用</u>				
	目的外										
個人											
個人情報											
の											
収集方法	利用										
方	т										
法											
						1					

個人情報登録票

		部課名	子ども家庭部保育課、子供園、教育委	員会事務局済美教育	『センター、就学前	教育支援センター	整理番号	
					登録	年月日	平原	戊21年12月10日
業	務の名称	子供園						に関する業務
]人情報の 収集目的		こおいて教育及び保育)管理運営を行うため)			
	象となる個 人の範囲	幼児、そ 参加する	の保護者並びにその 者	親族等(同	居人を含	む。)、子供	園職員及	び子供園の行事に
			〇 本人			0	本人以外	\
個	1127277		<u>睡眠や水遊び、食事</u> ≩証のため	中等の活動	かにおける	危険の有無	悪の確認さ	<u>や、事故が発生した</u>
人情報	収集の根 拠							
の			4n=m /2		I	ند.	¥ 75 0 5 1	
収 集		部課名 区民生活部課税課、納税課			性则反反		業務の名 種	
方 法	目的外利	区民生活部課税課			特別区民税·都民税賦課徴収(普通徴収) 特別区民税·都民税賦課徴収(特別徴収)			
	用 (抄)							((特別徴収)
			上部障害者施策課			児の保育・		M +B + I +
	-7 49 17/46		上部障害者施策課		[阿吉児は	子育措置調整	全会議 資	料提出
į	記録形態			電算	_ 1++=	その他	1	
	住民記録等の情報 氏名		以及・所得	心身等(生活状況 住居の所		社会活動等の情報 体験保育の感想・意見・要望
	住所		課税状況	健康状態	的降音认从	生活保護		相談の内容
	性別		口座	傷病名·傷	病厯	健康保険の		入退園年月日·理由
	生年月日		口座 保育料収納状況	検診・検査		保育区分	,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,	職業·勤務先
_	続柄		災害発生状況			入園要件打	旨数	学校名·学年·組
個人	電話番号		損害賠償額	出産予定日	3	担当者の見	斤見	幼稚園名 · 保育園名
情	婚姻•離婚			病休開始日	3	施設入所		子供園名
報	死亡			入院·通院	の状況	使用人の有	無	就労・就学状況
の記	家族構成 職員番号			看護·介護	の状況	他機関への即	(会の有無	対応・助言の内容
録	職員番号			生育歴		希望子供園		採用予定期間
の	メールアド	ノス		保育指導語	记録	申請理由		出勤状況
内 容				訓練記録			存在理由	出席停止期間
				容姿		保育料		
						通園経路	水田吐服	
						登園時間· 申請等年月		
						承認•不承		
備考								

個人情報登録票②

			部課名	子ども家庭部保育課、子供	園、教育委員会事務局済美教	育センター、就学前教育支援センター	整理番号
						登録年月日	平成21年12月10日
業	務の	名称	子供園				
			1 八四				に関する業務
				部課名			業務の名称
		保健福	a祉部杉立	拉福祉事務所、	障害者施策課	身体障害者福祉	
		保健福	ā祉部杉立	拉福祉事務所、	障害者施策課	知的障害者福祉	
		保健福	ā祉部杉立	並福祉事務所		生活保護	
		各課力	<u> </u>			防犯カメラの設置と	<u> </u>
個							
個人情報							
情報	目的						
の	外利						
収集方法	用						
万法							

報告 41

自己点検表①(個人情報の保有・本人以外からの個人情報の取得)

	TO THE PERSON OF
業務の名称	障害児通所施設に関する業務、子ども・子育てプラザの利用等に関する業務
主管部課名	保健福祉部障害者施策課、子ども家庭部地域子育て支援課
業務の根拠法令等	児童福祉法
利用目的(全体)	・児童発達支援業務の実施のため ・乳幼児一時預かり保育実施のため

対象となる個人の範囲 ・施設を利用する児童とその保護者及び関係者・施設運営受託事業者・職員

			1.	個	人情報の保有(第2号〜第	\ 55	号)	2	. 本人以外からの個人情報の取得 (第6号)
	保有する 個人情報の内容 ※下線は 要配慮個人情報	的•1的	保有する個人情報の利用目 5は何か。〈第2号〉 保有する個人情報が利用目 5の達成に必要な範囲を超え いないか。〈第3号〉	更性	前の利用目的と相当の関連	ををすの	本人から直接書面〈電磁的記録 含む。〉に記録された個人情報 取得するときの利用目的を明示 る方法は何か。〈法第62条各号 いずれかに該当する場合はそ 旨〉〈第5号〉		本人以外から個人情報を取得する根拠 ・令又は相当の理由は何か。〈第6号〉
No		V	利用目的	V	変更前の利用目的との相当の関連性	Ø	利用目的を明示する 方法等	Ŋ	根拠法令又は相当の理由
1	容姿	V	子どもの事故防止及び事故 発生時の検証に当たり、防 犯カメラに記録された情報を 確認するため					Ø	子どもの睡眠や水遊び、食事中等の活動における危険の有無の確認や、事故が発生した場合の検証のため
2									
3									
4									
5									
6									
7									
8									
9									
10									

			部課名	各課共通			整理番号			_
被目的外利用業務の名称			防犯カメ	ラの設置及び利	記録年月日	令和	6年12			
	部語	果名	保健福祉	上部障害者施策	課			に関	する業	€務
目的外 利用を した	業務の	の名称	障害児通	動 所施設				(こ園:	する業	美務
	理	由	子どもの や、事故	睡眠や水遊び、 が発生した場合	食事の検	中等の活動にお 証のため	 ける危険の 			
				〇 本人同	意		本人同意以	以外		
目的 外利の 根拠	本人同意以外	外の根拠								
目	的外利用のス	方法	0	閲覧	文書	電算	7	その他	()
	1 容姿				16					
	2				17					
	3				18		_			
	4		_		19					
目	5				20		_			
的 外 利	6				21		_			
利用し	7				22		_			
た 個	8				23		_			
人情	9				24		_			
人情報の項目	10				25					
目	11				26		_			
-	12				27		_			
	13				28					
	14				29					
	15				30					
備考										

			部課名	各課共通			整理番号
被目	的好	ト利用業務の名称	防犯カメ	ラの設置及び利	令和6年12月1日		
	H J/	141/11/24/2007 [14]	دودادا (دوا		,,,		に関する業務
		部課名	子ども家	庭部児童青少年	F課、	地域子育て支援	課
目的を 利用を した	を	業務の名称	子ども・ラ	子育てプラザの利	钊用	等	に関する業務
		理由	子どもの や、事故	睡眠や水遊び、 が発生した場合	食事	中等の活動にお 証のため	ける危険の有無の確認
				〇 本人同	意		本人同意以外
目的 外利 用の 根拠	本	人同意以外の根拠					
E	的	外利用の方法	0	閲覧	文書	電算 電算	その他()
	1	容姿			16		
	2				17		
	3				18		
	4				19		
目的	5				20		
外利	6				21		
用し	7				22		
危し	8				23		
人 情 報	9				24		
項目	10				25		
目	11				26		
	12				27		
	13				28		
	14				29		
	15				30		
備考							

			部課名	合課力	F			整埋番号
			防犯カメラの設置及び利用 記録年月日					令和6年12月1日
			دوری و زوا	J 07 EX				に関する業務
		部課名	子ども家	庭部管	理課、保育	課		
目的を利用を	を	業務の名称	保育					に関する業務
072		理由			水遊び、食 :場合の検証			ける危険の有無の確認や、
				0	本人同意			本人同意以外
目的 外 用の 根拠	本	人同意以外の根拠						
E	目的	外利用の方法	0	閲覧	Ż	書	電算	その他()
	1	容姿			1	16		
	2				1	17		
	3				1	18		
	4				1	19		
目	5				2	20		
的 外 利	6				2	21		
用し	7				2	22		
た 個	8				2	23		
人情報の	9				2	24		
取の項	10				2	25		
項目	11				2	26		
	12				2	27		
	13				2	28		
	14				2	29		
	15				- ;	30		
備考								

			部課名	各課共	通			整理番号		
油口的は利用業数のなむ		r+×n ⊥ ./	_ 0 = n.=	27. ッぐエリロ		記録年月日	令	和6年12月	1日	
被目的外利用業務の名称			ᄞᄭᅺ	フの設値	置及び利用		に関する	5業務		
		部課名	子ども家 学前教育			、園、	教育委員会事	務局済美		
目的を 利用を した	を	業務の名称	子供園						に関する	5業務
		理由			水遊び、食 した場合の		□等の活動にお Eのため	ける危険の	の有無の確	認
				0	本人同意	ţ		本人同意	以外	
目的 別利の 根拠	用の一大人同意以外の担加									
E	目的	外利用の方法	0	閲覧	3	文書	電算		その他()
	1	容姿				16				
	2					17				
	3					18				
	4					19				
目	5					20				
的 外 利	6					21				
用し	7					22				
た 個	8					23				
人情報の項目	9					24				
かので	10					25				
目	11					26				
	12					27				
	13					28				
	14					29				
	15					30				
備考		-								

自己点検表④-1(☑目的外利用・□外部提供)

業務の名称	障害児通所施設に関する業務、子ども・子育てプラザの利用等に関する業務、保育に関する業務、子供園に関する業務
主管部課名	保健福祉部障害者施策課、子ども家庭部地域子育て支援課、保育課
業務の根拠法令等	児童福祉法、子ども・子育て支援法
利用目的(全体)	・児童発達支援業務の実施のため ・乳幼児一時預かり保育実施のため ・保育所等において保育を行うため ・子供園において教育及び保育を行うため

	目的外利用を行う業務の名称	防犯カメラの設置及び利用に関する業務
目的外 利用	部課名	各課共通
4 3713	目的外利用を行う理由	子どもの事故防止及び事故発生時の検証に当たり、防犯カメラに記録された情報を確認するため
나 나	外部提供先の種別	
外部 提供	外部提供先(詳細)	
WE IX	外部提供の方法	方法(詳細)

	目的外利用又は 外部提供を行う 保有個人情報		1.目的外利用・外部提供を行う保有個人情報 の範囲及び妥当性(第1号) 養務の実施に当たり、当該保有個人情報を目的外利用		目的外利用又は 外部提供を行う 保有個人情報		1.目的外利用・外部提供を行う保有個人情報 の範囲及び妥当性(第1号) 議務の実施に当たり、当該保有個人情報を目的外利用
No	※下線は 要配慮個人情報	≭	マは外部提供する必要があるか。〈第1号〉 目的外利用又は外部提供が必要な理由	No	※下線は 要配慮個人情報	* ✓	マは外部提供する必要があるか。〈第1号〉 目的外利用又は外部提供が必要な理由
1	容ぼう・姿態	Ø	子どもの事故防止及び事故発生時の検証に 当たり、防犯カメラに記録された情報を確認す るため	11			
2				12			
3				13			
4				14			
5				15			
6				16			
7				17			
8				18			
9				19			
10				20			

自己点検表④-2(☑目的外利用・□外部提供)

業務の名称	障害児通所施設に関する業務、子ども・子育てプラザの利用等に関する業務、保育に関する業務、子供園に関する業務
主管部課名	保健福祉部障害者施策課、子ども家庭部地域子育て支援課、保育課
業務の根拠法令等	児童福祉法、子ども・子育て支援法
利用目的(全体)	・児童発達支援業務の実施のため・乳幼児一時預かり保育実施のため・保育所等において保育を行うため・子供園において教育及び保育を行うため

		2. 目的外利用·外部提供は	に係る確認事項(第2号~第7号)						
		・目的外利用又は外部提供を行うに当たり、以下の	事項に						
Ø		確認事項		具体	x的内容·具体的対応等				
					❹【 利用目的以外の目的の場合】法第69条第 2項第2号				
Ø	1	・目的外利用又は外部提供を行う根拠は何か。 〈第2号・第3号〉	根拠	度で保有個人情報を	定める所掌事務又は業務の遂行に必要な限 内部で利用する場合であって、当該保有個人 こついて相当の理由があるとき。				
			具体的内容		び、食事中等の活動における危険の有無の確 た場合の検証のため				
無	2	法第69条第2項第3号の規定に基づき他の行政機関等に保有個人情報を提供する場合であって、必要があると認めるときは、法第70条の規定に基づき③及び④に規定する措置を講ずるか。〈第4号〉							
無	3	法第69条第2項第4号の規定に基づき行政機関等以外の者に保有個人情報を提供する場合にあっては、法第70条の規定に基づき、提供先との間において、原則として、利用目的、利用する業務の根拠法令、利用する記録範囲及び記録項目、利用形態等を記載した書面(電磁的記録を含む。)を取り交わすか。〈第5号〉							
無	4	③のほか、法第69条第2項第4号の規定に基づき行政機関等以外の者に保有個人情報を提供する場合にあっては、法第70条の規定に基づき、保有個人情報の取扱いに係る安全確保の措置を講ずることを求めるととは、必要があると認めるときは、当該提供をする前又は随時に実地の調査等を行い、当該措置の状況を確認してその結果を記録するとともに、改善要求等の必要な措置を講ずるか。〈第6号〉							
無	⑤	個人情報を提供するに当たり、漏えい等による被害発生のリスクを低減する観点から、提供先の利用目的、保有個人情報の秘匿性等その内容その他の事情を考慮し、必要に応じ、特定の個人を識別することができる記載の全部又は一部を削除し、又は別の記号に置き換える等の措置を講ずるか。〈第7号〉							
		3. 利用目的以外の目的のための外国にある第三		THE SEPTIME	2 7 7 (3)0- 3 3)0 37				
7	利用	目的以外の目的のために保有個人情報を外国にある第三者に提供	キするり 	7 - 7 - 7 - 7 - 7 - 7 - 7 - 7 - 7 - 7 -	1				
Ø		確認事項		具体	的内容•具体的対応等				
無	6	法第71条第1項の規定により外国にある第三者に利用目的以外の目的のために保有個人情報を提供する場合にあっては、同項の規定に基づき本人の同意を得るか。〈第8号〉							
無	7	法第71条第1項の規定に基づき本人の同意を得る場合にあっては、同条 第2項の規定に基づき当該本人に参考となるべき外国における個人情報 の保護に関する制度に係る情報等を提供するか。 〈第9号〉							
無	8	法第71条第3項の規定により外国にある第三者に利用目的以外の目的のために保有個人情報を提供した場合にあっては、同項の規定に基づき必要な措置を講じるか。〈第10号〉							

個人情報登録票

		部課名	各課共通				整理番号		
		防犯カメ	ラの設置及び利用		登録	年月日		平成16年5	月21日
業	務の名称			•					
								に餡よ	る業務
		犯罪の防	〕止、セキュリティの硌	保のため				10 3	**************************************
	人情報の								
1	仅集目的								
			ラ設置施設及び自動						
	象となる個 人の範囲	防犯カメ ·	ラが設置された施設	割辺の通行	人等				
•	への軋団								
			O 本人			0	本人以外		
							一 イバルバ		
個	本人以外	4号該当	···平成20年12月2	5日審議会	諮問第42	2号 ————			
個人情報	収集の根								
報	拠								
の lld			 部課名				美務の名種	 尓	
収集方法									
方	目的外利								
法	用								
-	 記録形態			 電算	│ ○ その他 (磁気媒体又は電子媒体)				
-	住民記録等	生の情報	財産等の情報	心身等の				<u>本メは電丁線</u> 社会活動等	
	容ぼう・姿態		7722 3 3 113 118	心 4 4	<u> フ 月 干以</u>	工/11/////		11五/13月	Uノ 月 干以
	音声								
	日時								
個									
人									
情									
教の									
個人情報の記録の内容									
録の									
内									
容									
備									
備考									

40 44	
報告	42

杉並区個人情報の保護に関する安全管理措置等基準 自己点検表

交	 	学校開	放事業に関す	ける業務				
主	E管部課名	教育委員会事務局学校支援課、学校						
該当	点検事	項	新規·変更	実施予定年月日	根拠法令等			
\bigcirc	個人情報の	保有等	変更	令和7年3月1日				
\bigcirc	外部委	託	新規	令和7年3月1日				
	指定管	理		令和 年 月 日				
	労働者派遣			令和 年 月 日				
	目的外和	刊用		令和 年 月 日				
	外部提供			令和 年 月 日				
\circ	○ 電算入力		変更	令和7年3月1日				
○ 外部結合			新規	令和7年3月1日				

現在、学校開放事業に係る使用申請の受付は、登録団体の希望により学校が利用日時を調整し、その内容に基づき登録団体が紙の申請書を学校へ提出することで実施している。この使用申請について、効率化及び利便性向上のため、公共施設予約システム「さざんかねっと」(以下「予約システム」という)を用いて受付を行う。

それに伴い、登録団体が予約システムを利用するために必要な個人情報を新たに保有する。 また、予約システムの業務管理サーバの保守、予約システムを用いた当日の受付業務につい て、外部委託を行う。

電算入力については、既存の「公共施設予約システム」への課名追加を行い、予約システム利用のための外部結合を行う。

【個人情報の保有等】

登録団体の予約システムを用いた使用申請を受け付けるため、「利用者ID」「利用者パスワード」を新たに保有する。

【外部委託】

件

 \mathcal{O}

概要

- 予約システムの業務管理サーバ保守について外部委託を行う。
- 予約システムを用いた当日の受付業務の外部委託を行う。

【電算入力】

電算入力記録票「公共施設予約システム」の部課名に学校支援課及び学校を追加する。

【外部結合】

予約システムを利用して、使用申請受付等の管理を行うため、インターネット回線を通じて、区のSWITCHパソコンと公共施設予約システムの外部結合を行う。

	,			
		令和	和6年11月8日	
デシ	ジタル・セキュリ ティ部会での		報告了承	
	審議結		以下のとおり	
			()
備考				

個人情報登録票

		部課名	教育委員会事務局等	学校支援課	、学校		整理番号	
業務の名称		学校開	协車業		登録	年月日		昭和62年6月1日
		于似洲	以 尹未					に関する業務
個	人情報の収 集目的	学校開	放事業のため					
対	象となる個人 の範囲	学校開	放事業の利用者					
			〇 本人			<u>O</u>	本人以外	
個		利用者	ID、利用者パスワー	ドは公共施	没予約シ.	ステムが自動	動発行する	<u>るため</u>
人情報	本人以外収 集の根拠							
報の								
収			部課名			<u> </u>	養務の名 種	
の収集方法	目的外利用							
法	日的外利用							
	<u>l</u> 記録形態	0	文書	 電算		その他		
	住民記録等		財産等の情報	心身等(の情報		等の情報	社会活動等の情報
	氏名							団体加入の状況
	住所							役職
	電話番号	-						使用学校名
	メールアドレ. <u>利用者ID</u>	^						勤務先等 申請内容·状況
個	<u>利用者パス「</u>	フード						中時77日 水池
人信	11/11 [[1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1	<u> </u>						
報								
の記								
人情報の記録の内容								
の内								
容								
,								
備考								

報告	42
----	----

自己点検表①(個人情報の保有・本人以外からの個人情報の取得)

	244-0-(11/2) - 11/4 - 1/2 - 2/4
業務の名称	学校開放事業に関する業務
主管部課名	教育委員会事務局学校支援課、学校
業務の根拠法令等	
利用目的(全体)	学校開放事業のため

対象となる個人の範囲 (第1号) 学校開放事業の利用者

		1. 1	2. 本人以外からの個人情報の取得(第6号)		
	保有する 個人情報の内容 <u>※下線は</u> 要配慮個人情報	・保有する個人情報の利用 目的は何か。〈第2号〉 ・保有する個人情報が利用 目的の達成に必要な範囲を 超えていないか。〈第3号〉	変更前の利用目的と相当の関連性を有すると合理的に	・本人から直接書面(電磁的記録を含む。)に記録された個人情報を取得するときの利用目的を明示する方法は何か。(法第62条各号のいずれかに該当する場合はその旨)〈第5号〉	・本人以外から個人情報を取得する 根拠法令又は相当の理由は何か。〈 第6号〉
No		☑ 利用目的	図 変更前の利用目的 との相当の関連性	利用目的を明示する 方法等	☑ 根拠法令又は相当の理由
1	利用者ID	☑ 登録団体が公共施設予約 ジステムを利用するため			☑ 公共施設予約システムが自動発行するため
2	利用者パスワード	☑ 登録団体が公共施設予約 システムを利用するため			☑公共施設予約システムが自動発行するため
3					
4					
5					
6					
7					
8					
9					
10					

外部委託記録票

		部課名 教育委員会事務局学校支援課、学校						整理番号		
						記録年月日		令和7年3月1日		
業務の名称		学校開放事業							に関する業務	
報告年	月日	令和6年11月8日 報告第61号				確認年月日				
委託	£ 先	民間事業者				業務委託期間	単年度			
	公共	L 施設予約シ	 /ステムの業務管理	単サー		0	個人情報の適	 切な管理		
	バの					0	秘密の保持			
						0	再委託の禁止			
委					委	0	目的外使用の	· 类止		
委託の				委託の	0	第三者への提供の禁止				
内					条	0	複写及び複製(の禁止		
容				件	0	提供資料の返	還義務			
					0	立入調査の実施	調査の実施			
					0	事故発生時の報告義務				
							条例遵守	2 - 13		
			3電話番号 4メー 況 8役職 9使用					パスワード		
委託に 係る情報 の項目										
委託先 授受の		0	閲覧	文書		磁気	媒体	○ その他(-	インターネット)	

自己点検表②-1(☑外部委託・□指定管理者)

業務の名称	学校開放事業
主管部課名	教育委員会事務局学校支援課、学校
業務の根拠法令等	
利用目的(全体)	学校開放事業のため

The section of the se		公共施設予約システムの業務管理サーバの保守
委託先又は指定管理者 に行わせる業務の内容	イ	
〈第1号〉	ウ	
,,,	工	
再委託等を行う業務の内容 (再委託等を行う場合)		

\		委託先等が取扱う 保有個人情報 (業務別)			1. 委託先等に取り扱わせる保有個人情報(第5号)				
$ \setminus$	委託先等に 取り扱わせる 保有個人情報			人情報	報		・業務の実施に当たり、当該保有個人情報を取り扱わせる必要があるか。〈第5号〉		
No	※下線は 要配慮個人情報	ア	イ	ウ	Н	V	委託先等に取り扱わせることが必要な理由		
1	氏名	0				V	保守を行うデータベースに含まれるため		
2	住所	0				V	保守を行うデータベースに含まれるため		
3	電話番号	0				V	保守を行うデータベースに含まれるため		
4	メールアドレス	0				V	保守を行うデータベースに含まれるため		
5	利用者ID	0				V	保守を行うデータベースに含まれるため		
6	利用者パスワー ド	0				V	保守を行うデータベースに含まれるため		
7	団体加入の状況	0				V	保守を行うデータベースに含まれるため		
8	役職	0				V	保守を行うデータベースに含まれるため		
9	使用学校名	0				V	保守を行うデータベースに含まれるため		
10	申請内容·状況	0				V	保守を行うデータベースに含まれるため		

自己点検表②-2(☑外部委託・□指定管理者)

業務の名称	学校開放事業に関する業務
主管部課名	教育委員会事務局学校支援課、学校
業務の根拠法令等	
利用目的(全体)	学校開放事業のため

	2. 委託先又は指定管理者が取り扱う個人情報の重要度に応じ、 委託事業者又は指定管理者の選定に関する選定基準等を定めているか。〈第2号〉										
V		選定に使用した選定基準等	等								
無	1										
	3. 委託先又は指定管理者に係る契約条項(第3号)										
		・契約の締結に当たり、次の事項を契約書等に明	月記するか。〈第3号〉								
Ŋ		契約書等への記載事項	契約書に記載しない場合、その理由と代替措置								
無	2	個人情報に関する秘密保持、利用目的以外の目的のための利用の禁止等の義務に 関する事項〈第3号ア〉									
無	3	【外部委託の場合】再委託の制限又は事前承認等の再委託に係る条件等に関する 事項(当該再委託先が、委託先の子会社(会社法(平成17年法律第86号)第2条第1 項第3号に規定する子会社をいう。以下同じ。)である場合も同様とする。)〈第3号イ〉									
無	4	【指定管理者の場合】委託の制限又は事前承認等の委託に係る条件等に関する事項(当該委託先が、指定管理者の子会社である場合も同様とする。)〈第3号ウ〉									
無	(5)	個人情報の第三者への提供の制限に関する事項〈第3号エ〉									
無	6	個人情報の複製等の制限に関する事項〈第3号オ〉									
無	7	個人情報の安全管理措置に関する事項〈第3号カ〉									
無	8	個人情報の漏えい等の事案の発生時における対応に関する事項〈第3号キ〉									
無	9	委託終了時における個人情報の消去、媒体の返還及び廃棄に関する事項〈第3号ク 〉									
無	10	法令及び契約に違反した場合における契約解除、損害賠償責任その他必要な事項 〈第3号ケ〉									
無	(1)	【外部委託の場合】契約内容の遵守状況についての定期的報告に関する事項及び 委託先における委託された個人情報の取扱状況を把握するための監査等に関する 事項(再委託先の監査等に関する事項を含む。)〈第3号コ〉									
無	12	【指定管理者の場合】契約内容の遵守状況についての定期的報告に関する事項及び指定管理者における個人情報の取扱状況を把握するための監査等に関する事項 (指定管理者の委託先の監査等に関する事項を含む。)〈第3号サ〉									
無	13	関係法令の遵守に関する事項〈第3号シ〉									
		4. 委託先又は指定管理者に係る確認事項(第4	号、第6号~第10号)								
L	• :	委託先又は指定管理者に業務を行わせるに当たり、以下の事項についてど	のような措置を施すか。〈第4号、第6号~第10号〉								
V		確認事項	確認事項への具体的対応・代替措置等								
無	14)	委託先又は指定管理者における責任者及び業務従事者の管理体制及び実施体制、個人情報の管理の状況についての検査に関する事項等の必要な事項について書面で確認するか。〈第4号〉									
無	15)	安託する来物スは14年1年4か177来物に味る味有個人情報の秘色性等での内容 及びその量等に応じて、作業の管理体制及び実施体制並びに個人情報の管理の状 況について、少なくとも年1回以上、原則として実地検査により確認を行うか。〈第6号 〉									
無	16	【外部委託の場合】委託先が再委託を行う場合、委託先に、再委託先に行わせる業務の内容、取り扱わせる保有個人情報の範囲及びその妥当性の確認並びに①~⑭の措置を講じさせ、再委託される業務に係る保有個人情報の秘匿性等その内容に応じて委託先を通じて又は個人情報保護管理責任者自らが⑤の措置を実施するか。(保有個人情報の取扱いに係る業務について再委託先が再々委託を行う場合(再々委託以降に委託を行う場合を含む。)を含む。)〈第7号〉									
無	17)	【指定管理者の場合】指定管理者が委託を行う場合、指定管理者に、⑩の外部委託の例により必要な措置を講じさせるか。〈第8号〉									
無	18)	委託先又は指定管理者に個人情報を提供するに当たり、漏えい等による被害発生のリスクを低減する観点から、委託する業務又は指定管理者が行う業務の内容、保有個人情報の秘匿性等その内容その他の事情を考慮し、必要に応じ、特定の個人を識別することができる記載の全部又は一部を削除し、又は別の記号に置き換える等の措置を講ずるか。〈第9号〉									
無	19	委託先又は指定管理者との個人情報の授受に当たり、漏えい等を防止するために必要な措置を講ずるか。〈第10号〉									

外部委託記録票

		部課名	教育委員会事務	易号校	支援課	、学校		整理番号		
			Late			記録年月日		令和7年4月1日		
業務の	2名称	学校開放著	事業						に関する業務	
報告年	月日	令和6年1	1月8日		報告第	61号	確認年月日			
委託	先	民間事業	者				業務委託期間	単年度 〇 継続		
	学校	 開放に係る	 受付業務			0	個人情報の適 [・]			
		71372V. — 171V W	~177672			0	秘密の保持	23 0. [] .		
						0	再委託の禁止	禁止		
委					禾	0	目的外使用の			
委託の				委託の条	0	第三者への提	への提供の禁止			
の 内					0	複写及び複製の	の禁止			
容					件	0	提供資料の返	還義務		
						0	立入調査の実施	施		
						0	事故発生時の	報告義務		
						0	条例遵守			
			3電話番号 4メ 9申請内容・状況		レス 5	利用	者ID 6団体加 <i>7</i>	人の状況 7役	¿職	
委託に 係る個 人情報 の項目										
委託先 授受の		0	閲覧	文書		磁気	媒体	○ その他(-	インターネット)	

自己点検表②-1(☑外部委託・□指定管理者)

業務の名称	学校開放事業
主管部課名	教育委員会事務局学校支援課、学校
業務の根拠法令等	
利用目的(全体)	学校開放事業のため

or made and a land that on the	ア	学校開放に係る受付業務
委託先又は指定管理者 に行わせる業務の内容		
〈第1号〉	ウ	
	エ	
再委託等を行う業務の内容 (再委託等を行う場合)		

\		委託先等が取扱う			扱う		1. 委託先等に取り扱わせる保有個人情報(第5号)				
$ \setminus$	委託先等に 取り扱わせる 保有個人情報	保有個人情報 (業務別)			・業務の実施に当たり、当該保有個人情報を取り扱わせる必要があるか。〈第5号〉						
No	<u>※下線は</u> <u>要配慮個人情報</u>	ア	イ	ウ	工	V	委託先等に取り扱わせることが必要な理由				
1	氏名	0				Ø	公共施設予約システムにアクセスし、受付業務を行うため				
2	住所	0				V	公共施設予約システムにアクセスし、受付業務を行うため				
3	電話番号	0				Ø	公共施設予約システムにアクセスし、受付業務を行うため				
4	メールアドレス	0				Ø	公共施設予約システムにアクセスし、受付業務を行うため				
5	利用者ID	0				V	公共施設予約システムにアクセスし、受付業務を行うため				
6	団体加入の状況	0				V	公共施設予約システムにアクセスし、受付業務を行うため				
7	役職	0				V	公共施設予約システムにアクセスし、受付業務を行うため				
8	使用学校名	0				Ø	公共施設予約システムにアクセスし、受付業務を行うため				
9	申請內容•状況	0				Ø	公共施設予約システムにアクセスし、受付業務を行うため				
10											

報告 42

自己点検表②-2(☑外部委託・□指定管理者)

業務の名称	学校開放事業に関する業務
主管部課名	教育委員会事務局学校支援課、学校
業務の根拠法令等	
利用目的(全体)	学校開放事業のため

	2. 委託先又は指定管理者が取り扱う個人情報の重要度に応じ、 委託事業者又は指定管理者の選定に関する選定基準等を定めているか。〈第2号〉										
abla		選定に使用した選定基準等	等								
Ø	1	個人情報に係る外部委託契約仕様書の特記ガイドライン									
	3. 委託先又は指定管理者に係る契約条項(第3号)										
	・契約の締結に当たり、次の事項を契約書等に明記するか。〈第3号〉										
Z		契約書等への記載事項	契約書に記載しない場合、その理由と代替措置								
Ø	2	個人情報に関する秘密保持、利用目的以外の目的のための利用の禁止等の義務に 関する事項〈第3号ア〉	個人情報に係る特記仕様書に記載する。								
Ø	3	【外部委託の場合】再委託の制限又は事前承認等の再委託に係る条件等に関する事項(当該再委託先が、委託先の子会社(会社法(平成17年法律第86号)第2条第1項第3号に規定する子会社をいう。以下同じ。)である場合も同様とする。)〈第3号イ〉	個人情報に係る特記仕様書に記載する。								
無	4	【指定管理者の場合】委託の制限又は事前承認等の委託に係る条件等に関する事項(当該委託先が、指定管理者の子会社である場合も同様とする。)〈第3号ウ〉									
Z	(5)	個人情報の第三者への提供の制限に関する事項〈第3号エ〉	個人情報に係る特記仕様書に記載する。								
Z	6	個人情報の複製等の制限に関する事項〈第3号オ〉	個人情報に係る特記仕様書に記載する。								
V	7	個人情報の安全管理措置に関する事項〈第3号カ〉	個人情報に係る特記仕様書に記載する。								
Ø	8	個人情報の漏えい等の事案の発生時における対応に関する事項〈第3号キ〉	個人情報に係る特記仕様書に記載する。								
Ø	9	委託終了時における個人情報の消去、媒体の返還及び廃棄に関する事項〈第3号ク〉	個人情報に係る特記仕様書に記載する。								
Ø	10	法令及び契約に違反した場合における契約解除、損害賠償責任その他必要な事項 〈第3号ケ〉	個人情報に係る特記仕様書に記載する。								
Ø	(1)	【外部委託の場合】契約内容の遵守状況についての定期的報告に関する事項及び 委託先における委託された個人情報の取扱状況を把握するための監査等に関する 事項(再委託先の監査等に関する事項を含む。)〈第3号コ〉	個人情報に係る特記仕様書に記載する。								
無	12	【指定管理者の場合】契約内容の遵守状況についての定期的報告に関する事項及び指定管理者における個人情報の取扱状況を把握するための監査等に関する事項 (指定管理者の委託先の監査等に関する事項を含む。)〈第3号サ〉									
Z	13	関係法令の遵守に関する事項〈第3号シ〉	個人情報に係る特記仕様書に記載する。								
		4. 委託先又は指定管理者に係る確認事項(第4	号、第6号~第10号)								
	•	委託先又は指定管理者に業務を行わせるに当たり、以下の事項についてど	かような措置を施すか。〈第4号、第6号~第10号〉								
Z		確認事項	確認事項への具体的対応・代替措置等								
Ø	(14)	委託先又は指定管理者における責任者及び業務従事者の管理体制及び実施体制、個人情報の管理の状況についての検査に関する事項等の必要な事項について 書面で確認するか。〈第4号〉	情報管理責任者及び従事者の役職名・氏名及び情報管理 体制における役割を記載した「情報管理体制表」を提出させる。仕様書に個人情報の管理の状況についての検査に 関する事項を記載する。								
Ø	15)	委託する業務又は指定管理者が行う業務に係る保有個人情報の秘匿性等その内容及びその量等に応じて、作業の管理体制及び実施体制並びに個人情報の管理の状況について、少なくとも年1回以上、原則として実地検査により確認を行うか。〈第6号〉	書面での確認を基本とし、必要があると認める場合に立ち 入り調査を実施する。								
Ø		【外部委託の場合】委託先が再委託を行う場合、委託先に、再委託先に行わせる業務の内容、取り扱わせる保有個人情報の範囲及びその妥当性の確認並びに①~⑩の措置を講じさせ、再委託される業務に係る保有個人情報の秘匿性等その内容に応じて委託先を通じて又は個人情報保護管理責任者自らが⑩の措置を実施するか。(保有個人情報の取扱いに係る業務について再委託先が再々委託を行う場合(再々委託以降に委託を行う場合を含む。)を含む。)〈第7号〉	再委託は行わない。								
無	□ 【指定管理者の場合】指定管理者が委託を行う場合、指定管理者に、⑥の外部委託の例により必要な措置を講じさせるか。〈第8号〉										
Ø	18	委託先又は指定管理者に個人情報を提供するに当たり、漏えい等による被害発生のリスクを低減する観点から、委託する業務又は指定管理者が行う業務の内容、保有個人情報の秘匿性等その内容その他の事情を考慮し、必要に応じ、特定の個人を識別することができる記載の全部又は一部を削除し、又は別の記号に置き換える等の措置を講ずるか。〈第9号〉	提供する個人情報はすべて委託する業務に必要なもので あるため、当該措置は実施しない。								
V	19	委託先又は指定管理者との個人情報の授受に当たり、漏えい等を防止するために必要な措置を講ずるか。〈第10号〉	個人情報の授受はシステム上でのみ行い、システムのアクセス権限は、受託事業者の担当者および責任者、各学校の学校開放担当者、学校支援課の担当職員のみに制限している。								

電 算 入 力 記 録 票

		部 課 名	ツ振興調 福祉部 児童青少 園課、野	話部地域課、 果、産業振興 高齢者施策課 少年課、都市 環境部環境課 重学習推進課	センタ 、	マー、係 ごも家庭 『みどり 育委員会	R健 ≦部 ○公 整理番号 ○本	第146号		
業務	落システム名			_	記録	年月日	平成15年	2月 1日		
		公共施設予	う約シスプ	テム 						
記	審議会諮	問年月日	番号	記録年	手月 日		記録・消去	した項目番号		
録	平成14年1	10月25日	2 5	平成15年	2月	1 日	1~17			
	平成15年	5月30日	1	平成15年	7月	1 日	18~21			
の	平成17年	2月16日	6 4	平成17年	2月	16日	6~8 消去			
	平成17年	2月16日	6 4	平成17年	3月	1 目	$22 \sim 59$			
経	平成26年	8月 1日	1 3	平成26年	10月	1 目	3~5変更、60~62 35、36、44~46			
\ II										
過										
	1 受付番	号(予約ID)			16 施設利用日時					
記	2 受付年	月日 (予約)			17	利用施	設			
	3 利用申	請者・代表者	・連絡 動	責任者氏名	18	使用料	微収額			
	4 利用申	請者・代表者	・連絡 動	責任者住所	19	使用人	、数			
録	5 利用申	請者・代表者	・連絡責任	壬者電話番号						
	6 利用申	请者FAX番号	:		21 使用停止期間					
	7 利用申	請者メールフ	アドレス		22 利用者使用可否					
0)	8 利用申	請者年齢			23 利用者登録日					
	9 利用申	請者ID			24	24 利用者登録施設				
	10 利用申	請者パスワー	ード		25	最新使	三 用日			
項	11 利用申	請者在住・右	王勤・区グ	外の別	26	6 更新年月日				
	12 登録団]体名及び代表	長者		27	団体利用者ID				
目	13 抽選結	5果(施設予約	勺)		28	入金日				
Ħ	14 施設利	月料収納状況	己		29	9 集計区分(施設使用/備品使用)				
	15 施設利	用目的			30	取消日	時			
備考										

	31	還付率	66
	32	還付金額	67
	33	還付支払い状態	68
記	34	還付支払日	69
нС	35	旧さざんかーど番号	70
	36	活動地域	71
	37	個人利用者生年月日	72
	38	代表者生年月日	73
	39	連絡責任者・生年月日	74
	40	体育施設区分名	75
録	41	有効期間終了日	76
	42	最新当選年月(当選履歴)	77
	43	講師名	78
	44	講師電話番号	79
	45	講師郵便番号	80
	46	講師住所	81
	47	講師所属	82
の	48	託児有無(託児教室のみ)	83
	49	託児人数(託児教室のみ)	84
	50	子ども氏名(親子教室のみ)	85
	51	子ども人数(親子教室のみ)	86
	52	旧すぽ一つねっと番号	87
	53	参加料入金日	88
	54	参加料収納状況	89
項	55	支払期限	90
	56	支払方法(口座・窓口)	91
	57	教室抽選結果	92
	58	教室予約ID	93
	59	教室予約受付年月日	94
	60	子ども年齢 (親子教室のみ)	95
目	61	教室利用者年齢	96
Ħ	62	メールアドレス	97
	63		98
	64		99
	65		100

自己点検表⑤-1(電算入力)

業務の名称	学校開放事業に関する業務
主管部課名	教育委員会事務局学校支援課、学校
業務の根拠法令等	
利用目的(全体)	学校開放事業のため

システム名	公共施設予約システム
区の機関が管理する電子計算組織 への記録を行う業務の内容 (電子計算組織の処理内容・利用 方法)	学校開放の使用申請受付

			25 7 31 /th /m /dh) 2 30 /2 15 7 /0 -1- /m 1 let +0				F 7 3 1 /2 /11 /4 /11 /4 /11 /4 /11 /4 /11 /4 /11
\			. 電子計算組織に記録する保有個人情報 の	\]	. 電子計算組織に記録する保有個人情報 の
1	区の機関が管理する電子計算組		範囲及び妥当性(第1号)	1	区の機関が管理 する電子計算組		範囲及び妥当性(第1号)
	織に記録する	業思	務の実施に当たり、当該保有個人情報を区の機 が管理する電子計算組織に記録する必要がある	1	織に記録する		務の実施に当たり、当該保有個人情報を区の機 が管理する電子計算組織に記録する必要がある
$ \ $	保有個人情報 ※ <u>下線は要配慮個</u>	カゝ		1	保有個人情報 ※ <u>下線は要配慮個</u>	カ	
	人情報	\5		1	<u>人情報</u>	L	
No		V	電子計算組織への記録が必要な理由	No		V	電子計算組織への記録が必要な理由
١,				1 1		fore	
1		拱		11		無	
H		Н				Н	
2		無		12		無	
-							
		П					
3		無		13		無	
		Ц					
١.							
4		無		14		無	
\vdash		Н				Н	
5		£⊞		15		fmt	
		m		10		,,,,	
		П					
6		無		16		無	
		Ц					
7		無		17		無	
\vdash		Н				Н	
8		111 1		18		1	
		^``		10		,,,,	
		Н				H	
9		無		19		無	
		Ц					
10		無		20		無	
		Ц					

報告	42
----	----

自己点検表⑤-2(電算入力)

業務の名称	学校開放事業に関する業務
主管部課名	教育委員会事務局学校支援課、学校
業務の根拠法令等	
利用目的(全体)	学校開放事業のため

2. 電子計算組織に係る									係る確認事項(第2号~第5号)							
			•保有	個人	.情報	を区の機関	が管理する	電子	子計算組織に記録するに当たっての確認事項〈第2号〉							
Z	1	対象者数 〈第2号ア〉	400	人	2 2	操作員数 〈第2号イ〉	50	人。	3	操作員種別〈第2号ウ〉	区職員及 び区職員 以外		区職員、各学校の学校開放担当 者、学校開放受付業務受託者			
Z	4	データ処 理件数 〈第2号エ 〉 5,000 件 ☑ ⑤ 操作端末 種別 〈第2号オ〉								の他の場合) 作端末の詳細 第2号オ関連〉	区職員:SWI 各学校の学 PC(閉域網)	校開放担当者及び	学校開放受付業務受託者:区が調達する			
		・区の機	関が管理	する	電子	計算組織への	の記録に当	たり	、以	下の事項につ	ついてどの	ような措置を施	直すか。〈第3号~第5号〉			
₽				確	認事項	頁				吞	推認事項·	への具体的対応	芯•代替措置等			
									1	バックアップ		ェアによるスナッ 日次で行う	プショットとデータ排出によるバック			
										データの暗号化	データに	データは全て暗号化される				
										ログの取得管理	サーバ- を設ける		がの取得、保存、分析、報告の機能			
									<u>a</u> .	パスワード認証	ログイン 証を行う	ログインにあたっては利用者及び管理者のID、パスワー 証を行う				
		保有個人情 行うか。<第	保有個人情報の秘匿性等その内容(※)に応じて必要な措置を 行うか、/ 第3号>							ICカード認証						
₽	6	※特定の個人の識別の容易性の程度、要配慮個人情報の有無、漏えい等が発生した場合に生じ得る被害の性質・程度など							Ħ	生体認証						
								Ç		データ持ち出し管 理ソフトの導入	で 区職員F	℃にはデータ持む	ら出し管理ソフトを導入している。			
									Þ	イルス対策ソフ の導入	ト データt 行う。	ミンターにファイア	ウォールを設置し、ウィルス対策を			
									2 #	無停電電源装置 (UPS)の導入	データセ	フンターにUPSを導	尊入する			
									Ħ	(その他)						
Z	7					の範囲及び権 囲に限定してい			アクセス権限を学校支援課の学校開放担当、各学校の学校開放担当者および学校 開放受付業務受託者のみに制限する							
Z	8	複製及び送信並びに保有個人情報が記録された媒体の外部 れたぬ							媒体の外部への)送付は行	わない。また、定	を信並びに保有個人情報が記録さ期的なサーバログ収集と解析を行 を調査し、特定できるようになってい				

外部結合記録票

部 課 名	教育委員会事務局学校支援課、学校		整理番号							
業務の名称	学校開放事業		記録年月日	令和7年3月1日						
未務の石が	子仪用瓜争未			に関する業務						
外部結合の相手方	民間事業者									
外部結合の根拠	学校を利用する登録団体の情報を公共 状況の管理のため	学校を利用する登録団体の情報を公共施設予約システムに登録、申請内容・ 状況の管理のため								
外部結合の方法	インターネット回線									
	提供する個人情報の項目		収集する個	固人情報の項目						
	1 氏名	1	メールアドレ	z						
	2 住所	2	利用者ID							
	3 電話番号	3 利用者パスワード								
	4 メールアドレス	4	使用学校名							
	5 利用者ID	5	申請内容・状	況						
	6 利用者パスワード	6								
外部結合によって 収集・提供される	7 団体加入の状況	7								
個人情報の項目	8 役職	8								
	9 使用学校名	9								
	10 申請内容·状況	10								
	11	11								
	12	12								
	13	13								
	14	14								
	15	15								
備考										

報告 42

自己点検表⑥-1(外部結合)

	· = >
業務の名称	学校開放事業に関する業務
主管部課名	教育委員会事務局学校支援課、学校
業務の根拠法令等	
利用目的(全体)	学校開放事業のため

システム名	公共施設予約システム
外部結合を行う業務の 内容	学校開放に係る使用申請受付

外部結合によって提供する 保有個人情報・取得する個人情報 <u>※下線は要配慮個人情報</u>			幸	1. 外部結合によって提供・取得する個人情報の妥当性(第1号・第2号) ・業務の実施に当たり、当該保有個人情報を外部結合により提供又は当該個人情報を 外部結合により取得する必要があるか。〈第1号・第2号〉				
No	提供する個人情報	取得する個人情報	Ø	外部結合が必要な理由				
1	氏名	メールアドレス	Ø	公共施設予約システムを用いて学校開放使用申請受付を行うため				
2	住所	利用者ID	Ø	公共施設予約システムを用いて学校開放使用申請受付を行うため				
3	電話番号	利用者パスワード	Ø	公共施設予約システムを用いて学校開放使用申請受付を行うため				
4	メールアドレス	使用学校名	V	公共施設予約システムを用いて学校開放使用申請受付を行うため				
5	利用者ID	申請内容・状況	Ø	公共施設予約システムを用いて学校開放使用申請受付を行うため				
6	利用者パスワード		Ø	公共施設予約システムを用いて学校開放使用申請受付を行うため				
7	団体加入の状況		Ø	公共施設予約システムを用いて学校開放使用申請受付を行うため				
8	役職		Ø	公共施設予約システムを用いて学校開放使用申請受付を行うため				
9	使用学校名		Ø	公共施設予約システムを用いて学校開放使用申請受付を行うため				
10	申請内容·状況		Ø	公共施設予約システムを用いて学校開放使用申請受付を行うため				

報告	42
----	----

自己点検表⑥-2(外部結合)

業務の名称	学校開放事業に関する業務
主管部課名	教育委員会事務局学校支援課、学校
業務の根拠法令等	
利用目的(全体)	学校開放事業のため

	○ 从如外人)×6×7秒30亩15(左○□、佐□○□)								
	2. 外部結合に係る確認事項(第3号~第13号) 外部結合に係る基本情報<第3号・第4号>								
Ø	1	外部結合の 相手方 〈第3号〉	民間事業者	相手方の 詳細 〈第3号関連〉	公共施設予約システムの保守業者				
Ø	2	外部結合の 方法 〈第4号〉	インターネット回 線	その他の場合の 詳細 〈第4号関連〉					
		·【 提	供の場合のみ】	外部結合に当た	り、以下の事	質につ	いてどのような措置	を施すか。〈第5号~第13号〉	
abla			確認事	項			確認事項への具体的対応・代替措置等		
					**	根拠	から選択⇒ 【利用目的のための外	●【利用目的内の場合】外部結合によって 提供する法令根拠又は相当の理由がある 部結合による提供】 語合によって提供する法令根拠又は相当の理由	
Ø	3	外部結合により保有個人情報の提供を行う根拠は何か。 〈第5号・第6号〉				があるとき。	の方法、相当の理由、特別な理由等について記載】		
					具体 的内 容		日体の情報を公共施設予約システムに登録、申請		
無	4	法第69条第2項第3号の規定に基づき他の行政機関等に保有個人情報を外部結合によって提供する場合であって、必要があると認めるときは、法第70条の規定に基づき、⑤及び⑥に規定する措置を講ずるか。〈第7号〉							
無	法第69条第2項第4号の規定に基づき行政機関等以外の者に保有個人情報を外部結合によって提供する場合にあっては、法第70条の規定に基づき、提供先との間において、原則として、利用目的、利用する業務の根拠法令、利用する記録範囲及び記録項目、利用形態等を記載した書面(電磁的記録を含む。)を取り交わすか。〈第8号〉				ては、法第70条 て、利用目的、 記録項目、利用				
無	⑤のほか、法第69条第2項第4号の規定に基づき行政機関等以外の者に保有個人情報を外部結合によって提供する場合にあっては、法第70条の規定に基づき、保有個人情報の取扱いに係る安全確保の措置を講ずることを求めるとともに、必要があると認めるときは、当該提供をする前又は随時に実地の調査等を行い、当該措置の状況を確認してその結果を記録するとともに、改善要求等の必要な措置を講ずるか。〈第9号〉				場合にあって 吸いに係る安全 ると認めるとき 亍い、当該措置				
Ø	7	個人情報を提供するに当たり、漏えい等による被害発生のリスクを低減する観点から、提供先の利用目的、保有個人情報の秘匿性等である。 での内容その他の事情を考慮し、必要に応じ、特定の個人を識別することができる記載の全部又は一部を削除し、又は別の記号等に置き換える等の措置を講ずるか。〈第10号〉				提供する個人情報は全て業務に必要であるため、当該措置は実施しない			
無	8	法第71条第1項の規定により外国にある第三者に利用目的以外の目的のために保有個人情報を外部結合によって提供する場合にあっては、同項の規定に基づき本人の同意を得るか。〈第11号〉							
無	9	は、同条第2項	夏の規定に基づき本の規定に基づき当の規定に基づき当 の規定に関する制度	該本人に参考とな	るべき外国にお				
無	10	法第71条第3項の規定により外国にある第三者に利用目的以外の 目的のために保有個人情報を外部結合によって提供した場合に あっては、同項の規定に基づき必要な措置を講じるか。 〈第13号〉							